

令和 4 年 3 月 2 2 日
行政改革市民会議資料 2

光市公共施設等総合管理計画（改訂案）

令和 4 年 3 月
光 市

目 次

第1章 計画策定の背景等

1 背景と経緯	1
2 位置付け	2
3 計画期間	3
4 対象範囲	3

第2章 市の概況

1 人口の状況	5
2 財政の状況	
(1) 歳入の状況	7
(2) 歳出の状況	7
(3) 普通建設事業費の状況	8
(4) 財政計画	9

第3章 公共施設の現状と課題

1 保有施設の状況	
(1) 建物	10
(2) インフラ・プラント系施設	13
(3) 公営企業保有施設	14
2 類似団体との比較	15
3 更新費用の推計	
(1) 建物	18
(2) インフラ・プラント系施設	20
(3) 公営企業保有施設	26
4 公共施設に対する市民意識	27

第4章 適正配置等に関する基本的な考え方と取組方策

1 建物の基本方針	31
2 インフラ・プラント系施設の基本方針	34
3 公営企業保有施設の基本方針	35
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方に係る取組	36
5 基本目標	
(1) 基本目標の考え方	40
(2) 基本目標について	42

第5章 施設類型別の適正配置等の方向性

1 建物	
(1) 庁舎等	43
(2) 社会教育施設	47
(3) 文化施設	51
(4) スポーツ・レクリエーション施設	54
(5) 保育・子育て支援施設	57

(6) 福祉施設	60
(7) 保健施設	65
(8) 小・中学校	67
(9) 幼稚園	71
(10) 給食施設	73
(11) 市営住宅	75
(12) 産業施設	81
(13) その他施設	84
2 インフラ・プラント系施設	
(1) 市道・橋りょう	86
(2) 農道・林道	87
(3) 公園	88
(4) 漁港	89
(5) し尿処理施設	90
(6) 下水道	91
3 公営企業保有施設	
(1) 水道局	92
(2) 病院局	93
第6章 計画の推進にあたって	
1 推進体制	
(1) 庁内体制	94
(2) 市民との協働体制	94
2 着実な推進に向けて	
(1) 基金の創設	94
(2) 研修等の実施	94
(3) 本計画の進行管理及び着実な推進	95
資料	96

【令和3年度の主な改訂内容】

- 第3章の更新費用の推計について、新たに策定した個別施設計画を反映し、単純更新と長寿命化対策をした場合の費用(効果額)の比較を記載しました。
- 第5章施設類型別の適正配置等の方向性を更新しました。

第1章 計画策定の背景等

1 背景と経緯

小・中学校や市営住宅等の建物や道路、橋りょう等のインフラ系施設に代表される公共施設は、本市をはじめ、全国の多くの自治体において、高度経済成長期を中心に、社会情勢や市民ニーズに合わせて整備され、市民生活の向上に寄与してきました。しかしながら、その時代から半世紀近くが経過し、多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、これらの施設の更新時期を集中的に迎えることとなります。

また、人口減少や少子高齢化の進展、リーマンショック以降の経済情勢の低迷といった社会情勢、特に人口については、今後も減少していくことが見込まれる中で、公共施設に対する市民ニーズの変化に対応した施設整備、サービスの提供が求められることとなります。

さらに、こうした公共施設を取り巻く状況に加え、人口減少等に伴う税収減、社会保障関係経費の歳出に占める割合の増加が見込まれる中で、財政状況も厳しさを増すことが予測されます。

このため、本市では、次世代に大きな負担を残さないよう、将来を見据えた長期的な視点で、公共施設（建物）が提供するサービスとそれに伴う市民負担の適切なバランスを考慮しつつ、人口規模や人口構成等の変化に伴う行政需要に対応し、真に必要な公共施設の量・質の最適化等を進める『公共施設マネジメント』に取り組むこととしました。具体的には、平成24年度から先進地視察や職員研修会の開催を行うなど、公共施設マネジメントへの取組に着手し、平成25年度から26年度にかけて、建物のデータを一元的に取りまとめ、本市の建物の状況を「見える化」した「光市公共施設白書」を策定（平成26年7月策定）したところです。

一方、国においては、平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、インフラの老朽化対策に取り組むとともに、地方公共団体に対しては、平成26年4月に総務大臣通知により、建物だけでなく、道路や橋りょうといったインフラ施設、公営企業保有施設も対象とする「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

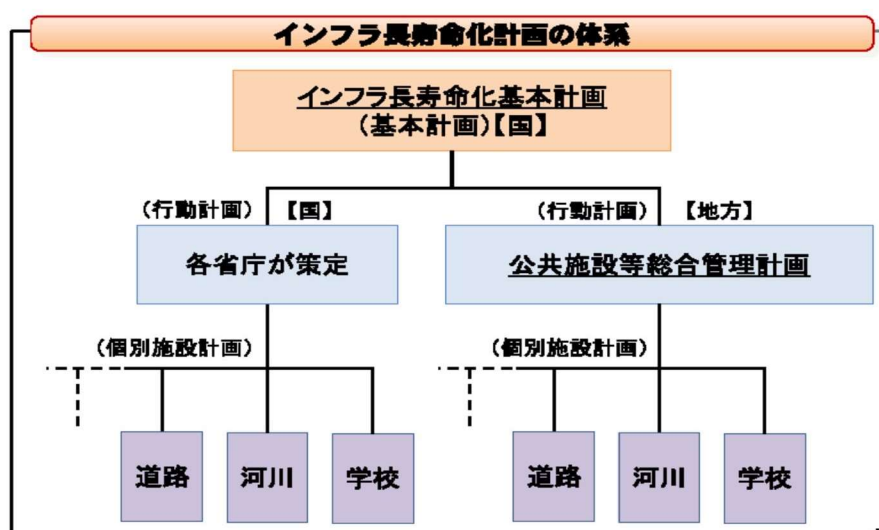
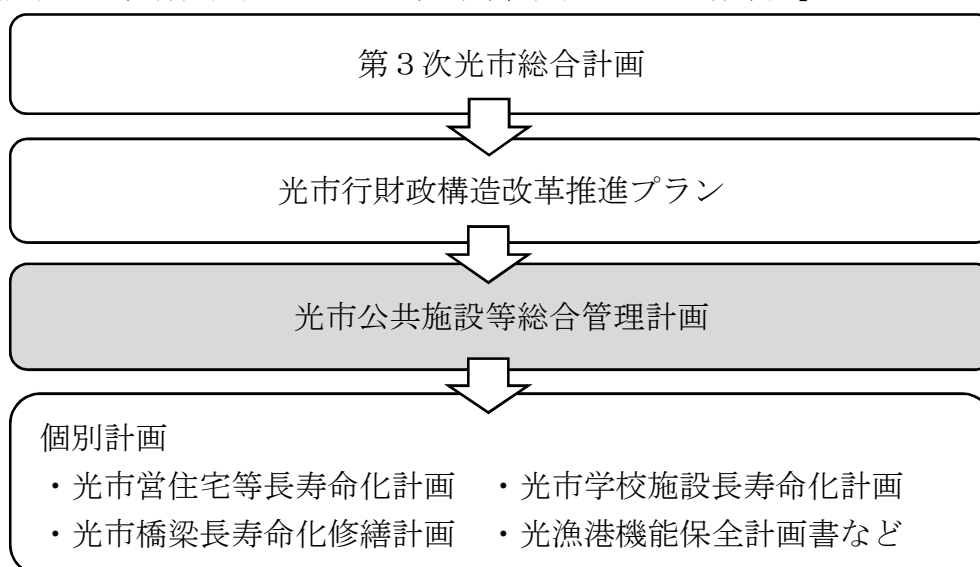
こうした経緯を踏まえ、本市では、建物を中心とした公共施設マネジメントを推進するとともに、インフラ施設等も含めた公共施設等の総合的な管理に取り組むための基本的な方針を本計画において定めることとします。

2 位置付け

本市における公共施設の適正配置等への取組については、これまで「第2次光市総合計画」及び「第3次光市行政改革大綱」に基づき、取組を進めてきました。令和3年度に策定した「第3次光市総合計画」及び「光市行財政構造改革推進プラン」においても引き続き、公共施設の適正配置等に関する取組を掲げており、本計画はこれらに基づく取組を具体的に進めていくための指針となるものです。

また、本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」における行動計画、総務大臣から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」に位置付けられるものです。

【図表1 総合計画及びインフラ長寿命化計画における体系図】



※出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の概要」より

3 計画期間

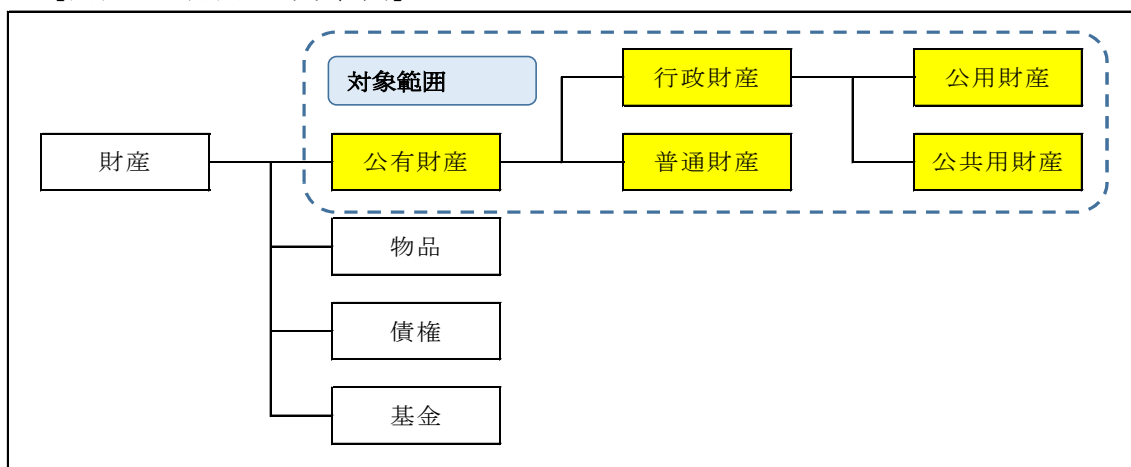
公共施設マネジメントにおいては、長期的な視点が必要であり、本市の公共施設の多くが今後 20 年間に大規模改修、建替等の更新時期を迎えることから、平成 28 年度（2016 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 20 年間を本計画の対象期間とします。

また、20 年という長期間の取組となるため、その進捗を図りながら、社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 対象範囲

本計画では、市が所有する庁舎や学校施設、市営住宅等の建物、道路や橋りょう等の生活基盤に係るインフラ・プラント系施設の他、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成 26 年 4 月 22 日総財務第 75 号）」に基づき、公営企業である水道局及び病院局が所有する施設を対象とします。

【図表 2 計画の対象範囲】



※対象範囲：施設類型

区分	施設類型	主な施設
建物	庁舎等	本庁、あいぱーく光、大和支所
	社会教育施設	コミュニティセンター、教育集会所、地域づくり支援センター
	文化施設	市民ホール、図書館、文化センター
	スポーツ・レクリエーション施設	総合体育館、フィッシングパーク光、冠山総合公園
	保育・子育て支援施設	保育所、放課後児童クラブ、わかば児童館
	福祉施設	東部憩いの家、三島温泉健康交流施設、三輪福祉会館
	保健施設	大和保健センター、牛島診療所
	小・中学校	小学校、中学校
	幼稚園	幼稚園
	給食施設	学校給食センター
	市営住宅	市営住宅
	産業施設	里の厨、テクノキャンパス研修センター、農産物加工センター
	その他施設	旧周南コンピュータ・カレッジ
インフラ・プラント系施設	市道・橋りょう	市道、橋りょう
	農道・林道	農道、林道
	公園	都市公園、児童遊園地
	漁港	外郭施設、係留施設、輸送施設
	し尿処理施設	深山浄苑
	下水道	污水管
公営企業保有施設	水道局	導水管、送水管、配水管
	病院局	光総合病院、大和総合病院、ナイスケアまほろば

第2章 市の概況

1 人口の状況

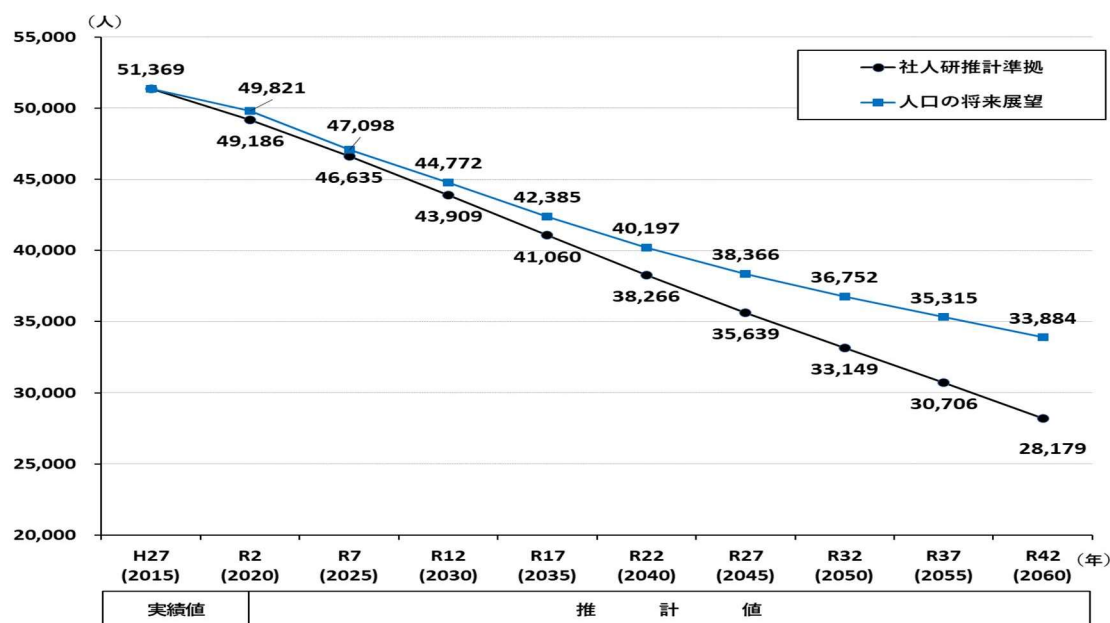
本市の人口は、昭和59年の58,715人（旧光市と旧大和町の合算値）をピークに減少が続いており、令和2年には、ピーク時の約84.8%（8,917人減）となる49,798人（令和2年国調確定値）にまで落ち込んでいます。

今後について、国立社会保障・人口問題研究所（図表3中、「社人研」と表記）の推計準拠では、計画期間の最終年度となる令和17年に4万1千人台となり、令和42年には3万人を下回る見込みとなっています。しかしながら、令和4年3月に改訂した「光市人口ビジョン」で示した人口の将来展望において、「今」から動くことで、計画期間の最終年度となる令和17年に4万2千人台、令和42年には3万3千人台を維持することが可能としています。

また、将来展望における年齢構成を見てみると、生産年齢人口は一貫して減少傾向が続きますが、老年人口は令和2年頃まで増加した後、減少傾向へ転じ、年少人口は令和17年頃まで減少し、ゆるやかに増加した後、再び減少傾向へ転じると見込まれています。

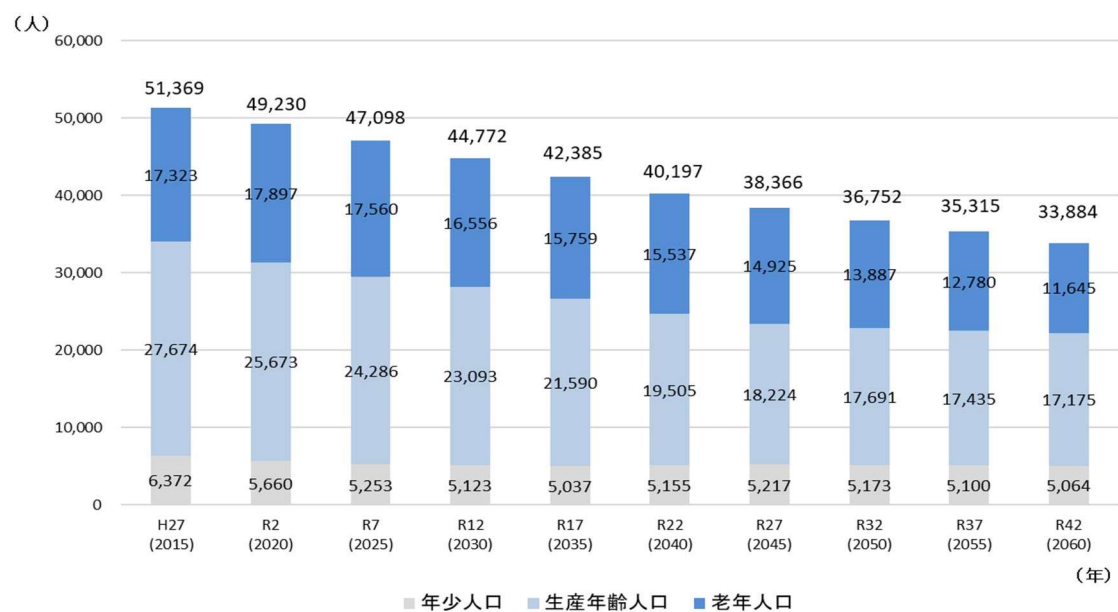
このように、本市においても、人口減少は避けて通れないものとなっており、今後の総人口や年齢構成を見据え、既存の公共施設の必要性を見極めながら、適正配置等の公共施設マネジメントを推進することにより、総量の縮減を図っていく必要があるといえます。

【図表3 人口推移及び将来展望】



(単位: 人)

	H27 (2015)	R2 (2020)	推 計 値							
			R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
人口の将来展望	51,369	49,821	47,098	44,772	42,385	40,197	38,366	36,752	35,315	33,884
社人研推計準拠		49,186	46,635	43,909	41,060	38,266	35,639	33,149	30,706	28,179



[資料: 光市人口ビジョン (改訂版)]

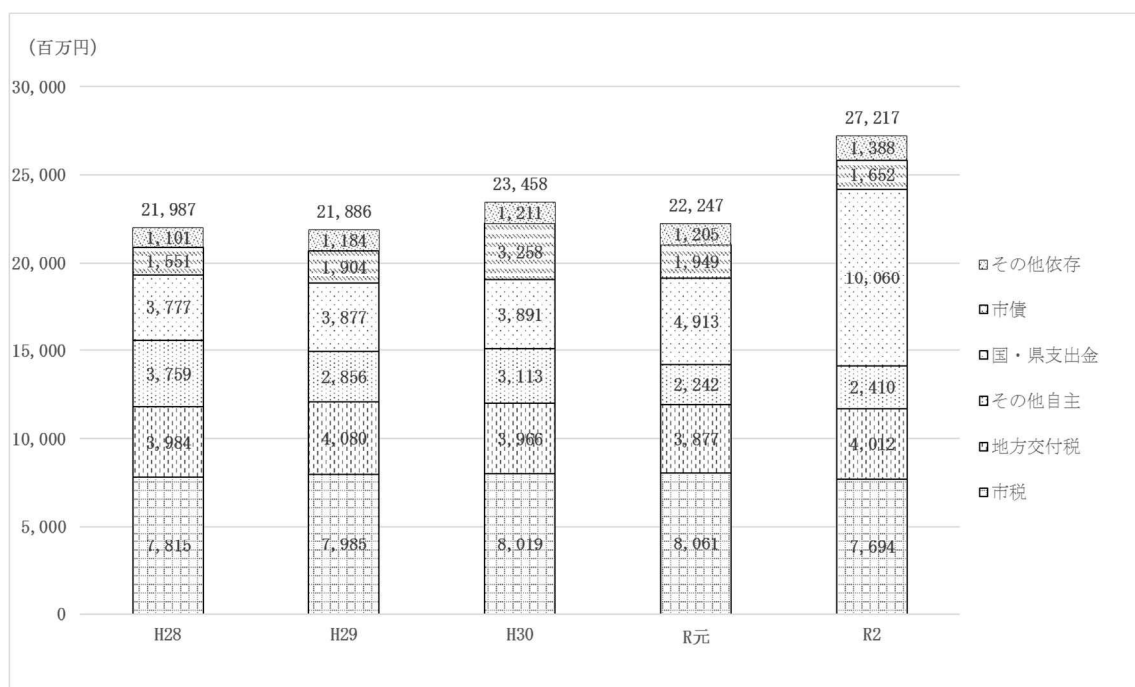
2 財政の状況

(1) 歳入の状況

一般会計における過去5年（平成28～令和2年度）の歳入決算額は、新型コロナウイルス感染症対策関係費の増による令和2年度を除き、220～230億円程度で推移しています。

主な自主財源である市税収入は、平成30年度に80億円を回復しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により再び下回りました。また、地方交付税については、令和2年度に合併算定替が終了しましたが、概ね40億円前後で推移しています。

【図表4 歳入の推移】



※表示単位未満の四捨五入や端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

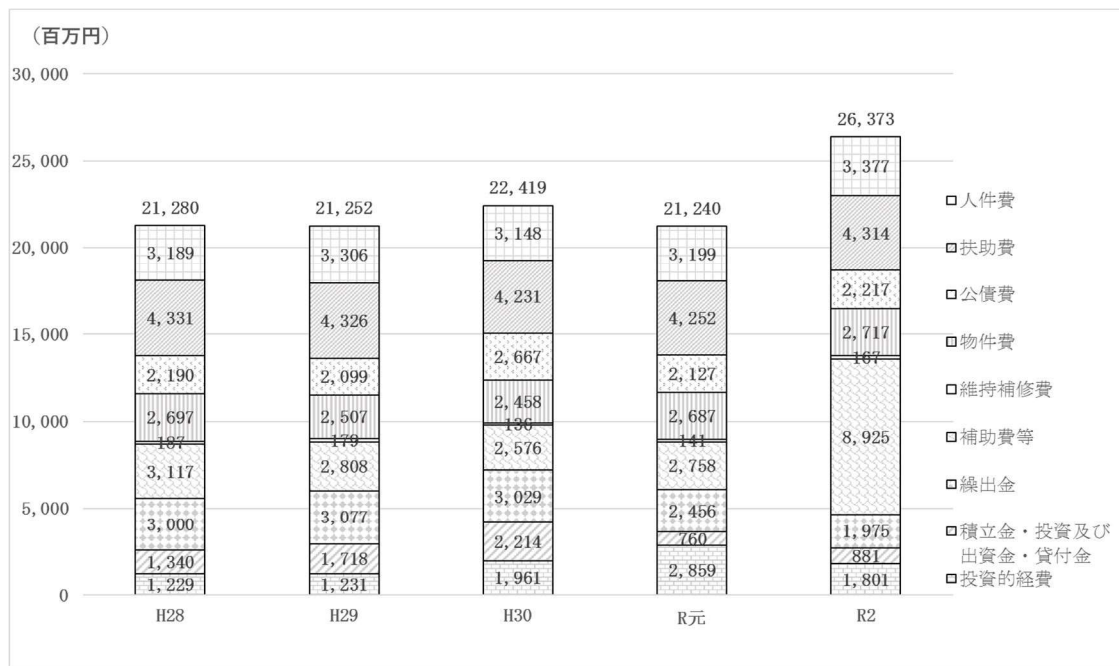
[資料：主要施策の成果について]

(2) 歳出の状況

一般会計における過去5年（平成28～令和2年度）の歳出決算額は、歳入と同様、令和2年度を除き、概ね横ばいで推移しています。

一般的に義務的経費といわれる人件費、扶助費及び公債費については、過去5年間で、人件費、公債費が増加し、扶助費は概ね横ばいで推移しています。

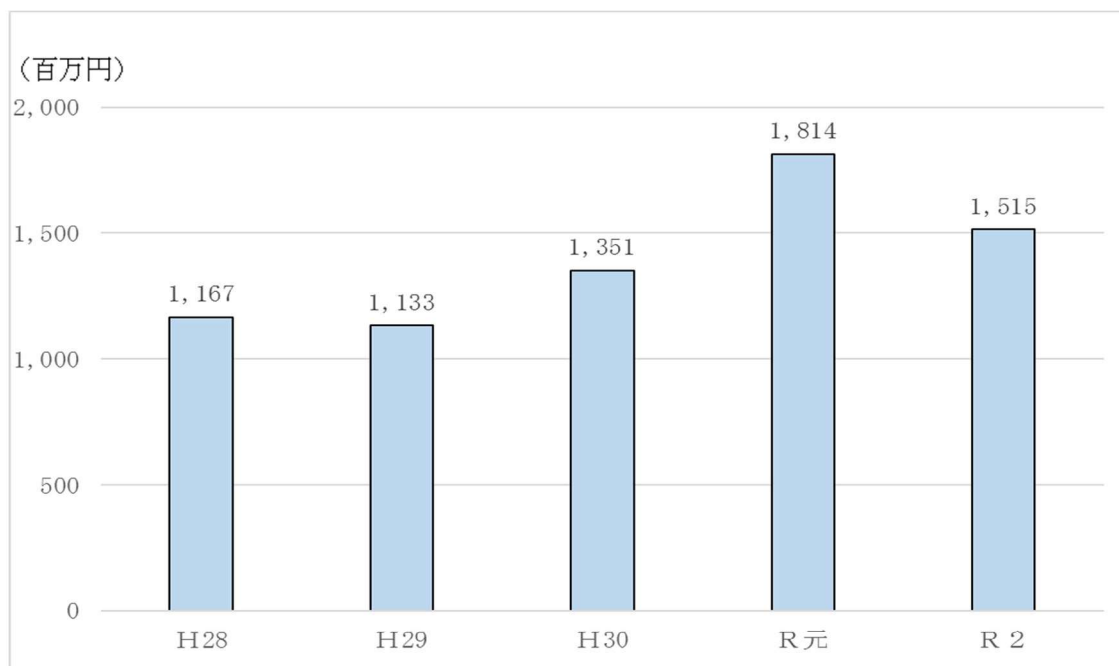
【図表 5 歳出の推移】



(3) 普通建設事業費の状況

道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共施設の改修や新設、更新といった建設事業に必要とされる、投資的な経費である普通建設事業費は、年によって大きく変動しています。

【図表 6 普通建設事業費の推移】



(4) 財政計画

令和4年度から5年間の財政計画では、歳入については市税が新型コロナウイルス感染症の影響等により減少が見込まれ、市債については合併特例債の発行が令和6年度をもって終了になります。

歳出については、防災指令拠点施設や光駅拠点整備事業などの大型事業の開始により投資的経費が増加する見込みです。

歳入歳出差引では、財政調整基金等を活用し、安定的な財政運営が見込まれるものの、令和6年度以降は単年度5億円以上の繰入金が必要となり、さらなる歳入の確保と歳出の削減が必要となります。

【図表7 財政計画】

【歳入】

(単位：百万円)

		R4	R5	R6	R7	R8
歳入	市税	7,521	7,602	7,418	7,356	7,287
	地方譲与税・交付金	1,500	1,507	1,527	1,545	1,563
	地方交付税	4,550	4,490	4,460	4,480	4,430
	国庫支出金	2,981	3,291	3,606	3,272	3,198
	県支出金	1,421	1,405	1,383	1,500	1,400
	繰入金	60	78	77	50	50
	市債	1,112	2,873	2,519	2,099	1,870
	その他	1,325	1,312	1,299	1,286	1,277
	合計	20,470	22,558	22,289	21,587	21,075

【歳出】

(単位：百万円)

		R4	R5	R6	R7	R8
歳出	人件費	3,434	3,243	3,283	3,283	3,433
	扶助費	4,335	4,348	4,361	4,374	4,387
	公債費	2,390	2,383	2,287	2,185	2,190
	物件費	3,239	2,854	2,905	2,891	2,873
	補助費等	3,788	3,614	3,724	3,710	3,614
	積立金	15	14	17	17	17
	繰出金	2,073	2,084	2,110	2,135	2,139
	投資的経費	1,081	3,879	3,762	3,119	2,750
	その他	415	387	391	382	372
	合計	20,770	22,808	22,839	22,097	21,775

財源不足額	△ 300	△ 250	△ 550	△ 510	△ 700
-------	-------	-------	-------	-------	-------

※表示単位未満の四捨五入や端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

第3章 公共施設の現状と課題

1 保有施設の状況

(1) 建物

平成26年度に策定した公共施設白書で対象とした本市の建物は、令和元年度末現在で、141施設（334棟）、総延床面積205,202.04㎡となっています。

施設類型別の延床面積を比較すると、小・中学校が最も多く、次いで市営住宅の順となっており、全体の約66%を占めています。

建築年度別の整備状況を見てみると、昭和40～50年代（1965～1984年）にかけて多くの公共施設を整備し、建築後30年を超えた建物の延床面積が全体の約73%に達するなど、老朽化が進行しています。

なお、旧耐震基準下（昭和56年5月以前）に建築された建物の延床面積が全体の約54%に上りますが、このうち耐震診断の結果、基準を満たしていない小・中学校については、平成26年度までに全ての耐震化整備を完了し、保育所についても、平成30年度までに耐震化を完了しています。

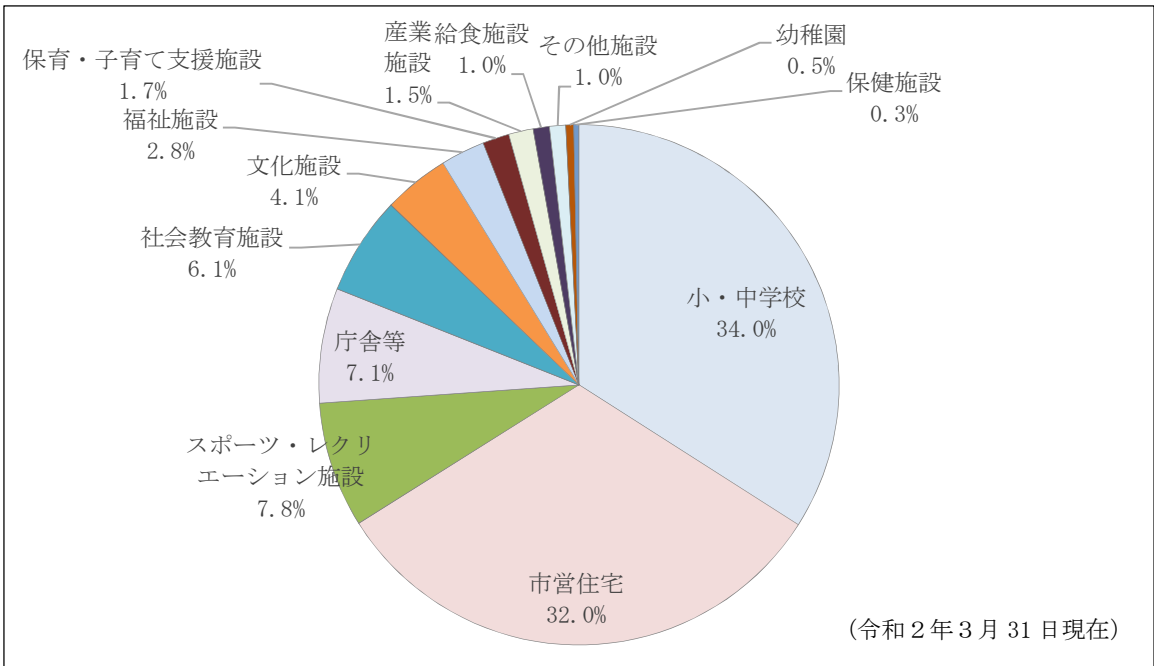
【図表8 施設類型別の施設数と延床面積及び減価償却率】

施設類型	平成26年度			令和元年度		
	施設数	延床面積	減価償却率	施設数	延床面積	減価償却率
小・中学校	16	69,831.00	73.2	16	69,831.00	78.3
市営住宅	35	66,928.73	67.9	34	65,757.27	73.8
スポーツ・レクリエーション施設	8	15,989.95	54.6	8	15,989.95	64.3
庁舎等	10	14,573.54	67.0	11	14,669.93	73.5
社会教育施設	24	12,699.31	72.1	23	12,573.74	52.4
文化施設	6	8,313.47	73.0	6	8,407.07	78.3
福祉施設	25	6,307.09	53.7	22	5,650.58	62.2
保育・子育て支援施設	9	3,397.94	85.1	9	3,397.94	71.8
産業施設	5	3,115.04	59.3	5	3,115.04	74.2
給食施設	1	2,095.00	0.0	1	2,095.00	19.7
その他施設	1	2,064.52	50.6	1	2,064.52	61.6
幼稚園	3	976.00	82.2	3	976.00	91.7
保健施設	2	674.00	57.2	2	674.00	68.0
合計	145	206,965.59	66.8	141	205,202.04	71.9

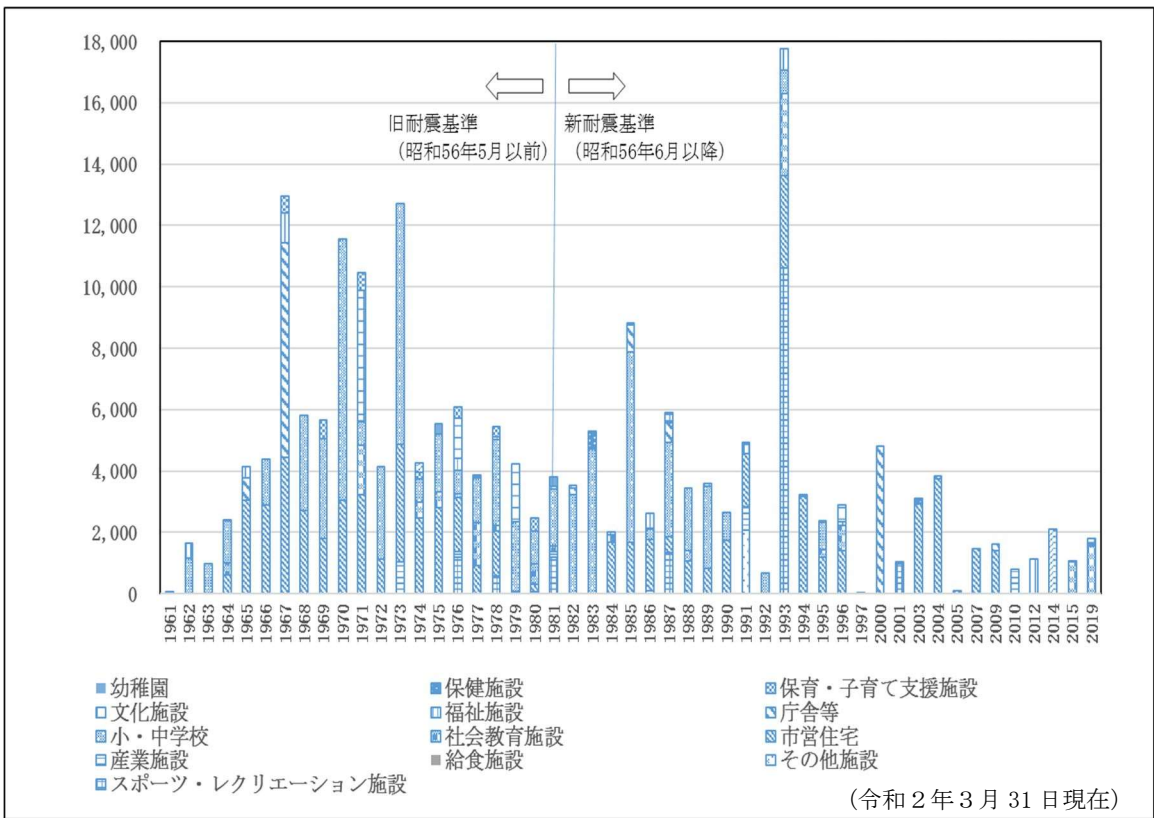
※固定資産台帳（令和2年3月31日現在）のデータを基に記載

※令和2年4月以降の新設、廃止による施設数、延床面積の増減は未反映

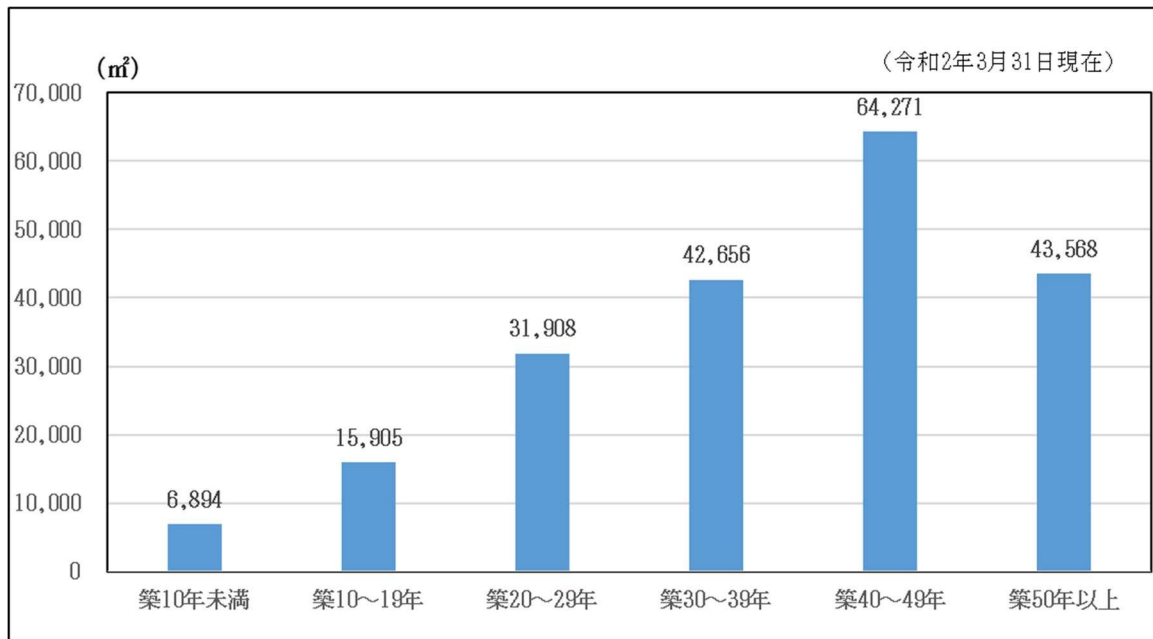
【図表 9 施設類型別の延床面積割合】



【図表 10 建築年度別整備状況（延床面積）】



【図表 11 建築経過年度別整備状況（延床面積）】



(2) インフラ・プラント系施設

インフラ・プラント系施設は、生活及び産業の基盤となる公共施設であり、市民生活や地域の経済活動を支えています。

このため、長期間適切に使用できるよう、いかに計画的かつ効率的に対応していくかが課題と言えます。

一般的な生活基盤系のインフラ施設である道路や橋りょう、下水道の他、公園、漁港、プラント系施設であるし尿処理施設の現在の保有状況は、市道延長約 347 k m、橋りょう 208 橋、下水管延長約 252 k m などとなっています。

【図表 12 インフラ・プラント系施設の保有量】

施設類型	主な施設	施設数量	
		平成 26 年度	令和元年度
市道・橋りょう	市道	345,616m	347,288m
	橋りょう	181 橋	208 橋
農道・林道	農道	80,025m	83,796m
	林道	607m	607m
公園	都市公園	38 箇所	39 箇所
	その他公園等	118 箇所	119 箇所
漁港	外郭施設	63 施設	63 施設
	係留施設	27 施設	28 施設
	輸送施設	7 施設	7 施設
し尿処理施設	深山浄苑	2,104 m ²	2,104 m ²
下水道	污水管	244,745m	251,582m

※固定資産台帳データ（令和 2 年 3 月 31 日現在）を基に記載

※下水道については、施設台帳等のデータを使用

※令和 2 年 4 月以降の新設、廃止による施設数、延床面積の増減は未反映

(3) 公営企業保有施設

公営企業は、企業ごとに任命された管理者により業務が執行され、経理上も独立採算の原則による運営を行っています。本市では、水道事業を行う水道局及び病院事業及び介護老人保健施設事業を行う病院局があります。

水道局では、浄水施設や延長約 362 k m の水道管等を保有し、これらの多くは高度経済成長期を契機とした人口増加や生活用水・工業用水等の給水需要に応えるかたちで整備され、現在、老朽化が進んでいます。

病院局では、病院事業において、光総合病院と大和総合病院を保有し、2つの病院を合わせた総延床面積は 34,373.61 m²、総病床数は 453 床となっています。

また、介護老人保健施設事業において、ナイスケアまほろばを保有し、その延床面積は 4,491.49 m²、入所定員は 70 人となっています。

これら公営企業が保有する施設については、施設特性や企業経営の視点等に基づき、保有施設の整備、維持管理等の適正化を図っていく必要があります。

【図表 13 公営企業保有施設の保有量】

施設類型	主な施設	施設数量	
		平成 26 年度	令和元年度
水道局	浄水施設	1 施設	1 施設
	水道管 (導水、送水、配水)	299,286m	362,095m
病院局	光総合病院 (延床面積・病床数)	11,777.83m 210 床	17,909.88 m ² 210 床
	大和総合病院 (延床面積・病床数)	16,463.73m 243 床	16,463.73 m ² 243 床
	ナイスケアまほろば (延床面積)	4,491.49 m ² 70 床	4,491.49 m ² 70 床

※各企業局から提供された令和 2 年 3 月 31 日現在のデータを記載

※令和 2 年 4 月以降の新設、廃止による施設数、延床面積の増減は未反映

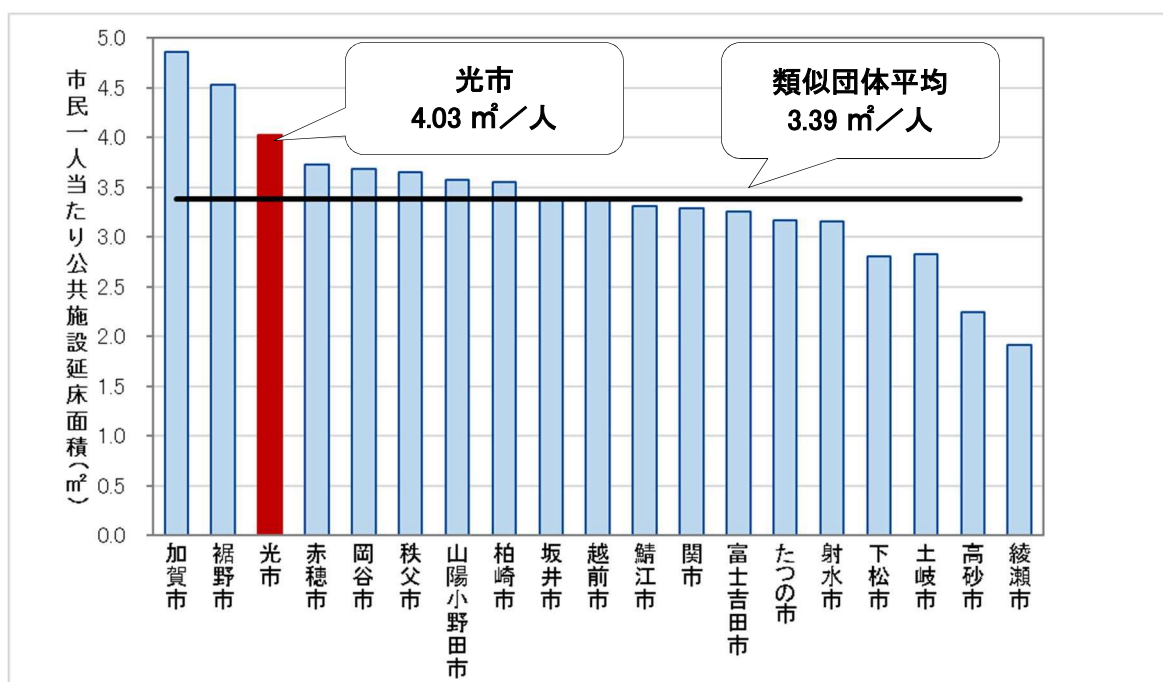
2 類似団体との比較

平成 28 年度時点では、市民 1 人当たりの保有面積に換算すると約 4.03 m²となり、東洋大学 P P P 研究センター『全国自治体公共施設延床面積データ（平成 24 年 1 月 11 日公表）』による全国平均の 3.42 m²を上回っています。

また、本市の類似団体^{注1}と比較した場合でも、平均値の 3.39 m²を上回っています。この状況からも、施設総量の縮減に向けた取組が必要であると言えます。

注1 類似団体とは、人口と産業構造の組み合わせによって自治体を類型化し、同一の区分に分類された自治体をいう。

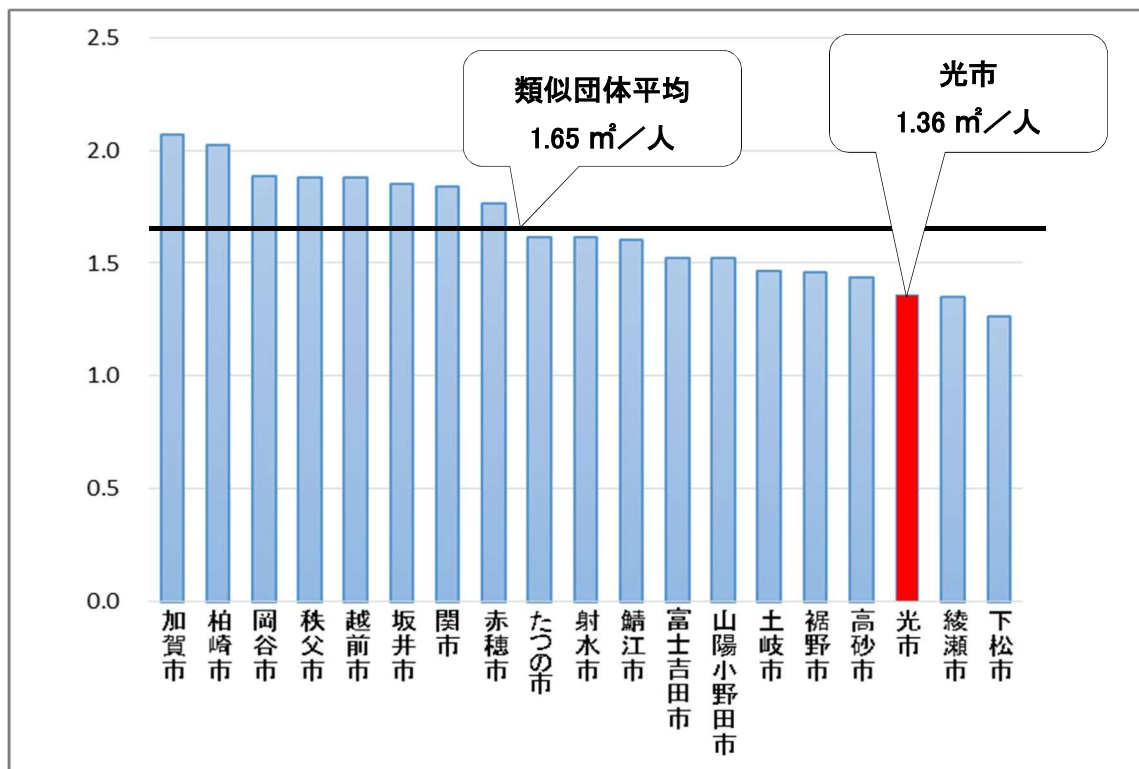
【図表 14 市民 1 人当たりの公共施設延床面積】



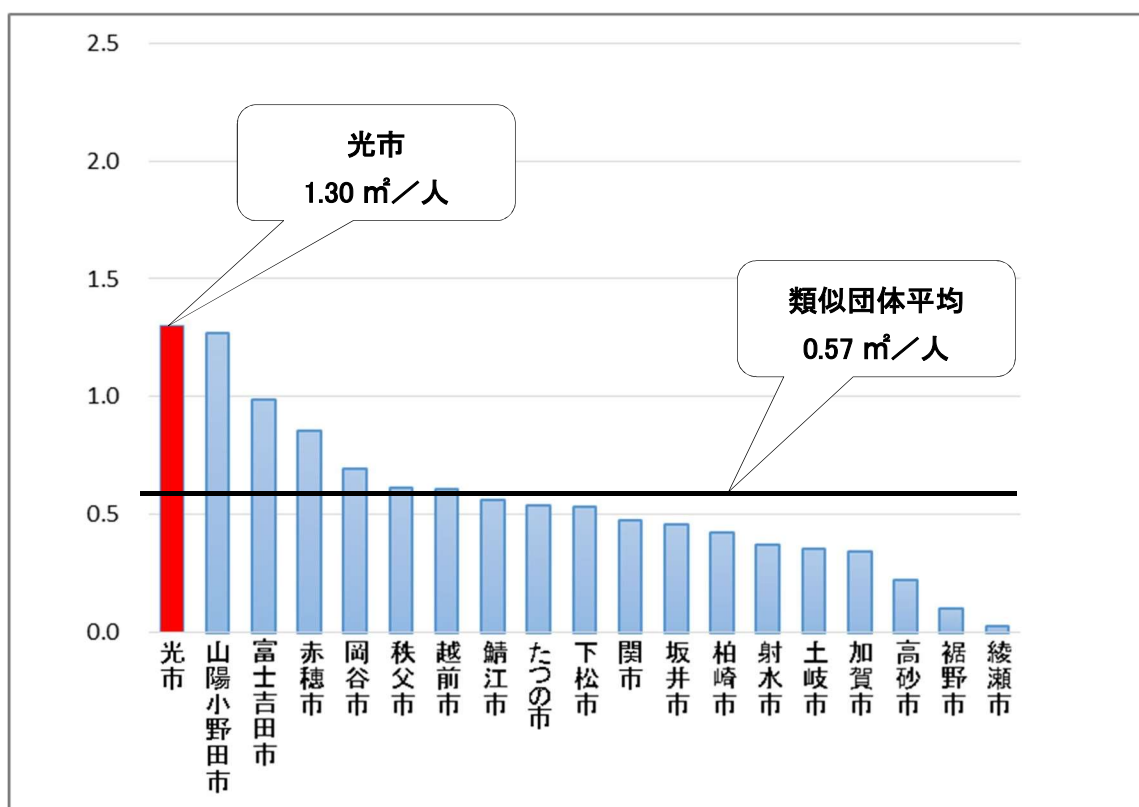
※類似団体の公共施設延床面積の数値：

平成 25 年度公共施設状況調（総務省調査）の建物延床面積を使用

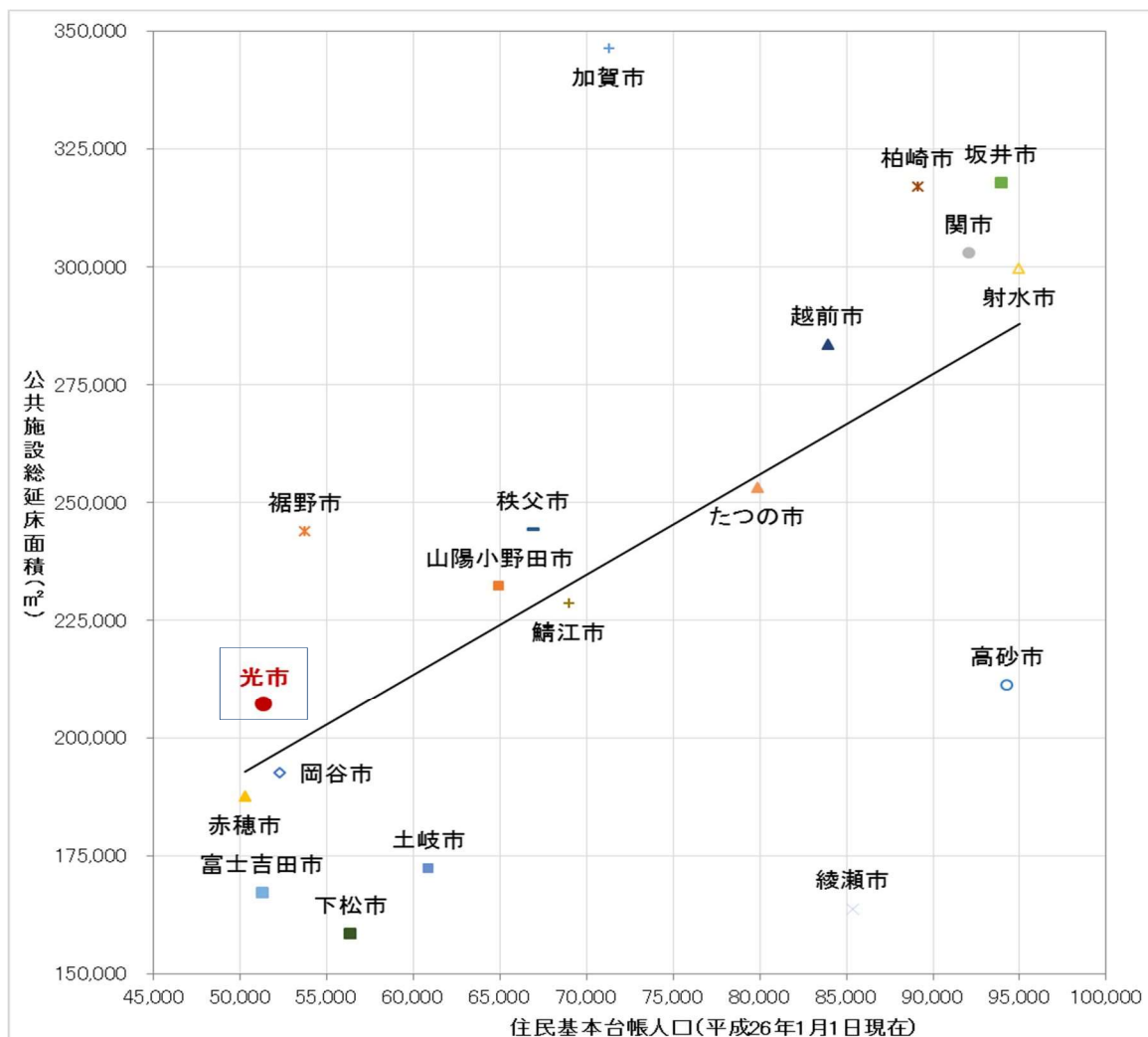
※参考【市民1人当たりの公共施設延床面積（学校）】



※参考【市民1人当たりの公共施設延床面積（市営住宅）】



【図表 15 人口と市民 1 人当たりの公共施設延床面積の関係】



3 更新費用の推計

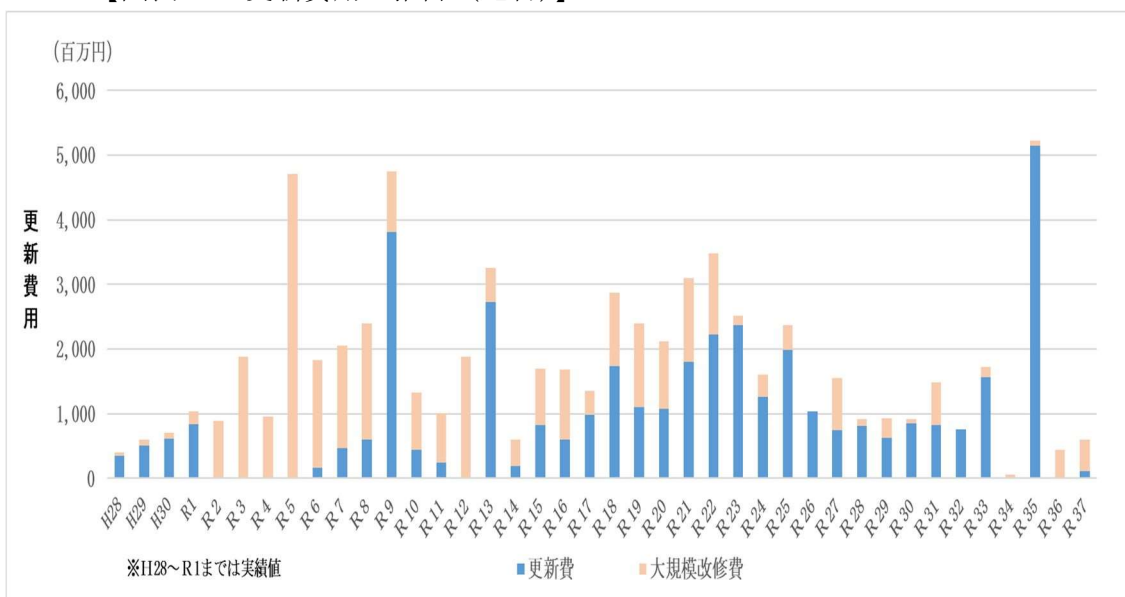
(1) 建物

公共施設白書で対象とした建物について、固定資産台帳データ（令和 2 年 3 月 31 日現在）を基に、同規模ですべて更新すると仮定し、建築 30 年後に大規模改修、60 年後に建替えを実施した場合で試算しています。

その結果、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間で約 711 億円、年平均で約 17.8 億円、計画期間である令和 17 年度までの 20 年間では約 350 億円、年平均で約 17.5 億円の更新費用が必要となります。

長寿命化計画を反映した施設	
光市学校施設長寿命化計画	小・中学校、幼稚園の一部、給食センター
光市営住宅等長寿命化計画	市営住宅

【図表 16 更新費用の推計（建物）】



【建物】

(単位：千円)

期間	長寿命化対策等を反映した場合 (①)	耐用年数経過時に単純更新した場合 (②)	長寿命化対策等の効果額 (①-②)	実績値 (H28～R1)
H28～R7 (10 年間)	15,045,951	24,737,175	△9,691,224	2,739,684
H28～R17 (20 年間)	34,996,518	60,008,810	△25,012,292	
H28～R37 (40 年間)	71,099,633	95,501,930	△24,402,297	

※実績値：地方財政状況調査における普通建設事業費と維持補修費から算出

※更新時等の財源見込みは、長寿命化計画を策定することで活用できる起債やその他最も有利な起債を活用

【単価表（総務省公共施設更新費用試算ソフト準拠）】

区分	大規模改修（円/㎡）	建替え（円/㎡）
庁舎等	250,000	400,000
社会教育系施設	250,000	400,000
文化施設	250,000	400,000
産業施設	250,000	400,000
スポーツ・レクリエーション施設	200,000	360,000
福祉施設	200,000	360,000
保健施設	200,000	360,000
保育・子育て支援施設	170,000	330,000
小・中学校	170,000	330,000
幼稚園	170,000	330,000
給食施設	170,000	330,000
市営住宅	170,000	280,000
その他	250,000	400,000

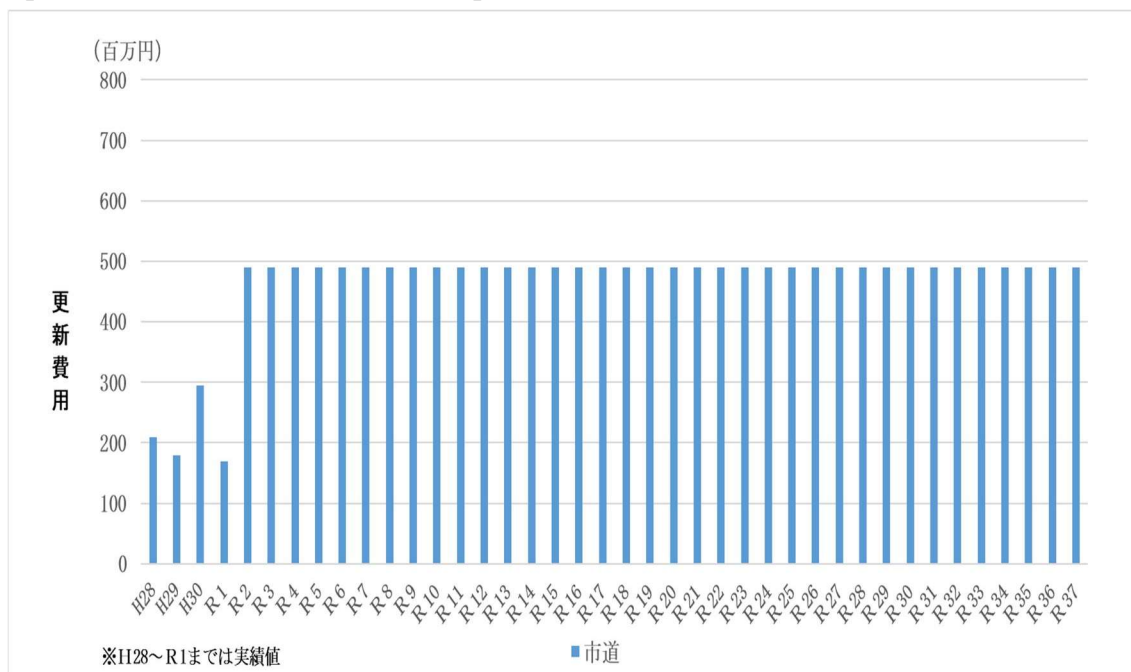
(2) インフラ・プラント系施設

ア 市道

市道は一路線全ての延長を一度に整備するものではないことから、固定資産台帳データ（令和2年3月31日現在）を基に、舗装面積を更新年数15年で割った面積を1年間の更新量と仮定し、舗装の打ち換えを実施した場合で試算しています。

その結果、平成28年度から令和37年度までの40年間で約185億円、年平均で約4.6億円、計画期間である令和17年度までの20年間では約87億円、年平均で約4.4億円の更新費用が必要となります。

【図表 17 更新費用の推計（市道）】



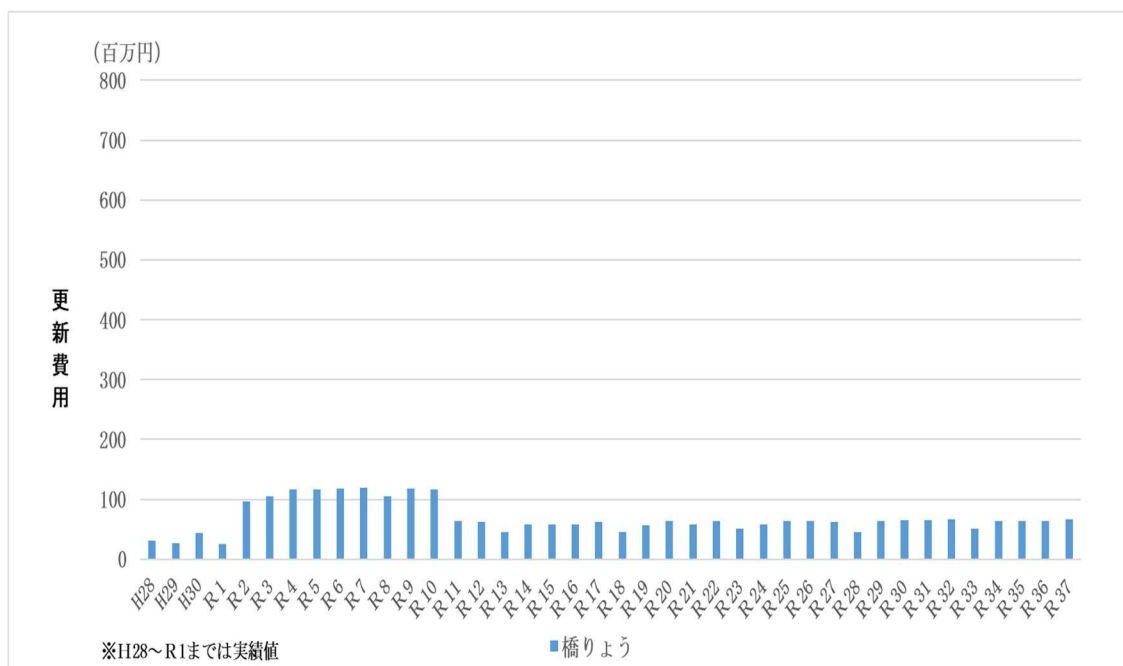
【単価表（総務省公共施設更新費用試算ソフト準拠）】

区分	更新（円/㎡）
舗装打ち換え	4,700

イ 橋りょう

「光市橋梁長寿命化修繕計画」において示した事業費を計上しており、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間で約 28 億円、年平均で約 0.7 億円、計画期間である令和 17 年度までの 20 年間では約 15 億円、年平均で約 0.8 億円の更新費用が必要となります。

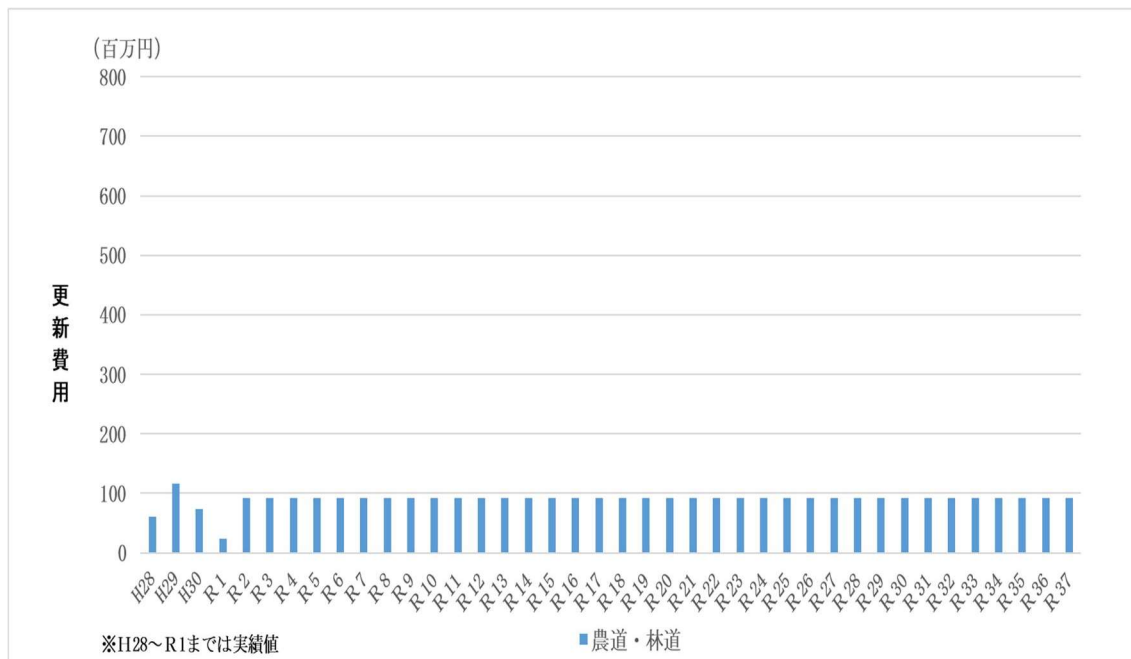
【図表 18 更新費用の推計（橋りょう）】



ウ 農道・林道

市道と同様、固定資産台帳データ（令和２年３月３１日現在）を基に、舗装面積を更新年数１５年で割った面積を１年間の更新量と仮定し、舗装の打ち換えを実施した場合で試算しています。その結果、平成２８年度から令和３７年度までの４０年間で約３６億円、年平均で約０．９億円、計画期間である令和１７年度までの２０年間では約１７億円、年平均で約０．９億円の更新費用が必要となります。

【図表 19 更新費用の推計（農道・林道）】



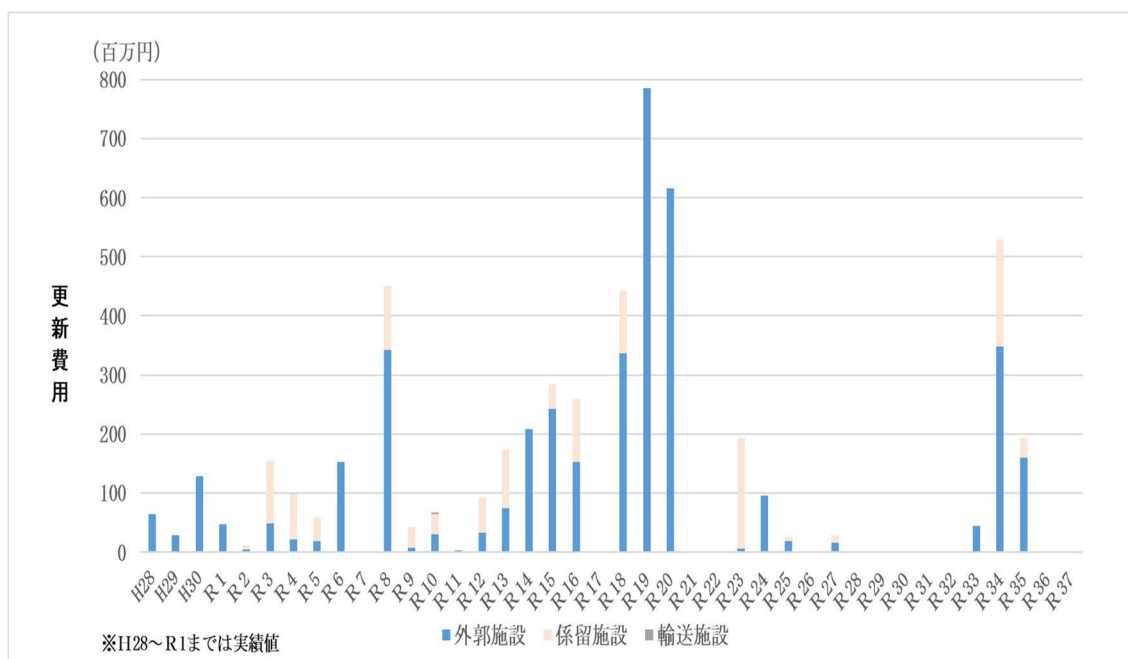
【単価表（総務省公共施設更新費用試算ソフト準拠）】

区分	更新（円/㎡）
舗装打ち換え	4,700

エ 漁港

「光漁港機能保全計画書」及び「牛島漁港機能保全計画書」において示した事業費及び固定資産台帳データ（令和２年３月３１日現在）に基づく試算では、平成２８年度から令和３７年度までの４０年間で約５３億円、年平均で約１．３億円、計画期間である令和１７年度までの２０年間では約２３億円、年平均で約１．２億円の更新費用が必要となります。

【図表 20 更新費用の推計（漁港）】



【単価表（整備工事実績）】

「光漁港機能保全計画書」及び「牛島漁港機能保全計画書」対象外施設

区分		更新（円/m）
外郭施設	防波堤	1,530,000
	護岸	548,000
	突堤	1,067,000
係留施設	物揚場	541,000
	船揚場	1,691,000
輸送施設	橋梁	481,000

※「光漁港機能保全計画書」及び「牛島漁港機能保全計画書」対象施設のうち、対策工法が示されている施設については計画書の事業費を計上

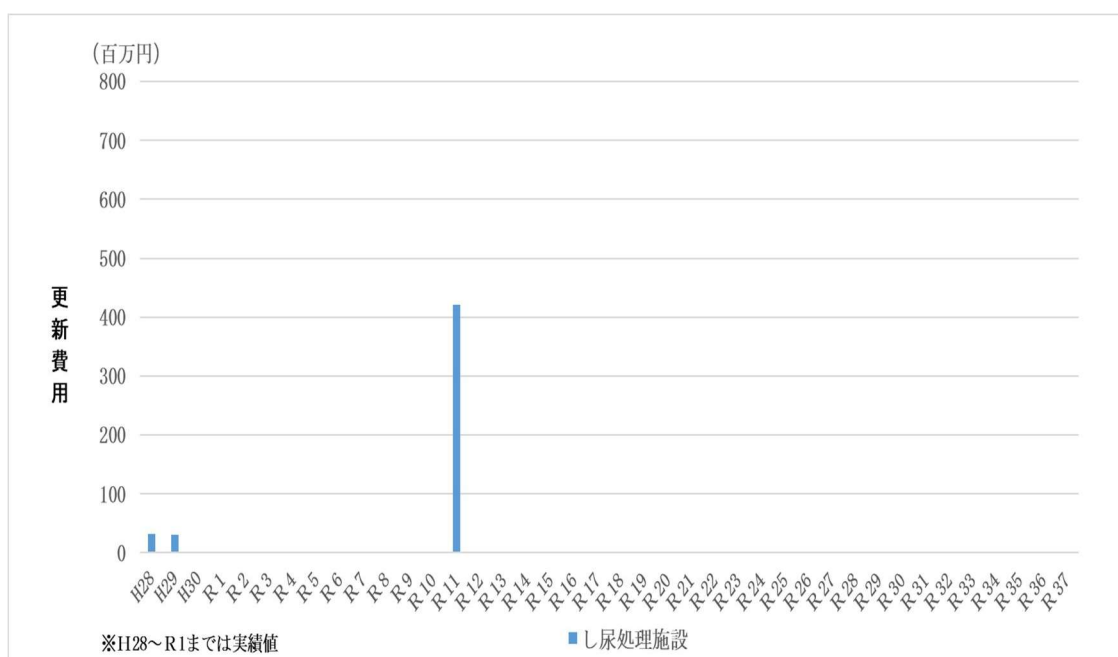
オ し尿処理施設

固定資産台帳データ（令和 2 年 3 月 31 日現在）を基に、同規模で更新するものと仮定し、建築 30 年後に大規模改修、60 年後に建替えを実施した場合で試算しています。

その結果、大規模改修の時期のみが到来することとなり、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間で約 5 億円、年平均で約 0.1 億円、計画期間である令和 17 年度までの 20 年間でも約 5 億円、年平均で約 0.1 億円の更新費用が必要となります。

なお、し尿処理施設である深山浄苑は、平成 30 年 7 月豪雨災害により搬入路が遮断され、し尿及び浄化槽汚泥の搬入が困難となり、施設の稼働を休止しています。今後は、下水道施設によるし尿及び浄化槽汚泥と下水の共同処理の実現を目指し、計画的に取組を進めます。

【図表 21 更新費用の推計（し尿処理施設）】



【単価表（総務省公共施設更新費用試算ソフト準拠）】

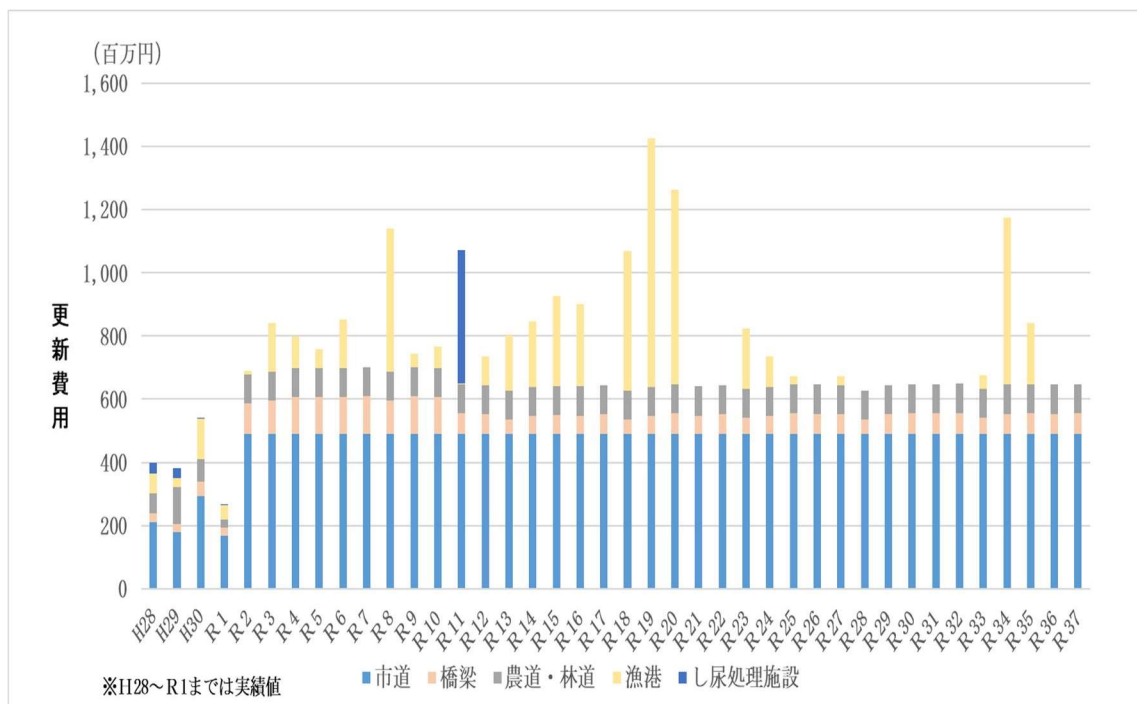
区分	大規模改修（円/㎡）	建替え（円/㎡）
し尿処理施設	200,000	360,000

カ インフラ・プラント系施設全体

インフラ・プラント系施設全体では、今後 40 年間に約 306 億円、計画期間である 20 年間では約 148 億円の更新費用が必要となります。

なお、公園は、構造物がほとんどなく、試算対象となる管理棟等は建物で更新費用を推計していること、また、下水道は公営企業会計適用の施設であることから、試算対象から除きます。

【図表 22 更新費用の推計（インフラ・プラント系施設）】



【インフラ・プラント系施設】

(単位：千円)

期間	長寿命化対策等を反映した場合 (①)	耐用年数経過時に単純更新した場合 (②)	長寿命化対策等の効果額 (①-②)	実績値 (H28～R1)
H28～R7 (10 年間)	6,228,298	9,393,817	△3,165,519	1,586,868
H28～R17 (20 年間)	14,802,972	19,807,627	△5,004,655	
H28～R37 (40 年間)	30,598,676	39,549,608	△8,950,932	

※実績値：地方財政状況調査における普通建設事業費と維持補修費から算出

※更新時等の財源見込みは、長寿命化計画を策定することで活用できる起債やその他最も有利な起債を活用

(3) 公営企業保有施設

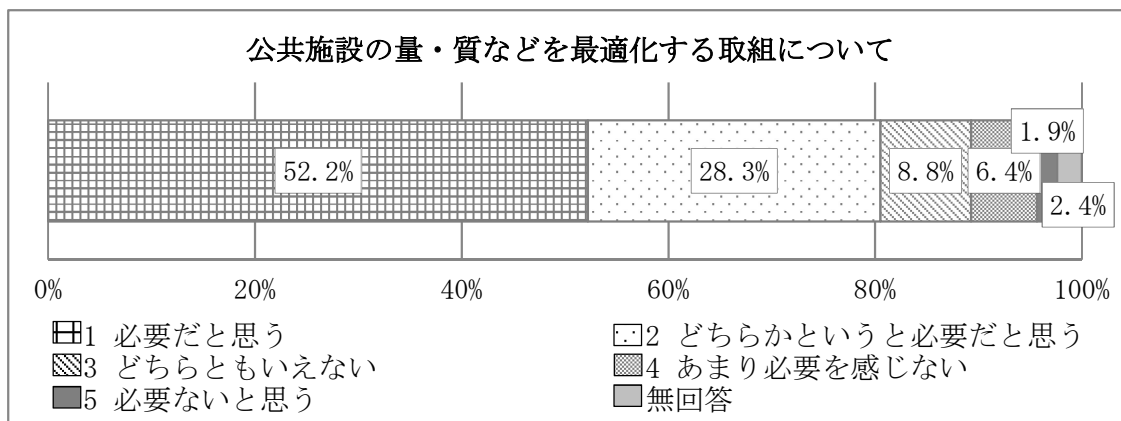
公営企業は、独立採算制が原則とされており、更新費用の不足額に対しては、経営改善や料金収入の見直しを図ることで対応していくこととなります。

4 公共施設に対する市民意識

本計画の策定にあたり、市民の皆さんの公共施設に対する意識等を把握するため、平成 27 年度に 18 歳以上の方 2,000 人（無作為抽出、回収 877 人、回収率 44.0%）を対象に実施した市民アンケートの結果（抜粋）を紹介します。

【公共施設の量・質などを最適化する取組を進めることについて（問 5）】

公共施設の量・質などを最適化する取組について、「1 必要だと思う（52.2%）」、「2 どちらかという必要だと思う（28.3%）」を選んだ回答者の割合が 80.5%となり「5 必要ないと思う（1.9%）」、「4 あまり必要を感じない（6.4%）」を選んだ回答者の割合は 8.3%となっています。

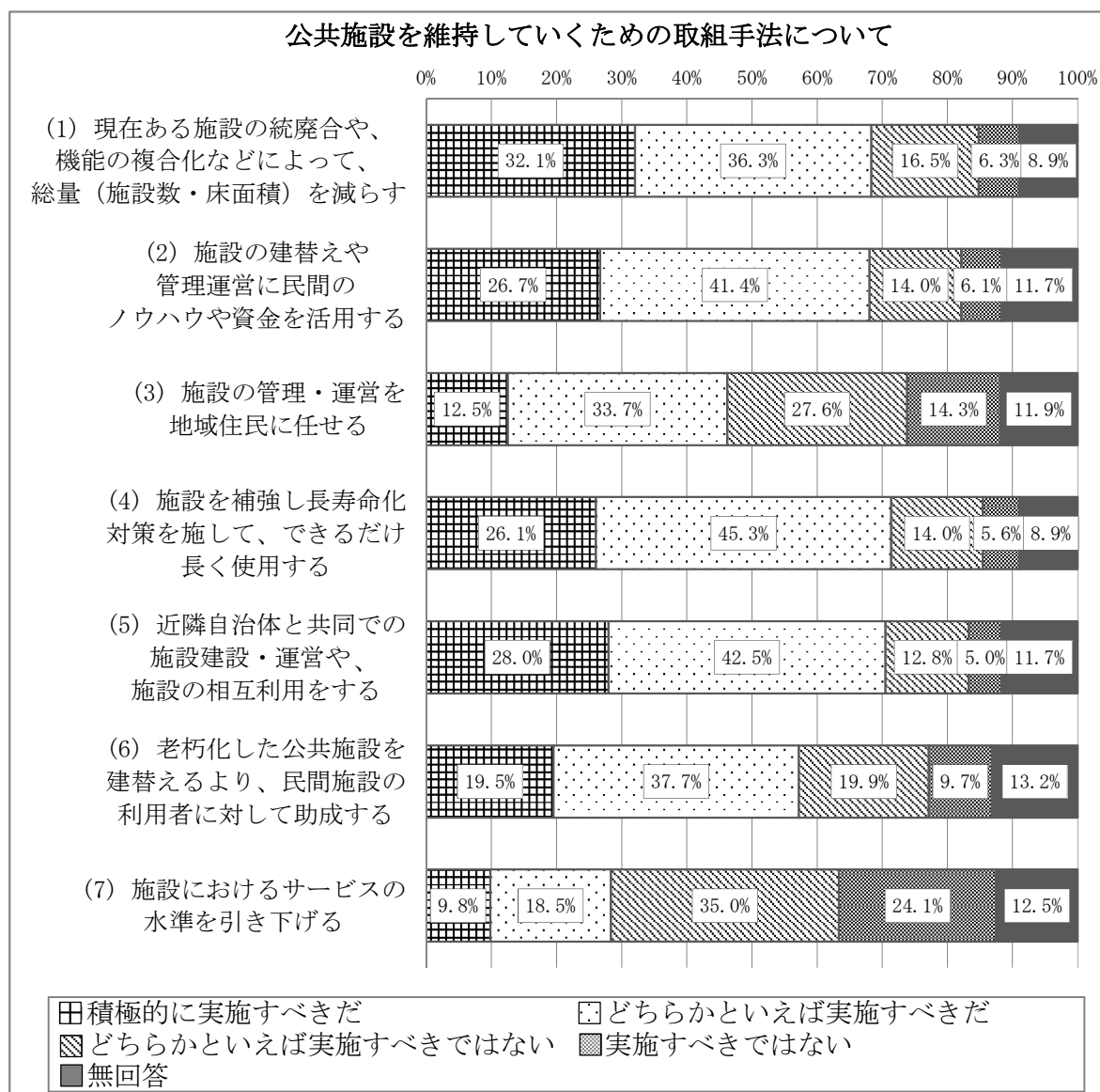


※総回答者 877 人に対する割合

【公共施設を維持していくための取組手法について（問6）】

※問5で「1 必要だと思う」「2 どちらかという必要だと思う」「3 どちらともいえない」を選んだ人（783人）のみ回答

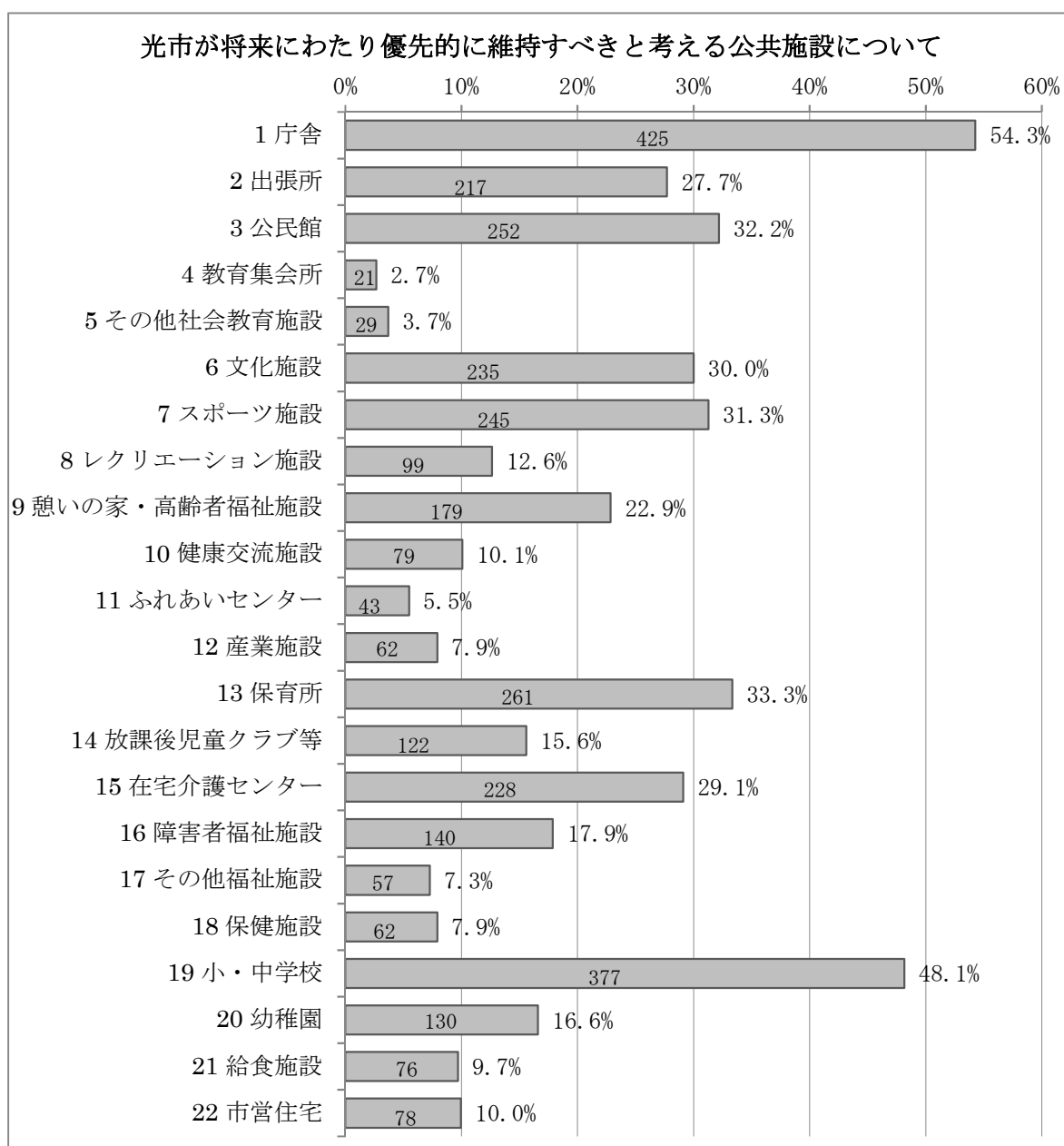
公共施設を維持していくための取組手法について、「積極的に実施すべきだ」、「どちらかといえば実施すべきだ」を選んだ回答者の割合は、「（4）施設を補強し長寿命化対策を施して、できるだけ長く使用する（71.4%）」、「（5）近隣自治体と共同での施設建設・運営や施設の相互利用をする（70.5%）」、「（1）現在ある施設の統廃合や、機能の複合化などによって、総量（施設数・床面積）を減らす（68.4%）」、「（2）施設の建替えや管理運営に民間のノウハウや資金を活用する（68.1%）」、「（6）老朽化した公共施設を建替えるより、民間施設の利用者に対して助成する（57.2%）」で50%を超えています。



【(3) 光市が将来にわたり優先的に維持すべきと考える公共施設について
(最大5つまで○) (問7)】

※問5で「1 必要だと思う」「2 どちらかという必要だと思う」「3 どちらとも
いえない」を選んだ人(783人)のみ回答

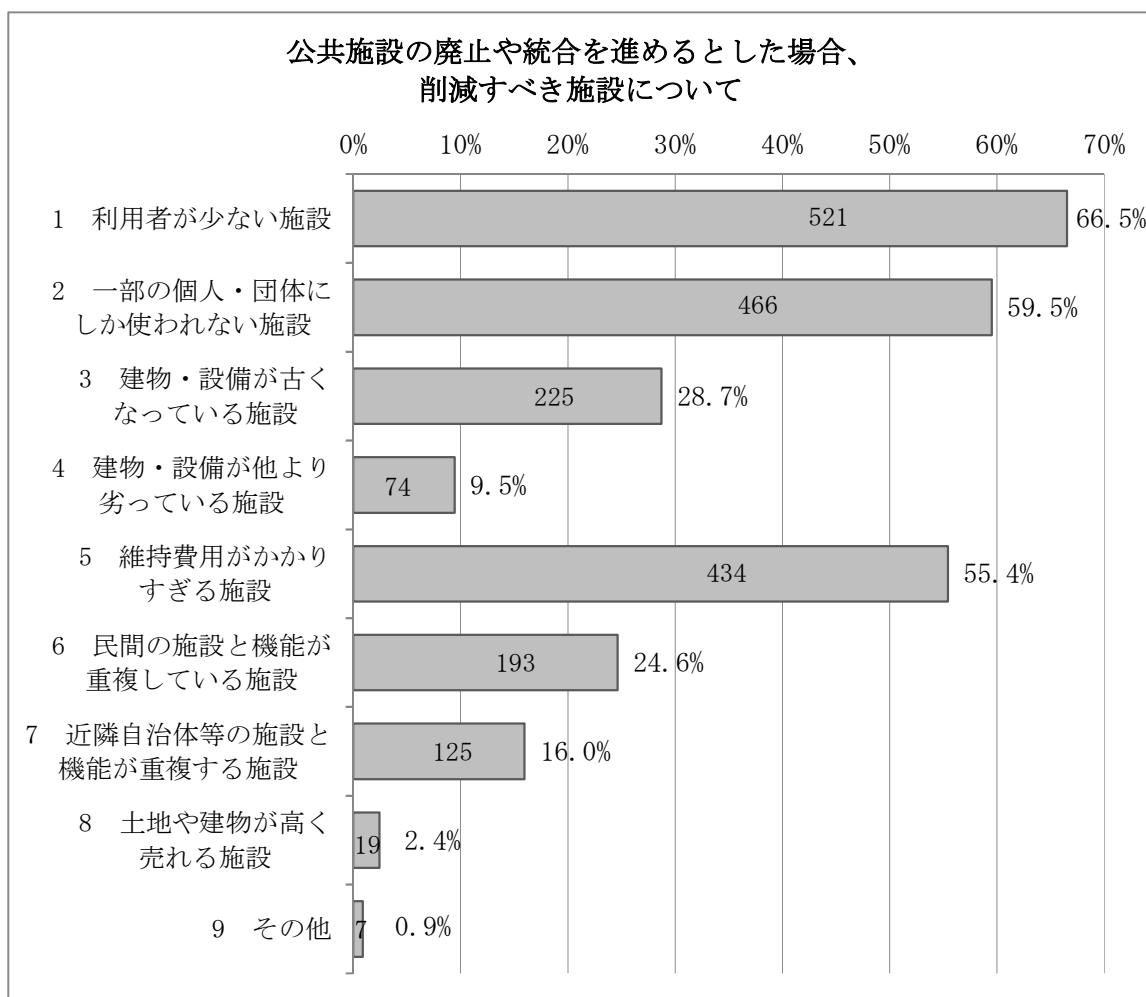
光市が将来にわたり優先的に維持すべきと考える公共施設について、「1 庁舎(54.3%)」、「19 小・中学校(48.1%)」、「13 保育所(33.3%)」の順で回答割合が高くなっています。回答割合が低い施設分類は、「4 教育集会所(2.7%)」、「5 その他社会教育施設(3.7%)」、「11 ふれあいセンター(5.5%)」の順となっています。



【(4) 公共施設の廃止や統合を進めるとした場合、削減すべき施設について
(最大3つまで○) (問8)】

※問5で「1 必要だと思う」「2 どちらかというが必要だと思う」「3 どちらとも
いえない」を選んだ人(783人)のみ回答

公共施設の廃止や統合を進めるとした場合、削減すべき施設については、
「1 利用者が少ない施設(66.5%)」、「2 一部の個人・団体にしか使われない施設(59.5%)」、「5 維持費用がかかりすぎる施設(55.4%)」を選んだ回答者の割合が高くなっています。



第4章 適正配置等に関する基本的な考え方と取組方策

1 建物の基本方針

本市の公共施設は、近い将来、施設の更新時期を集中的に迎えることとなります。

また、人口減少や少子高齢化の進展により、将来の財政規模も縮小していくことが予測され、現在ある施設を今のまま維持することは非常に困難となることが容易に想像されます。

このため、公共施設の総量を縮減していく必要があり、公共施設が提供するサービスに対するニーズの増減に対応する中で、総量をコントロールしながら縮減を図ることとなります。

次世代に大きな負担を残さないよう、また、市民にとって、真に必要な公共施設の量を確保するとともに施設を適正な状態で維持し、適切かつ質の高い行政サービスを提供することができるよう、以下の基本方針に基づき、公共施設マネジメントを推進します。

～公共施設（建物）の適正配置等に関する基本方針～

方針1 保有総量の適正化

方針2 予防保全による長寿命化の推進

方針3 管理運営の適正化

方針1 保有総量の適正化

市民ニーズや社会環境の変化に対応した公共施設に再編するため、機能の充実を図りつつ、複合化や機能集約による統廃合、用途廃止による施設の廃止等を柔軟に行い、施設の適正配置と総量縮減を進めます。

ただし、再編にあたっては、市民・利用者への丁寧な説明を行うなど、合意形成に努めます。

(1) 総量の縮減

- ・既存施設の更新等にあたっては、施設ごとの機能や利用実態を踏まえ、類似・重複した機能の集約化や施設の統廃合等を進めるとともに、施設の複合化を基本に検討し、施設総量の縮減を図ります。
- ・廃止する施設については、積極的な処分を進め、売却収入を他の公共施設の更新費用の財源に充てることを基本とします。
- ・施設の廃止を進めるにあたっては、廃止後の転用等の活用や処分の方針についても並行して検討し、未利用の財産とならないように努めます。

(2) 新規整備の抑制

- ・公共施設が提供するサービスに対し、新たな市民ニーズが発生した場合で、既存施設の転用や複合化等によっても対応が困難な場合を除き、原則として、公共施設の新規整備を抑制します。
- ・これまで整備が進められているものや、新規整備が必要な場合には、ライフサイクルコスト^{注1}の軽減を図った上で、整備を進めます。

注1 ライフサイクルコスト（LCC）とは、建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額をいう。

方針2

予防保全による長寿命化の推進

今後も活用していく施設については、できるだけ長く、安全に利用できるようにするため、これまでの対症療法的な事後保全に加え、施設の状態を見極めながら予防保全にも取り組み、施設の長寿命化を図ります。

(1) 予防保全型の維持補修の推進

- ・これまでの維持補修は、壊れてから補修を行う事後保全を中心に実施していましたが、長期的な視点で計画的に維持補修を行う予防保全を取り入れ、施設の状況に応じて事後保全と予防保全を効果的に実施することで、施設の長寿命化及び財政負担の軽減と平準化を図ります。

方針3

管理運営の適正化

施設の更新費用だけでなく、施設の点検や清掃、光熱水費等の維持管理費の縮減に努めるとともに、民間活力の活用等により、提供するサービスの質の向上を図り、効率的かつ効果的な管理運営に努めます。

(1) 維持管理費の縮減

- ・同一または類似の施設分類に属する施設の維持管理に係る委託費（清掃、警備、保守点検等）等について、契約方法の見直し等を検討し、維持管理費の縮減を図ります。
- ・光熱水費等について、これまで同様、節減に努めるとともに、施設・設備の補修等にあたり、断熱性能の向上や省エネルギー機器の導入等を検討し、維持管理費の縮減を図ります。

(2) 適切な行政サービスの提供

- ・法令上の義務や設置目的の達成状況等を勘案し、行政サービスとして提供することの必要性を見直すとともに、市民ニーズや利用実態を的確に把握し、民間資源や民間活力の活用を図りながら、公共施設における必要かつ質の高い行政サービスが提供できるようサービスの適正化に努めます。

2 インフラ・プラント系施設の基本方針

市民生活を支える基盤となる、道路や橋りょう、下水道に代表されるインフラ施設やし尿処理施設等のプラント系施設については、建物と同じように施設の複合化や機能集約、統廃合等により、人口規模に合わせた総量の縮減を目指すことは非常に難しいと考えられます。

このため、市民生活における安心と安全を確保できるよう、以下の基本方針に基づき、公共施設マネジメントを推進します。

～公共施設（インフラ）の適正配置等に関する基本方針～

方針1 効率的な維持管理の推進

方針2 予防保全による長寿命化の推進

方針1 効率的な維持管理の推進

点検等により、破損箇所の早期発見や劣化状況の正確な把握に努め、適切な維持補修を行うことで利用者等の安全確保を図ります。

また、新たな技術や製品の活用を検討し、維持管理費の縮減を図るとともに、効果的な維持管理に取り組みます。

方針2 予防保全による長寿命化の推進

橋りょうや漁港施設については、既に長寿命化計画等を策定し、取組を進めているところですが、それ以外の施設についても、建物と同様、長期的な視点で計画的に維持補修を行う予防保全の考え方を取り入れた計画的な施設の更新等に努め、施設の長寿命化及び財政負担の軽減と平準化を図ります。

3 公営企業保有施設の基本方針

水道局、病院局といった公営企業局が保有する施設については、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置したもので、各公営企業が提供するサービスに応じて適正に配置されるべきものです。

また、公営企業に対しては、平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総財公第107号、総財第73号、総財準第83号）が示され、経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営効率化、経営健全化に取り組むことが必要とされており、各公営企業の「経営戦略」を策定していくことが求められていることから、保有する施設については必要に応じた適切な管理を行います。

【図表23 総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項についての概要」】

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付通知）の概要		別添1
1. 基本的な考え方 ○ 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。 ○ 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。（事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に応じて民営化・民間譲渡等を検討。） ○ 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。 ○ 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。		
2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～ ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。〈期間：10年以上を基本〉 （「経営戦略」の主な内容） ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの ・ 「投資試算」（施設・設備投資の見通し）、「財源試算」（財源の見通し）等で構成される「投資・財政計画（収支計画）」 ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間の経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討 ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討 ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等 ※3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う		3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項 「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。 4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項 5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項 地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方等を基本として策定。 6. その他 ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。 ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方に係る取組

今後について、基本方針に基づく取組を着実に推進するとともに、基本方針及び総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（改訂）」中の「第一・二・（４）公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえた取組を以下のとおり示します。

また、他市における先進事例等について、積極的に調査・研究し、本市での導入の可能性を検討します。

○施設点検・診断の実施及び安全確保の取組

（総務省改訂指針①、③に基づくもの）

施設の異常・劣化等を早期発見し、適切に対処するため、目視等による日常点検や法律によって一定期間ごとの実施を義務付けられている法定点検等を定期的に行うとともに、必要に応じて劣化診断を実施し、施設の安全管理に努めます。

○期間限定的なニーズへの対応

（総務省改訂指針②に基づくもの）

社会情勢（例えば、老年人口は令和３年頃まで増加が見込まれており、高齢者施設は今後も一定の施設量が必要と考えられる）等により、一定期間、臨時的に施設量を確保する必要がある場合は、リース方式や民間施設の活用、借上げ等により、トータルコストの縮減を図りつつ、公共施設に対するニーズへの柔軟な対応に努めます。

○使用料等の受益者負担の見直しの実施

（総務省改訂指針②に基づくもの）

公共施設の使用料等は、施設の維持管理に係る経費に充てる財源となることから、受益者負担の原則を踏まえ、受益者負担と公費負担のバランスを考慮した設定方法を検討し、適切な受益者負担による財源の確保を目指します。

○PFI^{注1}等のPPP（公民連携）^{注2}の活用

（総務省改訂指針②、⑧に基づくもの）

公共施設の整備や効率的な管理運営を行うにあたっては、資金調達やノウハウに民間活力を活用するPPP（公民連携）の手法の検討が不可欠となっています。現在は指定管理者制度が代表的な事例ですが、民間の資金で施設整備、管理運営等を行うPFIや施設跡地等の活用方法検討におけるサウディング型市場調査^{注3}等の手法について、必要に応じて積極的な活用を検

討します。

また、こうしたPPPの取組を進められるよう、職員の人材育成に努めるとともに、金融機関等による事例研究や情報交換等を行う場の活用にも努めます。

注1 PFIとは、Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略で、民間の資金や経営能力等を活用し、公共施設等の建設や維持管理、運営等を行う手法をいう。

注2 PPPとは、Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略で、公民連携による効率的かつ効果的な公共サービスの提供を行うための手法をいう。PFIは、PPPの代表的な手法の1つ。

注3 サウンディング型市場調査とは、公共施設等の有効活用策について、事業のポテンシャルを最大限に高められる活用案や実現可能性の高い公募条件を検討するため、事業立案の段階から民間事業者との対話を行う手法をいう。

○耐震化への対応及び安全確保の取組

（総務省改訂指針③、④に基づくもの）

平常時における通常の施設利用等に係る安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含めた安全性を考慮した上で、必要に応じて施設の耐震化を図ります。

○長寿命化の優先順位の検討

（総務省改訂指針⑤に基づくもの）

施設の長寿命化を実施する場合は、単に建築年度の古い順に実施するのではなく、限られた財源の中で、最も効果的な順を検討した上で実施するように努めます。

○施設整備における組織横断的な協議体制

（総務省改訂指針⑦に基づくもの）

公共施設の更新（大規模改修、建替え）、あるいは新規整備を行う場合には、構想段階から基本方針との整合を図りながら、関係課との協議を行い、他の公共施設との複合化や機能集約等を促進し、施設総量の縮減、余剰施設の有効活用を図ります。

○施設整備に伴うスクラップアンドビルド

(総務省改訂指針⑦に基づくもの)

既存施設の転用や複合化等によっても対応が困難で、政策上、新たな施設の整備を必要とする場合は、他の公共施設の廃止等により、施設総量のコントロールに努めます。

○ユニバーサルデザイン化の推進

(総務省改訂指針⑥に基づくもの)

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりについての考え方を踏まえ、施設の改修や更新の際には誰もが安心安全な施設利用ができるよう、様々な利用者の視点を考慮した整備を推進します。

【参考：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」抜粋】

第一 総合管理計画に記載すべき事項

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ① 点検・診断等の実施方針
- ② 維持管理・更新等の実施方針
- ③ 安全確保の実施方針
- ④ 耐震化の実施方針
- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【図表 24 総務省改訂指針と取組項目の関係】

総務省指針 取組項目	①点検・診断等の実施方針	②維持管理・更新等の実施方針	③安全確保の実施方針	④耐震化の実施方針	⑤長寿命化の実施方針	⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	⑦統合や廃止の推進方針	⑧総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針
施設点検・診断の実施	○		○					
期間限定的なニーズへの対応		○						
使用料等の受益者負担の見直しの実施		○						
P F I 等の P P P (公民連携) の活用		○						○
耐震化への対応			○	○				
長寿命化の優先順位の検討					○			
施設整備における組織横断的な協議体制							○	
施設整備に伴うスクラップアンドビルド							○	
ユニバーサルデザイン化の推進						○		

5 基本目標

本計画は20年間という長期の計画であり、基本方針に基づく各種の取組を着実に進めていくためには、基本となる目標を設定する必要があることから、これまでに示した人口減少や市税収入等の減少、公共施設の更新時期の集中といった状況を踏まえ、以下のアプローチにより基本目標を設定することとします。

(1) 基本目標の考え方

ア 人口の状況からみた施設保有量

人口減少や年齢構成といった人口の状況に応じた必要量を検討する必要性が高い、建物の保有量について考察します。

本市の将来人口は、第2章で触れたとおり今後も人口減少が続くことが見込まれることから、計画期間において、現在の保有量を維持した場合は、市民1人当たりの保有量は4.03㎡から4.88㎡へ増加することとなります。

また、市民1人当たりの保有量を維持した場合は、保有量を約20万7千㎡から約17万1千㎡へ減少させる必要があります。

少子高齢化の進展による人口減少が市税収入の減少等を伴うことを考慮すれば、少なくとも人口減少の割合に見合う約17%分、約3.5万㎡の総量縮減に取り組む必要があると言えます。

【図表 25 総人口と建物総延床面積】

■建物の保有量（206,965.59㎡）を維持した場合

年次	H27 (2015)	R17 (2035)	R37 (2055)
総人口（人）	51,369	42,385	35,315
市民1人当たり 保有量（㎡）	4.03	4.88	5.86
増加率	20年間で約21%		
	40年間で約45%		

■市民1人当たりの保有量（4.03㎡）を維持した場合

年次	H27 (2015)	R17 (2035)	R37 (2055)
総人口（人）	51,369	42,385	35,315
延床面積（㎡）	206,965.59	170,769.07	142,284.06
縮減率	20年間で約17%		
	40年間で約31%		

イ 更新費用の推計からみた施設保有量

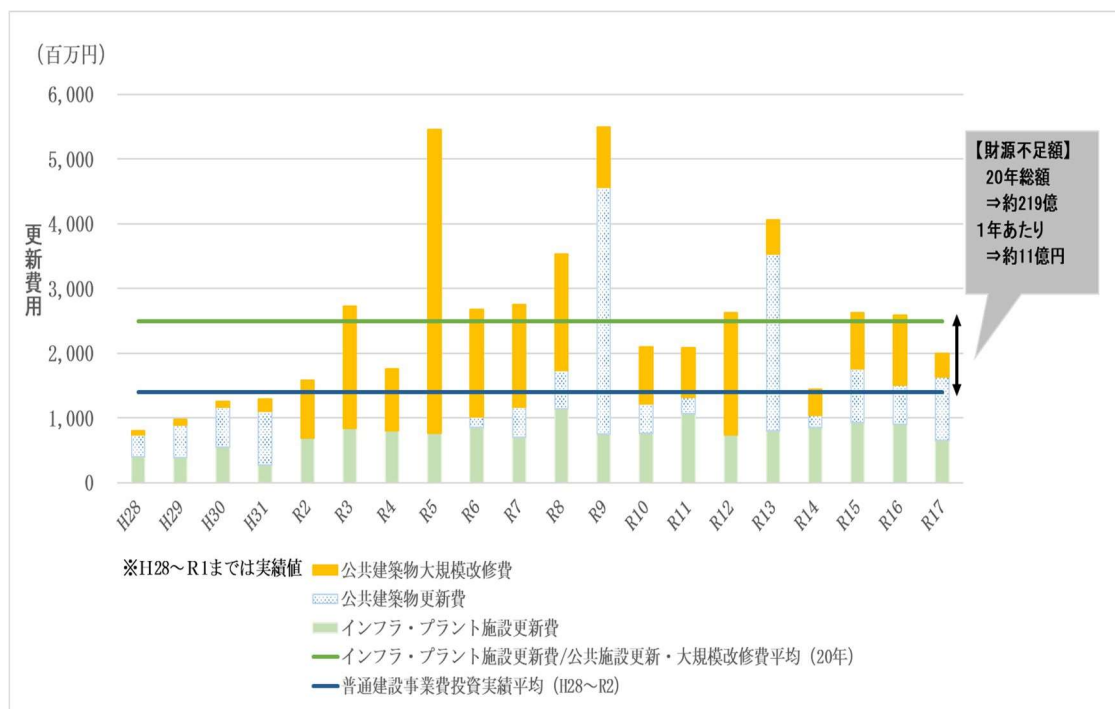
第3章で示した建物や道路、橋りょう等の更新費用の推計を基に施設の保有量を考察します。

計画期間における建物の更新費用は、約350億円、インフラ・プラント系施設については、約148億円となり、建物とインフラ・プラント系施設を合わせた更新費用は約498億円、年平均で約25億円となります。

一方、計画期間における投資可能額を第2章で示した過去の公共建築物整備への投資実績額（平成28～令和2年度の普通建設事業費）である年平均約14億円とした場合、この額を維持できたとしても毎年約11億円の不足が生じる計算となり、この額は更新費用の年平均25億円の約44%に相当します。更新費用の推計は、現状と同規模の施設を更新する等の一定の条件の下、一律に試算したものではありませんが、このことから、相当な量の縮減に取り組む必要があると言えます。

また、公共施設の更新費用については、市の負担となる一般財源だけでなく、国庫補助等がその財源となることが考えられますが、市の財政状況は今後も厳しさを増すことが見込まれており、国庫補助等についても国の状況によることから、財源の確保に十分留意する必要があります。

【図表26 更新費用の推計と財源不足額】



(2) 基本目標について

基本目標の考え方における考察を踏まえ、類似団体の公共施設の保有量を考慮しつつ市民ニーズに対応できる施設総量を勘案し、以下のとおり基本目標を定めます。

基 本 目 標

計画期間である平成 28 年度（2016 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までに、公共施設等のうち建物の総延床面積を 20%縮減することを基本目標とします。

- ・ 縮減する総延床面積 $206,965.59 \text{ m}^2 \times 20\% \div 41,000 \text{ m}^2$
- ・ 目標を達成した場合の 20 年後の市民 1 人当たりの延床面積
 $(206,965.59 \text{ m}^2 - 41,000 \text{ m}^2) \div 42,385 \text{ 人} \div 3.92 \text{ m}^2/\text{人}$

公共施設マネジメントは、「まちづくり」と密接に関連することから、縮減によって量の適正化を図る一方、市民の暮らしやすさ、満足度を高めるため、適切かつ質の高い行政サービスの提供を目指し、質の向上に努める必要があります。

その上で、建物の総延床面積の 20%縮減という基本目標を達成することは容易なことではなく、本計画の基本方針に基づく各種取組を着実に進めるとともに、取組に対する市民の理解を求め、公共施設のあり方を行政と市民が一緒に考えることが重要となります。

なお、計画期間が 20 年という長期計画であることから、計画期間を前期・後期に分けて計画的に取り組むこととします。

【図表 27 計画期間（前期・後期）と縮減目標】

期間		縮減率	縮減面積
前期	平成 28 年度～令和 7 年度	8 %	16,000 m ²
後期	令和 8 年度～令和 17 年度	12%	25,000 m ²
合計		20%	41,000 m ²

第5章 施設類型別の適正配置等の方向性

本市では、第4章の「適正配置等に関する基本的な考え方」で示した基本方針等を踏まえ、以下の施設類型ごとの方向性に基づき、公共施設の適正配置等に取り組みます。

■建物及びインフラ・プラント系施設の基礎データ（令和2年3月31日現在）は、固定資産台帳に基づいた数値です。

※構造表記

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・RC造…鉄筋コンクリート造 | ・SRC造…鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| ・S造…鉄骨造 | ・CB造…コンクリートブロック造 |
| ・木造…木造 | ・LGS造…軽量鉄骨造 |

※有形固定資産減価償却率（基礎データ表記：減価償却率）とは、償却資産（建物や工作物、施設設備等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合で、資産価値という面から資産の老朽化の度合いを示すものです。100%に近いほど償却が進んでいるといえ、地方公共団体における平均的な値は35%～50%程度といわれています。

1 建物

（1）庁舎等

■基礎データ

□庁舎

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
1	市役所本庁舎	7,033.25	RC造	S43.3	100.0
	□本庁舎 □清掃庁舎	216.29	LGS造	S58.1	100.0
2	市役所別館	216.28	S造	S56.10	34.0
3	総合福祉センター (あいぱーく光)	4,803.89	RC造	H13.3	53.9
4	旧大和支所 (R2.8解体)	727.19	RC造	S41.3	99.3
	□本館 □新館	640.27	S造	S62.11	85.6
5	大和支所	64.68	S造	H31.1	3.0
6	教育委員会庁舎	875.50	RC造	S60.3	68.9
計		14,577.35			

□出張所

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
7	室積出張所	50.00	S 造	H27.11	7.6
8	牛島出張所	1.39	RC 造	S50.8	87.9
9	浅江出張所	18.30	RC 造	S53.3	84.0
10	三島出張所	14.88	RC 造	S40.3	100.0
11	周防出張所	8.01	RC 造	S47.3	96.0
計		92.58			

■過去に行った対策の実績

市役所本庁舎

- 庇裏コンクリート剥離部分撤去・補修工事（平成 27～30 年度）
- 空調設備改修（平成 28・29 年度）
- 1～3 階の男性用トイレ及び 1・2 階の女性用トイレの各 1 基、計 5 基の和式便器の洋式化改修（令和元年度）

総合福祉センター（あいぱーく光）

- 定期的な点検の実施や必要に応じた修繕等

大和支所

- 大和支所、大和コミュニティセンター及び図書館大和分室との複合施設として大和コミュニティセンターの建替えを行い、平成 31 年 4 月に供用開始
- 旧大和支所（図書館大和分室を含む）を除却（令和 2 年度）

教育委員会庁舎

- ロビー及びホールの照明器具を水銀灯から LED 照明に取替（令和 2 年度）

■現状と課題

- 市役所本庁舎は、旧耐震基準下に建築されており、建築後 50 年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- 市役所本庁舎は、耐震診断の結果、大半の階層において耐震性能を表す I_s 値が基準値の 0.72（市庁舎関係施設は、災害時の防災に係る業務の中心的拠点として機能する施設であるため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を参考に、基準 I_s 値は 0.72 （ I_s 値 $0.6 \times$ 地域係数 $0.8 \times$ 地盤指標 $1.0 \times$ 重要度係数 1.5 ）を満たしていません。
- 市役所本庁舎は、災害発生時における市災害対策本部、総合福祉センター及び教育委員会庁舎は避難所となっています。
- 市役所本庁舎は老朽化が進んでおり、平成 29 年度に耐震化策等の調査を行いました。平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧事業を優先するため、本庁舎の耐震

化に向けたあり方の検討を凍結しています。

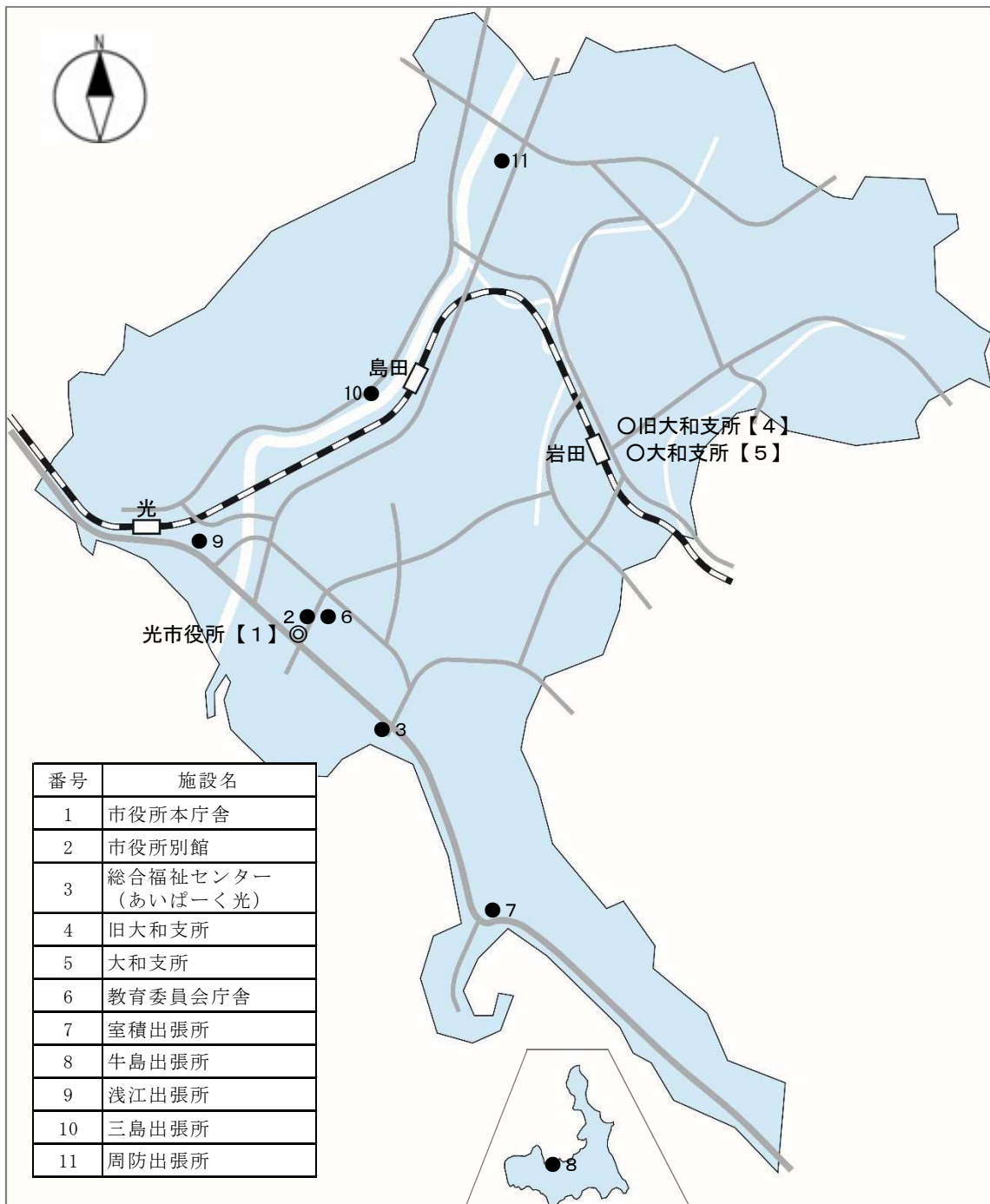
- 市役所別館は、平成 21 年度に取得した建物で、道路河川課及び都市政策課の作業員用事務所として利用しています。
- 保健・福祉・医療機能を合わせた総合拠点施設として総合福祉センター（あいばーく光）を平成 13 年 4 月にオープンし、貸館も含め年間約 10 万人の利用がありますが、建築後 20 年経過し、経年劣化による設備や備品等の故障が増加しています。
- 大和支所は、県道拡幅や施設の老朽化に伴い、大和コミュニティセンターと併せて更新し、平成 31 年 4 月から新たな施設で業務を行っています。
- 出張所は、証明書発行や届出等、地域の身近な市民サービスの窓口として、市内 5 箇所に設置し、いずれもコミュニティセンターとの複合施設となっています。
- 室積出張所は、施設の老朽化に伴い、室積コミュニティセンター（当時室積公民館）と併せて更新し、平成 28 年 3 月から新たな施設で業務を行っています。

■方向性

- 市役所本庁舎等の庁舎は、住民サービスの基幹的な施設であり、防災拠点でもあることを踏まえ、光熱水費等の維持管理費の縮減に努め、適切に維持補修を行います。
- 防災機能の強化を図るため、新たな防災指令拠点施設を整備することとし、早期整備に向けた取組を進めています。
- 総合福祉センターは、経年劣化による設備や備品等の故障が増加していますが、今後も施設等の維持管理費縮減に留意しつつ、点検及び修繕等を実施し、適切な施設等の管理運営に努めます。
- 大和支所は、平成 31 年 4 月から大和コミュニティセンター内で大和支所業務を行い、各種届出の受理や住民票等の交付、市税等の収納、地域住民からの相談の対応など、引き続き地域の窓口として、業務を行います。
- 教育委員会庁舎は、光市教育の基幹的な施設であり、避難所でもあることを踏まえ、光熱水費等の維持管理費の縮減に努め、適切に維持補修を行います。
- 出張所では、各種届出の受理や住民票等の交付、市税等の収納などの主な業務に加え、地域住民からの相談の対応など多岐にわたっており、今後の利用状況等を踏まえた上で、施設運用について、市民ニーズに沿って柔軟に対応します。

■配置状況

【施設分布図：庁舎等】



(2) 社会教育施設

■基礎データ

□コミュニティセンター

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
12	室積コミュニティセンター	1,035.19	S 造	H27.11	7.6
13	伊保木コミュニティセンター	197.01	S 造	S57.2	100.0
14	牛島コミュニティセンター	401.45	RC 造	S50.8	88.0
15	光井コミュニティセンター	1,205.32	RC 造	H5.10	52.0
16	島田コミュニティセンター	985.34	RC 造	S47.3	96.0
17	中島田コミュニティセンター	162.00	S 造	S56.3	100.0
18	浅江コミュニティセンター	974.97	RC 造	S53.3	80.1
19	三島コミュニティセンター	376.86	RC 造	S40.3	98.7
	□コミュニティセンター □ホール	349.38	RC 造	H1.1	62.0
20	周防コミュニティセンター	604.18	RC 造	S47.3	82.5
21	大和コミュニティセンター	1,565.65	S 造	H31.1	2.6
22	束荷コミュニティセンター	357.74	RC 造	S50.1	90.0
23	塩田コミュニティセンター	407.43	RC 造	S52.5	84.0
計		8,622.52			

□教育集会所

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
24	昭和会館	122.81	RC 造	S52.3	86.2
25	汐浜集会所	122.81	RC 造	S51.3	92.1
26	虹川集会所 (R3.12 解体)	164.52	RC 造	S50.3	91.9
27	三輪集会所	132.30	RC 造	S55.4	85.8
28	若竹集会所	373.62	RC 造	S40.4	85.8
計		916.06			

□その他社会教育施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
29	地域づくり支援センター	1,455.57	RC 造	H5.9	48.2
30	農村婦人の家	272.00	S 造	S60.3	100.0
31	周防多目的集会所	235.00	木造	H7.6	100.0
32	野外活動センター (周防の森ロッジ)	829.34	S 造	H8.5	81.7
33	虹ヶ浜連合自治会館	66.25	木造	S55.1	100.0
34	虹ヶ浜西自治会館	177.00	S 造	S53.8	100.0
計		3,035.16			

■過去に行った対策の実績

コミュニティセンター

- 室積公民館は、施設の老朽化に伴い、必要な施設機能等を検討した上で更新し、平成 28 年 3 月に室積コミュニティセンターとして供用を開始
- 旧室積公民館（旧室積出張所を含む。）を除却（平成 28 年度）
- 三島、周防コミュニティセンターは、地域住民参加のワークショップを開催し、施設の老朽化に対する対応について検討
※過去の大雨による被災状況も含め、令和 3 年度より三島コミュニティセンター整備事業に着手
- 旧大和コミュニティセンターを除却（令和元年度）
- 大和支所、大和コミュニティセンター及び図書館大和分室との複合施設として大和コミュニティセンターを建替え、平成 31 年 4 月に供用開始
- 学校施設を活用したコミュニティセンター複合化事業として、東荷コミュニティセンターは、東荷小学校との複合化により、令和 3 年 6 月供用開始し、塩田コミュニティセンターは、令和 3 年度に塩田小学校との複合化工事を実施

教育集会所

- 虹川集会所は、地元関係者等とも協議の上、除却（令和 3 年度）

その他社会教育施設

- 勤労青少年ホームを除却（平成 30 年度）
- 農村婦人の家は、建築後 35 年以上経過し老朽化していますが、毎年 200 件を超える利用があるため、施設の修繕を実施

■現状と課題

- コミュニティセンターは、市内 12 箇所に設置し、地域住民の交流の拠点となっています。
また、室積、牛島、浅江、三島及び周防コミュニティセンターは出張所、島田コミュニティセンターは市民ホール、大和コミュニティセンターは支所、図書館大和分館、東荷コミュニティセンターは東荷小学校、塩田コミュニティセンターは塩田小学校との複合施設となっています。
- コミュニティセンターのうち東荷及び塩田コミュニティセンターを除く 10 館を、災害発生時の避難所に指定しています。
- コミュニティセンターは、室積、光井、大和、東荷及び塩田コミュニティセンターを除き、全て昭和 40～50 年代に建築され、建築後 30 年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- 教育集会所は人権教育の推進を目的とした施設ですが、設置後 40 年以上経過

し、老朽化が進んでいます。現在は、地元住民の管理人を設置し、主に地域の集会所として利用されています。

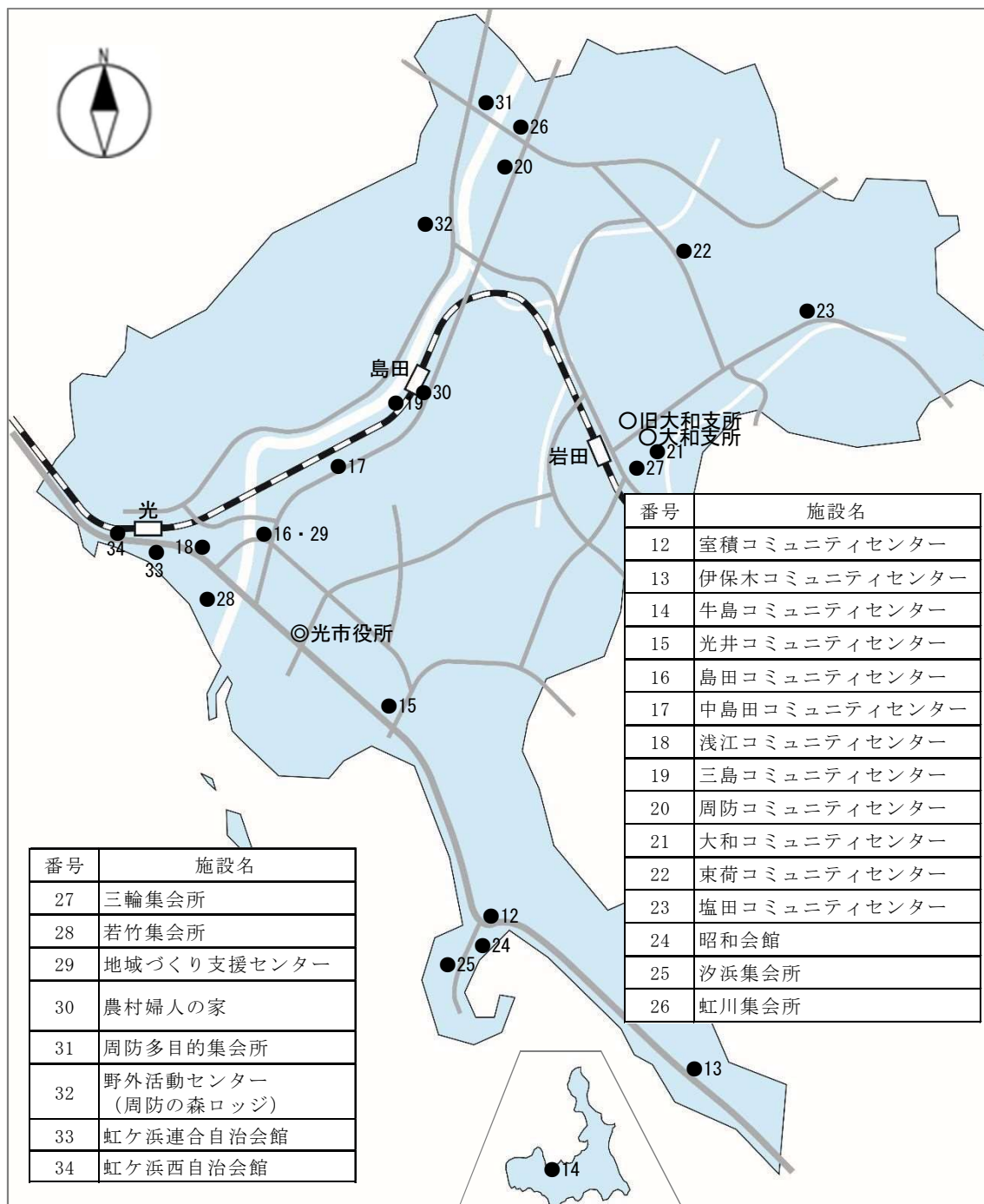
- その他社会教育施設は、それぞれ市民活動の場等として利用されています。
- 地域づくり支援センターは、建築後 25 年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- 農村婦人の家は、建築後 35 年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- 周防多目的集会所は、年々利用件数が減り、農業振興目的での利用が少なくなっています。
- 野外活動センター（周防の森ロッジ）は、青少年の野外活動の拠点として設置された施設ですが、建築後 25 年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- 虹ヶ浜連合自治会館及び虹ヶ浜西自治会館は、汚水処理施設の建設に伴う地元対策事業として市が建設したもので、各自治会が日常の維持管理を行っています。

■方向性

- 市内で一番古い三島コミュニティセンターは、老朽化に加え、平成 30 年 7 月豪雨で施設が被災したことから、整備事業を進めます。
- 令和 4 年 4 月に塩田小学校と複合化した新たな塩田コミュニティセンターが供用開始予定です。
- これら以外のコミュニティセンターは、機能維持を前提に、老朽化等の状況を踏まえ、近隣の公共施設等との複合化等も視野に検討します。
- 教育集会所は、施設の設置目的の達成度や利用状況等を踏まえ、複合化や統廃合、地域等への譲渡により、施設総量の縮減を図ります。
- 三輪集会所は、利用状況等を踏まえ、地域への譲渡や近隣の公共施設への機能集約を検討します。
- 地域づくり支援センターは、機能維持を前提に、適切な維持管理に努めます。
- 農村婦人の家及び周防多目的集会所は、利用状況等を踏まえ、施設の廃止・機能集約・統廃合を検討します。
- 野外活動センター（周防の森ロッジ）は、機能維持を前提に、適切な維持管理に努めます。
- 虹ヶ浜連合自治会館及び虹ヶ浜西自治会館は、機能維持を前提に、適切な維持管理に努めます。

■配置状況

【施設分布図：社会教育施設】



(3) 文化施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
35	市民ホール	4,260.39	RC 造	S47.3	94.4
36	図書館	1,308.30	S 造	S51.5	80.2
37	図書館大和分室 (R2.8 解体)	257.00	S 造	S62.11	40.5
38	図書館大和分館	158.6	S 造	H31.1	3.0
39	文化センター	1,888.42	RC 造	S55.3	72.7
40	伊藤公資料館	534.36	RC 造	H9.3	44.0
計		8,407.07			

■過去に行った対策の実績

市民ホール、文化センター

○指定管理者による民間能力を活用したサービスの向上と効率的な管理運営を実施 ※指定管理の更新：市民ホール（令和4年度から3年間）
：文化センター（令和元年度から5年間）

○市民ホールの空調設備改修（令和2年度）

図書館

○図書館本館は、多目的トイレの改修（平成29年度）、書庫リフトの改修（令和元年度）、高圧気中開閉器の交換（令和2年度）

○平成31年3月に複合型施設(大和コミュニティセンター)が竣工し、施設内に大和分館を移設

大和民俗資料館

○大和民俗資料館を除却（令和元年度）

■現状と課題

○市民ホール、図書館及び文化センターは、建築後40年以上経過し、老朽化が進んでいます。

○市民ホール及び文化センターは、指定管理者による管理運営により、利用者の利便性の向上や維持管理の効率化に努めています。

○図書館は、光井地区にある図書館本館と大和コミュニティセンター内にある大和分館の2館を設置しており、市民の読書環境の充実を図り、利用の拡大に努めています。

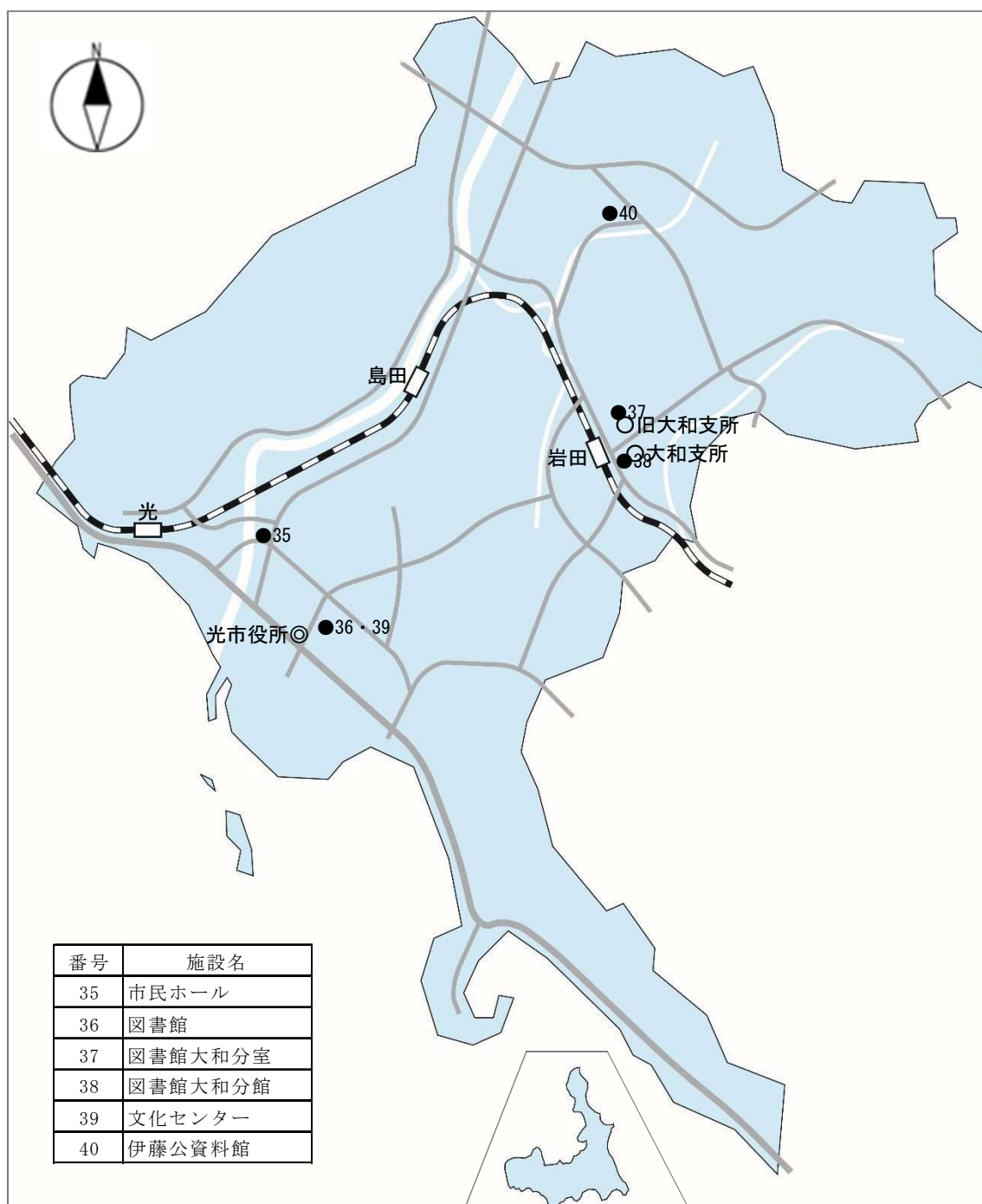
○伊藤公資料館は、伊藤公の遺品等を展示し、企画展や市内外児童・生徒の学習の場としても利用しています。

■方向性

- 文化施設は、施設の更新等にあたり、P F I等の民間資金を活用した施設整備を検討するとともに、他の公共施設や民間施設との複合化により、財政負担の軽減と施設総量の縮減を図ります。
- 図書館は、先進地の図書館等の施設整備や管理運営手法等を調査・研究し、これからの図書館のあり方について検討を進めます。
- 図書館大和分館は、複合施設として関係各課と適切に維持管理します。
- 伊藤公資料館は、貴重な文化財を後世に引き継ぐべく、適切に維持管理し、長寿命化を図ったうえで、施設の更新を検討します。

■配置状況

【施設分布図：文化施設】



(4) スポーツ・レクリエーション施設

■基礎データ

□スポーツ施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
41	総合体育館	6,393.39	SRC 造	H5.10	57.1
42	スポーツ館	1,199.53	S 造	S51.11	100.0
43	勤労者体育センター	1,187.59	RC 造	S56.6	83.6
44	身体障害者体育施設 (サン・アビリティーズ光)	1,356.26	SRC 造	S62.11	83.6
45	スポーツ公園 ※レストハウスの延床面積	579.81	RC 造	S53.4	90.2
46	大和総合運動公園 ※大和スポーツセンターの 延床面積	4,231.04	RC 造	H5.10	69.6
計		14,947.62			

□レクリエーション施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
47	フィッシングパーク光 □管理棟 □栈橋	65.60 —	RC 造 S 造	S55.3 S55.3	78.0 —
48	冠山総合公園 □管理棟 □研修棟 □副管理棟 □休憩棟 □レストラン棟 □オートキャンプ場管理棟	68.50 119.10 169.40 120.20 227.23 272.30	RC 造 RC 造 RC 造 RC 造 S 造 RC 造	H13.8 H13.8 H13.6 H13.11 H13.11 H14.1	36.0 48.6 36.0 48.6 59.4 36.0
計		1,042.33			

■過去に行った対策の実績

スポーツ施設

○スポーツ館を除いたスポーツ施設は、指定管理者による民間能力を活用したサービスの向上と効率的な管理運営を実施

※指定管理の更新：令和元年度から5年間

○勤労者体育センター、身体障害者体育施設（サン・アビリティーズ光）及びスポーツ館の高所照明をLED照明に改修（令和2年度）

フィッシングパーク光

○指定管理者による民間能力を活用したサービスの向上と効率的な管理運営を実施 ※指定管理の更新：令和元年度から5年間

○開園時間を延長し利用者のニーズに沿った運営を実施（令和元年度～）

○照明灯の更新（平成 29 年度）及び管理棟天井の修繕（令和 2・3 年度）

○栈橋鋼管杭の電気防食補修工事（令和 3 年度）

冠山総合公園

○指定管理者による民間能力を活用したサービスの向上と効率的な管理運営を実施 ※指定管理の更新：令和 2 年度から 5 年間

■現状と課題

○スポーツ施設は、総合体育館や大和総合運動公園を中心に、市民をはじめ多くの方に幅広く利用されています。

○スポーツ・レクリエーション施設のうち、体育課の事務所を併設したスポーツ館以外の施設では、指定管理者による効率的かつ効果的な施設の管理運営に努めるとともに、創意工夫による利用者の利便性の向上が図られています。

○総合体育館及び大和スポーツセンターは、建築後 25 年以上経過し、老朽化対策や空調設備等の更新、衛生設備等のバリアフリー化の整備などの課題があります。

○勤労者体育センター及び身体障害者体育施設（サン・アビリティーズ光）は、建築後 30 年以上経過し、施設の機能維持における対策等の検討が必要です。

○スポーツ館及びスポーツ公園レストハウスは、建築後 40 年以上経過し、老朽化による経年劣化が著しいことから、今後のあり方の検討が必要です。

○フィッシングパーク光は、開園以来多くの釣り客に親しまれており、県内外の人々に広く利用されていますが、開園後 40 年が経過し、施設の老朽化が進行しています。

○冠山総合公園は、オートキャンプ場やレストラン棟を整備し、豊かな自然と都市公園が調和した総合公園で、一年を通じて様々なイベントも開催されており、市内はもとより県内外から多くの人々が来園しています。

■方向性

○老朽化による経年劣化が著しいスポーツ施設については、学校体育館等を含めたスポーツ施設全体での施設と機能（利用種目の限定化等）の再編を検討します。

○スポーツ施設の管理運営については、指定管理者による維持管理費の縮減と利用者の利便性の向上を図ります。

○総合体育館、大和スポーツセンター、勤労者体育センター及び身体障害者体育施設（サン・アビリティーズ光）は、施設を長期間にわたり使用するため、事後保全または予防保全に取り組みます。

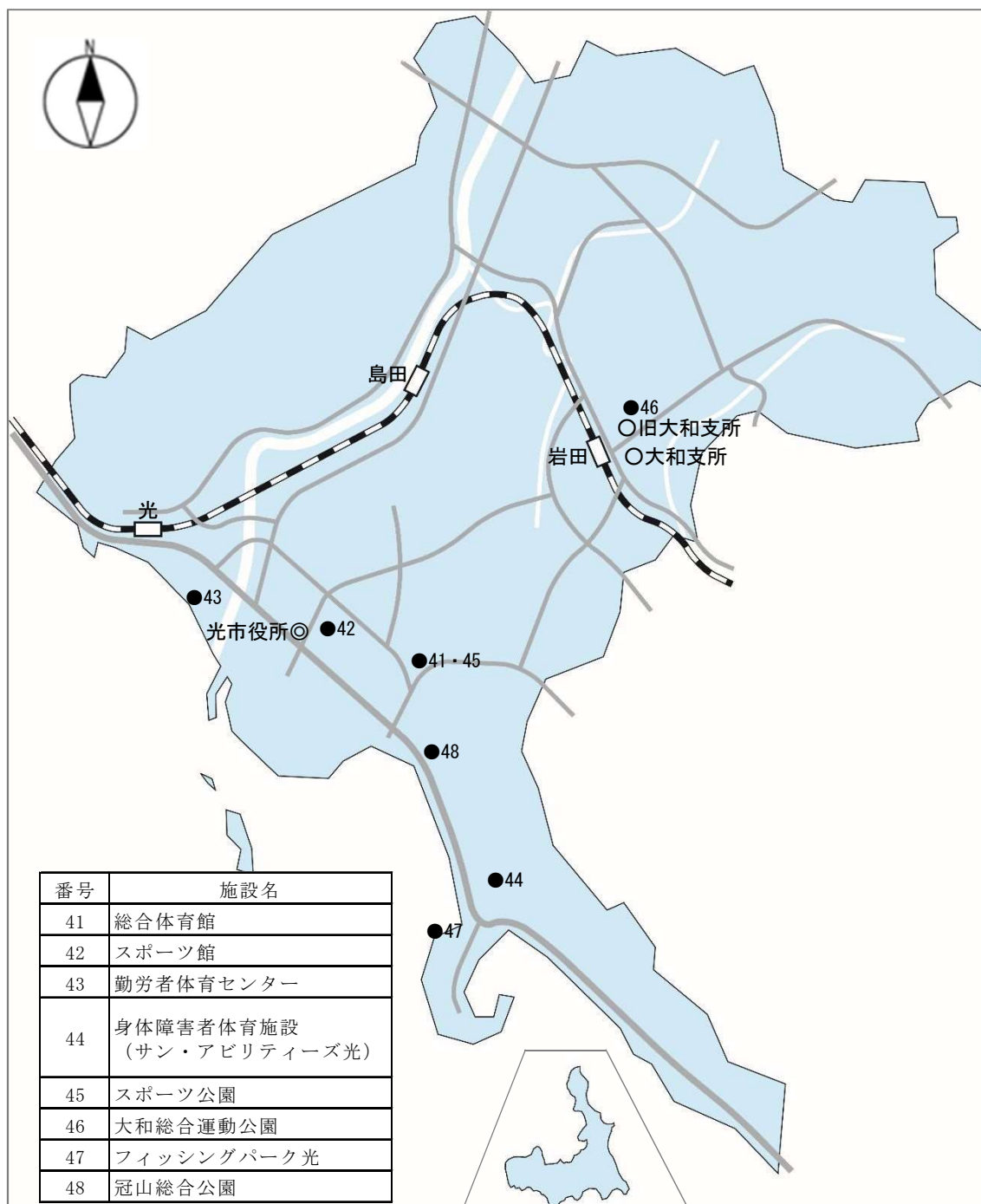
○フィッシングパーク光は、老朽化が著しい施設全体の修繕・更新を計画的に

実施します。

○冠山総合公園は、利用促進を図るため、施設の積極的なPR活動と事業展開を行い、利用状況や費用対効果に留意しながら施設の適切な維持管理に努めます。

■配置状況

【施設分布図：スポーツ・レクリエーション施設】



(5) 保育・子育て支援施設

■基礎データ

□保育所

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
49	浅江東保育園	550.85	S 造	S43.3	61.3
	□園舎 1	204.40	S 造	S50.3	51.1
50	浅江南保育園	590.22	RC 造	S45.3	81.8
51	みたらい保育園	576.00	RC 造	S47.3	100.0
52	大和保育園	721.60	RC 造	S51.10	64.8
計		2,643.07			

□放課後児童クラブ（サンホーム）等

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
53	室積サンホーム	64.00	木造	H7.3	82.9
54	浅江サンホーム	66.40	木造	H3.12	98.0
	□第 1 サンホーム				
55	島田サンホーム	56.94	木造	H7.11	100.0
	□第 1 サンホーム	93.47	木造	H22.3	44.9
56	周防サンホーム	50.40	木造	H10.2	100.0
57	わかば児童館	423.66	RC 造	S55.3	88.0
計		754.87			

■過去に行った対策の実績

保育所

- 公立保育所設置意義の一つである「量的補完機能」を果たすとともに、待機児童ゼロを維持するため、適切な受け入れを実施
- 優先度を勘案した修繕等の実施
- 「光市公立保育所施設耐震化推進計画」に基づく公立保育所の耐震化を完了（平成 30 年度）

放課後児童クラブ（サンホーム）

- 室積サンホームの小学校校舎内への移転（平成 29 年度）
- 利用者の拡大（平成 28 年度：5 年生まで、平成 29 年度：6 年生まで）

わかば児童館

- 遊具点検の同時実施、行事や施設修繕時、隣接施設と互いの施設を利用するなど効果的に運営

■現状と課題

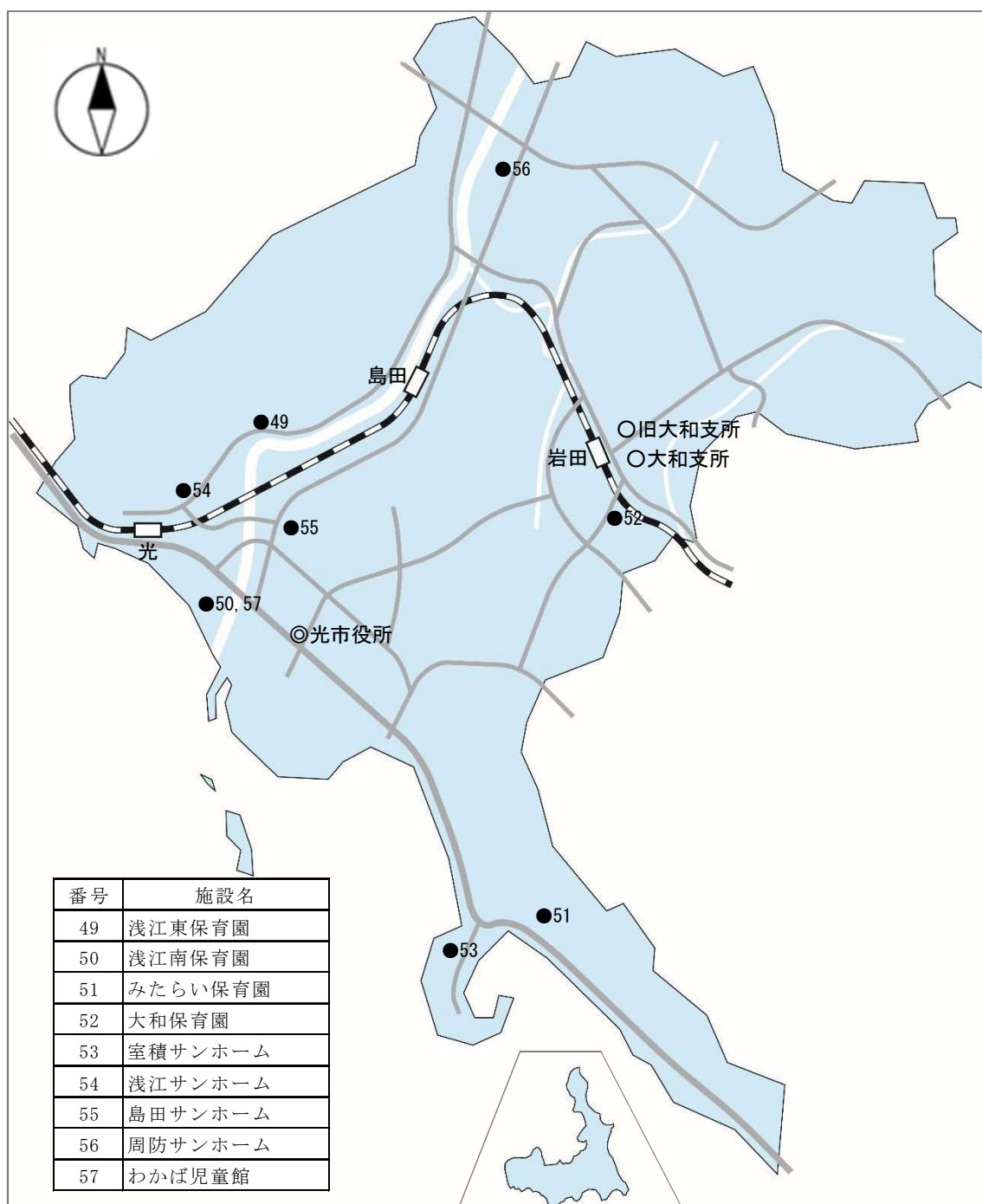
- 保育所は、公立保育所として4園設置しており、園児数は、少子高齢化の進行により減少していますが、3歳未満児の定員に対する充足率は高い状態を維持しています。今後も一定期間は同様の状態が続くと考えますが、少子化の影響により、緩やかな減少が想定されます。
- 公立保育所は、全ての園舎が建築後40年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- 公立保育所のほか、市内には私立保育所が8園（うち1園休園中）、私立認定こども園が1園あります。
- 放課後児童クラブ（サンホーム）は、市内9小学校区に設置し、浅江第1、島田第1・2及び周防の4施設を除き、小学校の校舎内に設置しています。
- 放課後児童クラブ（サンホーム）は、平成24年7月から平日の閉所時間を午後6時から午後7時に延長しています。
- 放課後児童クラブ（サンホーム）は、平成29年度以降対象児童を小学6年生まで拡大し、必要な支援員数の確保や、利用者のニーズに合った施設運営に努めています。
- わかば児童館は、近隣施設である浅江南保育園やあさえふれあいセンターとの連携を図り、互いの行事へ協力するなど効果的な運営に努めています。
- わかば児童館は、建築後40年以上経過し、老朽化が進んでいます。

■方向性

- 公立保育所について、就学前児童数の減少により、市全体の保育の供給体制は需要を大きく上回ることが予測されることから、「量的補完機能」である公立保育所の再編に取り組みます。
- 公立保育所の運営方法については、民間にできることは民間に委ねることを基本とし、民間活力の導入の検討を進めます。
- 放課後児童クラブ（サンホーム）は、対象学年を小学校6年生まで拡大していますが、今後、少子化により児童数の減少が見込まれることから、学校施設の積極的な活用を検討し、利用児童数の増減に対応した総量の確保に努めます。
- 旧室積サンホーム（ログハウス）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための分割保育の実施場所として、令和3年度は施設を再活用しています。今後、新型コロナウイルス感染症の収束及び室積サンホーム登録児童数の減少等の状況を踏まえ、施設の除却を検討します。
- わかば児童館は、子どもの減少や、サンホームの開設及び定員の拡充等により、児童館の利用ニーズは低下しており、建物の老朽化等を踏まえ、将来的には、類似・重複した機能の集約化や施設の統廃合を検討します。

■配置状況

【施設分布図：保育・子育て支援施設】



(6) 福祉施設

■基礎データ

□憩いの家

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
58	牛島憩いの家デイサービスセンター	166.18	S 造	H6.1	70.2
59	東部憩いの家	961.15	RC 造	S43.3	87.1
60	西部憩いの家	542.15	RC 造	H6.3	56.9
計		1,669.48			

□在宅介護支援センター

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
61	西部在宅介護支援センター	85.00	RC 造	H4.1	56.0
62	しまた在宅介護支援センター	115.00	S 造	H9.3	62.1
計		200.00			

□健康交流施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
63	三島温泉健康交流施設 (ゆーぱーく光)				
	□浴場・風呂場	1,042.00	S 造	H24.9	25.0
	□ボイラー室	81.00	RC 造	H24.9	43.1
計		1,123.00			

□老人憩いの家

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
64	岩田第一老人憩いの家	81.10	LGS 造	S52.11	100.0
65	岩田第二老人憩いの家	80.96	LGS 造	S58.3	100.0
66	岩田老人作業所	82.24	LGS 造	S62.3	100.0
67	三輪第一老人憩いの家	81.10	LGS 造	S53.11	100.0
68	三輪第二老人憩いの家	80.96	LGS 造	S60.3	100.0
69	三輪第三老人憩いの家	84.24	LGS 造	S61.3	100.0
70	塩田佐田老人憩いの家	80.96	LGS 造	S58.12	100.0
71	塩田石城作業所	84.24	LGS 造	H2.3	100.0
72	束荷第一老人憩いの家	77.76	LGS 造	S51.9	100.0
73	束荷第二老人憩いの家	77.76	LGS 造	S57.3	100.0
74	束荷老人作業所	84.24	LGS 造	S62.12	100.0
計		895.56			

□障害者施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
75	障害者(児)地域支援施設「海浜荘」	480.00	RC 造	S37.7	100.0
76	心身障害者福祉作業所あけぼの園	216.00	SRC 造	H4.3	65.8
計		696.00			

□ふれあいセンター

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
77	三輪福祉会館	312.81	RC 造	S51.10	86.0
78	あさえふれあいセンター	357.73	RC 造	S40.4	100.0
計		670.54			

□その他福祉施設

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
79	大型共同作業場	396.00	S 造	S62.3	100.0
計		396.00			

■過去に行った対策の実績

憩いの家

- やまとふれあいセンターを除却（平成 28 年度）
- 指定管理者による民間能力を活用したサービスの向上と効率的な管理運営を実施 ※指定管理の更新：東部・西部憩いの家（令和元年度から 5 年間）
- 牛島憩いの家デイサービスセンターは、現状に即した対応が可能となるよう令和 3 年度契約から業務委託による管理運営に変更
- 東部憩いの家及び西部憩いの家は、共に老朽化が進んでおり、建物本体やエアコンの買い替え等の修繕を実施
- 東部憩いの家及び西部憩いの家の入浴サービスは、三島温泉健康交流施設の整備に伴う機能集約を図り、平成 30 年 6 月末で廃止

在宅介護支援センター

- 東部在宅介護支援センターは、機能移転後、平成 29 年 8 月に既存建物を除却
- 西部及びしまた在宅介護支援センターについて、地域包括支援センターの運営体制見直し（機能を委託センターへ集約）に伴い、令和 3 年 3 月末で機能廃止

三島温泉健康交流施設

- 指定管理者による民間能力を活用したサービスの向上と効率的な管理運営を実施 ※指定管理の更新：令和 4 年度から 5 年間

○営繕計画に基づく施設の維持管理を実施

老人憩いの家

○市の方向性を定め、今後の管理等のあり方について地域との協議に向けたスケジュール等を検討

障害者施設

○障害者(児)地域支援施設「海浜荘」は令和3年3月末で廃止

ふれあいセンター

○三輪福祉会館は、利用者の高齢化により貸館時間が限られてきたことから、職員を会計年度任用職員（パートタイム）で対応

■現状と課題

○東部憩いの家及び西部憩いの家は、指定管理者による管理運営とし、牛島憩いの家デイサービスセンターは、令和3年度より、指定管理者による管理運営から業務委託による管理運営に変更しています。

○東部憩いの家及び西部憩いの家は、高齢者の集いの場として一定のニーズがあるものの、とりわけ東部憩いの家については、建築後50年以上経過し、老朽化が進んでいます。

○三島温泉健康交流施設は、平成24年の開館から指定管理者による管理運営を行い、入浴のほか、健康教室などの各種教室やイベントを実施し、利用者へのサービス向上に努め、令和2年11月には来館者数80万人を達成しています。

○三島温泉健康交流施設は、設備の劣化に伴う故障や修繕等が増加傾向にあります。

○老人憩いの家は、大和地区の高齢者の活動及び交流の場として11施設を設置し、地域の集会所としても利用されています。

○心身障害者福祉作業所あけぼの園は、適切な維持管理に加え、行政によるサービス提供の必要性等、サービスのあり方を検証しています。

○ふれあいセンターは、2施設で令和2年度は年間延べ5,700人の利用があり、地域コミュニティの拠点施設として地域住民に利用されています。

○大型共同作業場は、昭和62年に経済対策の一環として、国の地域改善施設整備補助事業による資源リサイクル事業を行うことを目的に設置され、現在も民間事業者が利用しています。

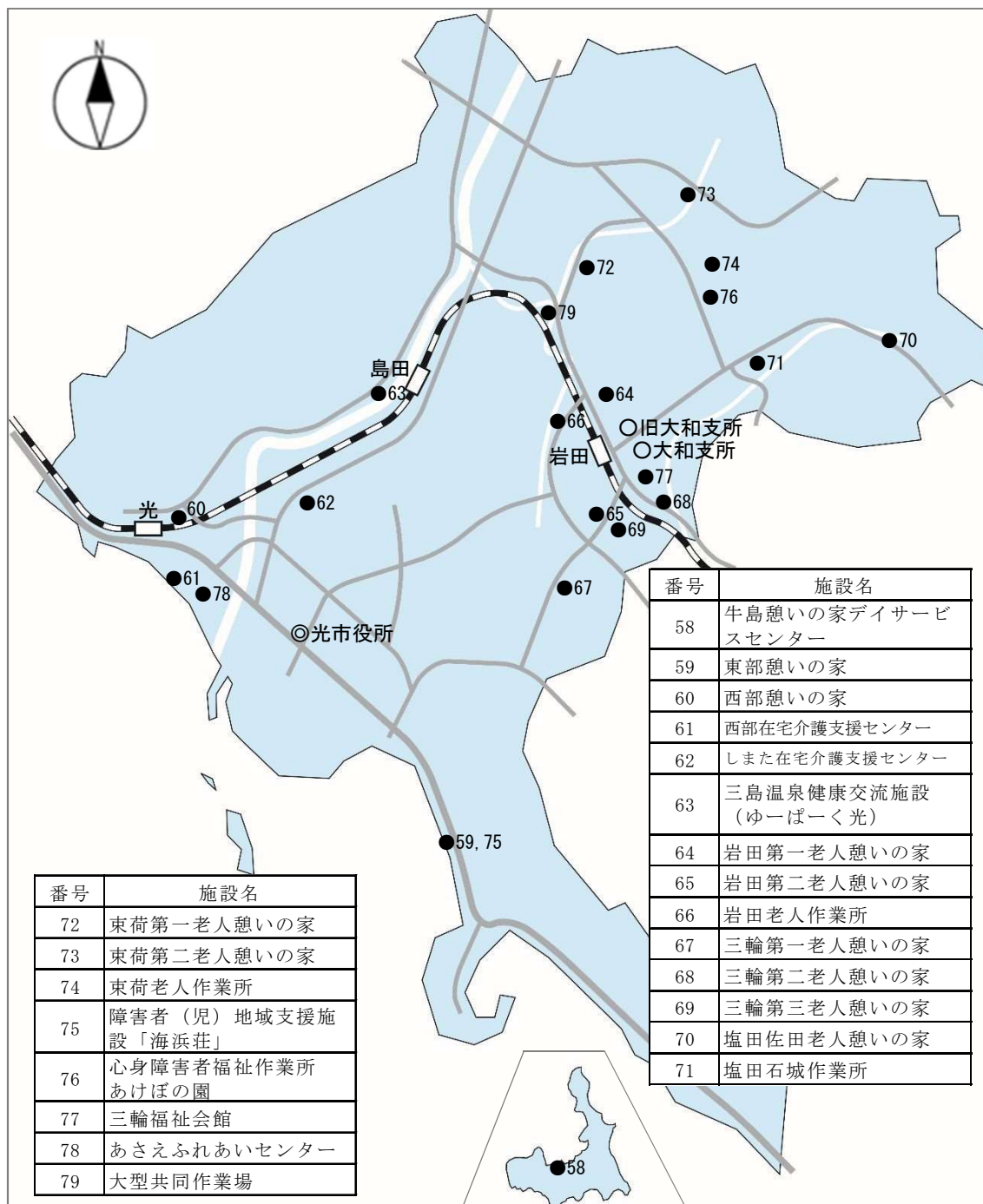
■方向性

○憩いの家は、行政によるサービス提供の必要性等を整理し、他施設との複合化や機能集約により施設総量の縮減を検討します。

- 西部及びしまた在宅介護支援センターの土地・建物は、民間への売却を検討します。
- 三島温泉健康交流施設は、利用状況など需要の変化を見極めながら、適切なサービスの提供ができるよう指定管理者による効果的な管理運営や適切な維持管理に努めます。
- 老人憩いの家は、地域の集会所的な利用状況もあることから、旧光市における自治会集会所のあり方（施設は自治会が建設）を踏まえ、利用団体等をはじめとする地域の代表に対し、市の考え方等を説明するとともに、地域への譲渡等に向けた意向確認を進めるなど、理解を求めます。
- 令和3年3月末で廃止した障害者（児）地域支援施設「海浜荘」は、除却を進めます。
- 心身障害者福祉作業所あけぼの園は、適切な維持管理に努め、民間事業者等への譲渡も含めた施設のあり方を検討します。
- ふれあいセンターは、適切な維持管理に努めるとともに、2施設共に利用者数は減少傾向にあることから、利用状況等を踏まえ、近隣の公共施設との機能集約や複合化を検討します。
- 大型共同作業場は、設置目的等を勘案し、民間事業者等への譲渡も含めた施設のあり方を検討します。

■配置状況

【施設分布図：福祉施設】



（７）保健施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
80	大和保健センター	500.00	SRC 造	S58.6	72.0
81	牛島診療所	174.00	S 造	H16.3	52.5
計		674.00			

■過去に行った対策の実績

牛島診療所

○令和２年４月から指定管理者による管理から市直営に移行

■現状と課題

○大和保健センターは、旧大和町との合併に伴い、保健センター機能が総合福祉センターへ集約され、現在は大和総合病院勤務者の院内保育施設として利用されています。

○牛島診療所は、へき地医療を確保し、島民の安心・安全を図ることに寄与しています。

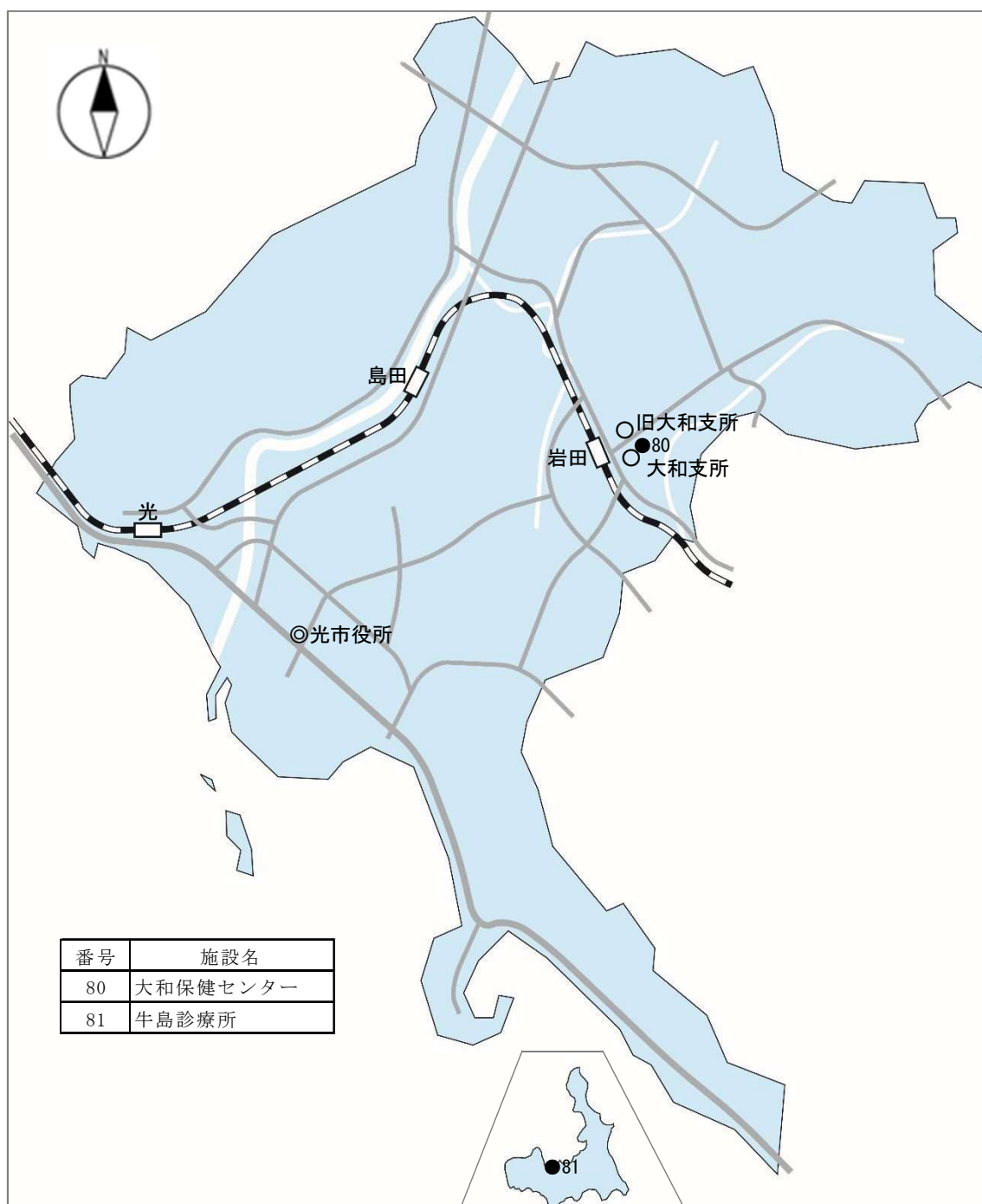
■方向性

○大和保健センターは、大和総合病院勤務者の院内保育施設としてのみ利用されているため、大和総合病院への譲渡等について検討します。

○牛島診療所は、設置目的から今後も機能の維持を基本とし、適切な維持管理を行うとともに、他の公共施設との複合化を検討します。

■配置状況

【施設分布図：保健施設】



(8) 小・中学校

■基礎データ

□小学校

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
82	室積小学校				
	□校舎 1	988.00	RC 造	S38.1	74.1
	□校舎 2	1,379.00	RC 造	S39.1	83.8
	□校舎 3	1,279.00	RC 造	S44.3	71.3
	□体育館	887.00	S 造	H7.3	72.4
83	光井小学校				
	□校舎 1	2,158.00	RC 造	S47.8	76.0
	□校舎 2	1,865.00	RC 造	S50.3	84.6
	□体育館	869.00	S 造	S52.12	79.4
84	島田小学校				
	□校舎	2,338.00	RC 造	S45.7	79.5
	□トイレ棟	185.00	RC 造	S45.7	80.7
	□体育館	775.00	S 造	S46.12	69.7
85	上島田小学校				
	□校舎	2,106.00	RC 造	S48.4	87.4
	□体育館	749.00	S 造	S51.12	78.6
86	浅江小学校				
	□校舎 1	2,293.00	RC 造	S45.3	78.4
	□校舎 2	2,586.00	RC 造	S48.7	74.2
	□校舎 3	1,689.00	RC 造	S54.7	80.4
	□体育館	1,112.00	S 造	S44.3	80.4
87	三井小学校				
	□校舎	3,137.00	RC 造	S48.3	80.1
	□体育館	747.00	S 造	S49.3	83.2
88	周防小学校				
	□校舎	1,501.00	RC 造	S41.3	78.9
	□体育館	750.00	S 造	H5.2	76.9
89	三輪小学校				
	□校舎 1	1,271.00	RC 造	S57.1	83.5
	□校舎 2	1,452.00	RC 造	S57.11	73.8
	□体育館	602.00	S 造	S52.2	76.1
90	岩田小学校				
	□校舎 1	1,394.00	RC 造	S53.3	79.7
	□校舎 2	1,405.00	RC 造	S53.8	80.2
	□体育館	602.00	S 造	S54.2	76.4
91	塩田小学校				
	□校舎	1,760.00	RC 造	H1.12	66.0
	□体育館	670.00	S 造	H4.1	79.3

92	東荷小学校 □校舎 □体育館	1,631.00 602.00	RC 造 S 造	S62.12 S63.2	70.4 89.3
計		40,782.00			

□中学校

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
93	室積中学校 □校舎 1 □校舎 2 □体育館 □武道館	2,949.00 499.00 856.00 456.00	RC 造 RC 造 S 造 S 造	S45.3 S57.2 S47.2 H2.3	79.1 80.2 71.3 87.9
94	光井中学校 □校舎 □体育館 □武道館	3,816.00 898.00 457.00	RC 造 S 造 S 造	S58.8 S58.12 H2.3	79.3 96.5 90.2
95	浅江中学校 □校舎 1 □校舎 2 □体育館 □武道館	4,503.00 1,424.00 1,418.00 452.00	RC 造 RC 造 RC 造 S 造	S60.9 S62.3 S63.1 H1.3	71.5 73.0 66.8 85.6
96	島田中学校 □校舎 1 □校舎 2 □校舎 3 □校舎 4 □体育館 □武道館	2,849.00 250.00 1,084.00 686.00 860.00 466.00	RC 造 RC 造 RC 造 RC 造 S 造 S 造	S43.3 S43.3 S55.3 S60.12 S44.1 H1.2	77.8 78.3 88.0 74.8 73.4 85.4
97	大和中学校 □校舎 1 □校舎 2 □校舎 3 □体育館 □武道館	1,171.00 1,849.00 1,021.00 735.00 350.00	RC 造 RC 造 RC 造 S 造 S 造	S37.2 S56.2 S60.11 S45.12 S61.3	76.2 84.8 74.8 74.7 93.1
計		29,049.00			

■過去に行った対策の実績

- トイレ改修工事（平成 28～令和 3 年度）
- 屋上防水等改修工事（平成 28～令和 2 年度）
- 空調設備整備工事（令和元年度）
- 小中学校体育館照明器具 L E D 取替工事（令和 2 年度）
- 光井小学校体育館屋根防水等改修工事（令和 3 年度）
- 塩田小学校上水道接続工事（令和 3 年度）

- 小中学校各校の利用頻度の高い特別教室にエアコンを整備（令和３年度）
- 束荷小学校の１階部分を束荷コミュニティセンターと複合化（令和３年度）
- 塩田小学校の１階部分を塩田コミュニティセンターと複合化（令和３年度）

■現状と課題

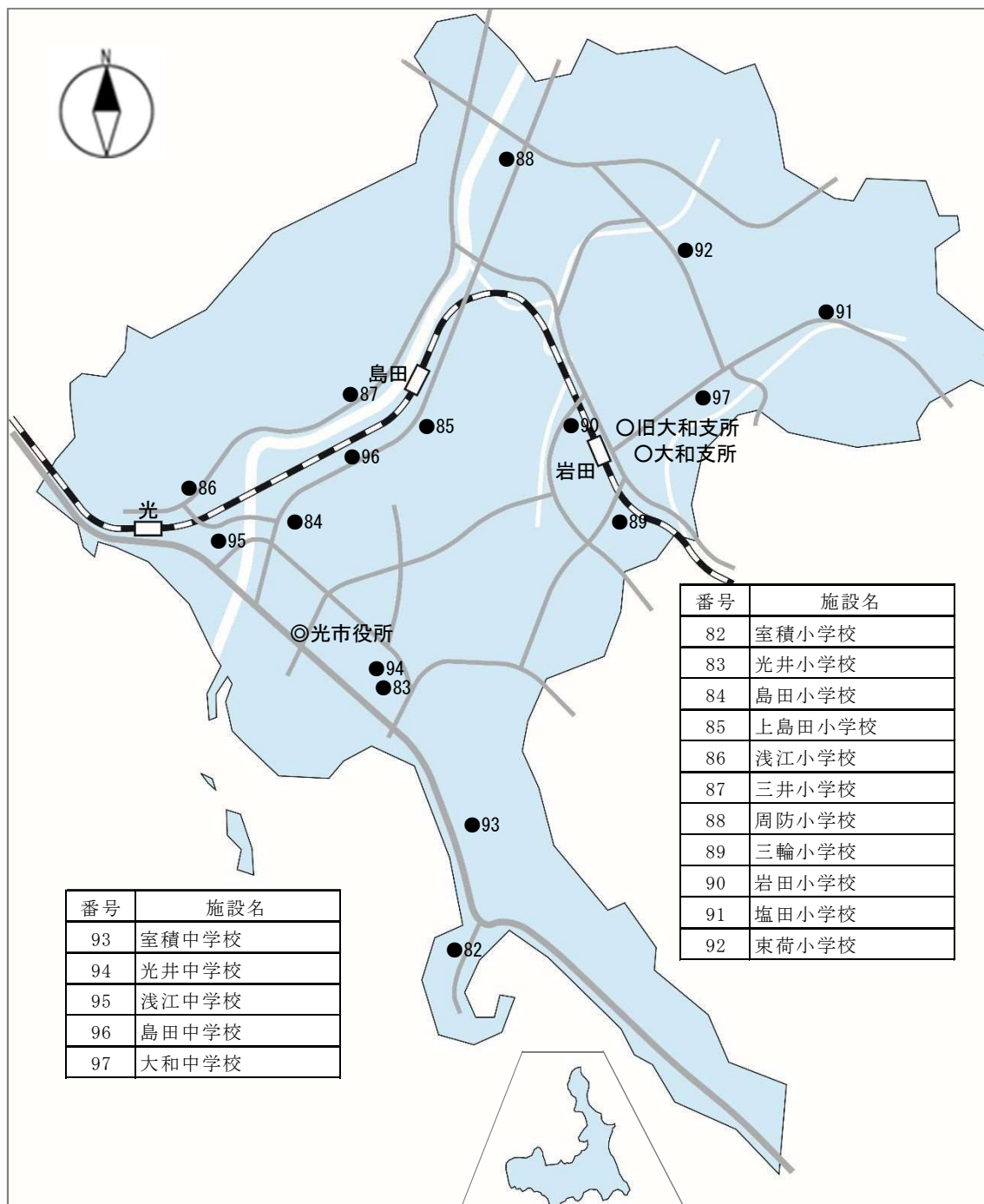
- 小・中学校は、多くの校舎等で老朽化が進んでいますが、耐震化については、平成 27 年度までに完了しています。
- 小・中学校の児童・生徒数は、少子化の進行により小・中学校とも減少傾向にあります。
- 小・中学校の体育館・グラウンド・武道場は、学校施設の開放により、スポーツ施設として市民の利用を可能としています。
- 平成 29 年度から室積小学校の余裕教室を放課後児童クラブに活用しています。

■方向性

- 平成 30 年 3 月に策定した「光市立学校の将来の在り方に係る基本構想」に基づき、小中一貫教育の効果を更に高めるため、施設一体型小中一貫ひかり学園の新設を目指します。また、「光市学校施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）」に基づき、適切な維持管理による長寿命化を図ります。
- 余裕教室は、放課後児童クラブ（サンホーム）やコミュニティセンター等、他の公共施設との複合化の可能性について検討を進めます。

■配置状況

【施設分布図：小・中学校】



(9) 幼稚園

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
98	つるみ幼稚園	325.00	RC 造	S50.3	99.0
99	やよい幼稚園	331.00	RC 造	S51.3	94.6
100	さつき幼稚園	320.00	RC 造	S57.3	81.4
計		976.00			

■過去に行った対策の実績

- 平成 30 年度からやよい幼稚園 1 園とする公立幼稚園再編を実施
- 平成 29 年度から 3 年保育を導入

■現状と課題

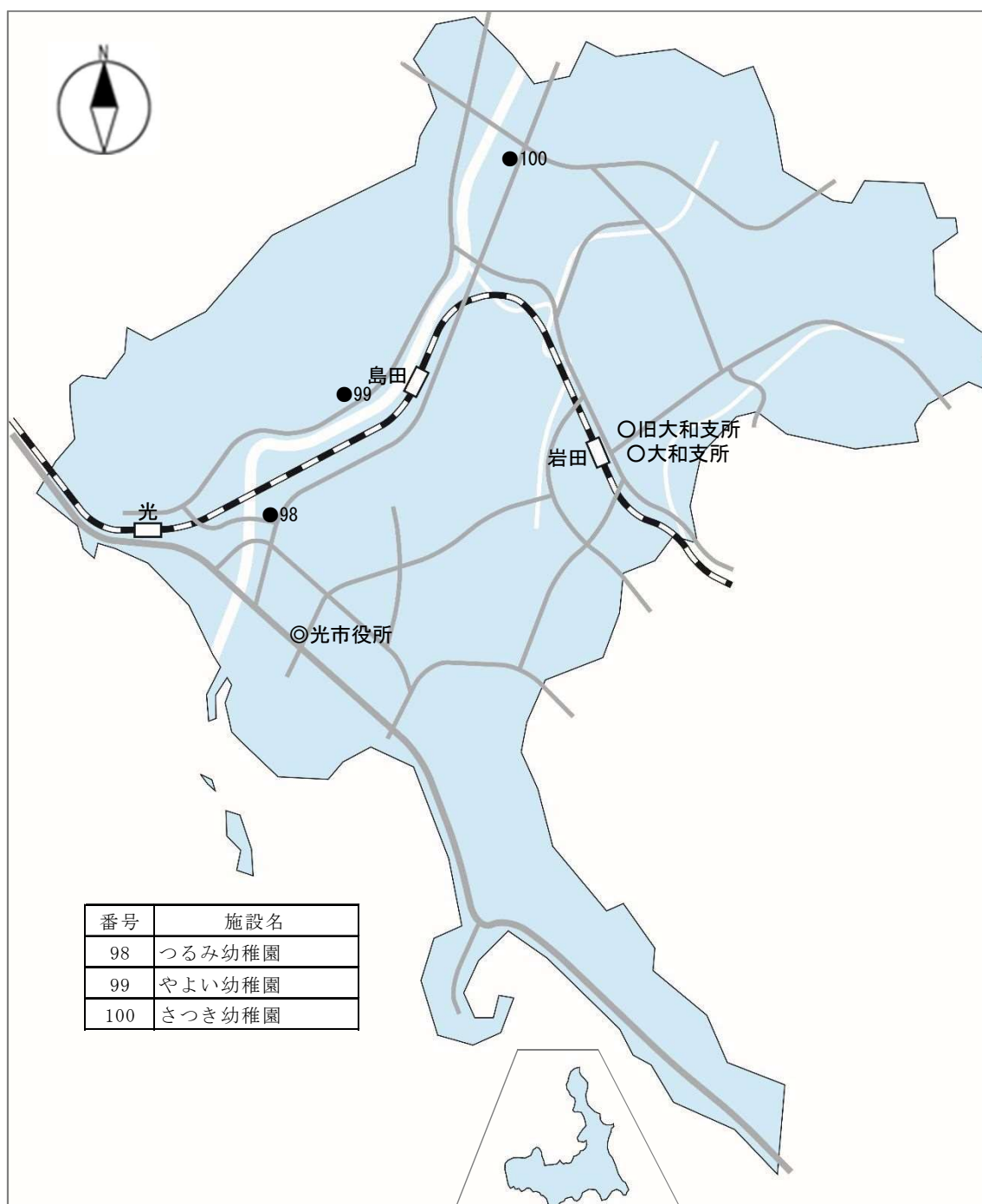
- 公立幼稚園を平成 30 年度からやよい幼稚園 1 園に再編しましたが、少子化に加え、夫婦共働き家庭の増加等の生活形態の変化に伴い保育園の需要が増加したことから、幼稚園の需要は低下し、園児数は減少しています。
- 公立幼稚園のほか、市内には私立幼稚園が 5 園（うち 1 園休園中）、私立認定こども園が 1 園あります。

■方向性

- 就学前児童数の減少により、市全体における幼児教育の供給体制は需要を大きく上回ることが予測されることから、「量的補完機能」である公立幼稚園のあり方について、引き続き検討します。
- 旧つるみ幼稚園及び旧さつき幼稚園は、既存施設の活用の見込みがないため、除却を進めます。

■配置状況

【施設分布図：幼稚園】



(10) 給食施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
101	学校給食センター	2,095.00	S 造	H26.8	19.7

■過去に行った対策の実績

- 光学校給食センターと大和学校給食センターを集約した新たな学校給食センターを整備（平成 26 年 9 月稼働）
- 光学校給食センターは平成 28 年 7 月に解体条件付きで土地を売却し、大和学校給食センターは平成 28 年 9 月に建物を除却

■現状と課題

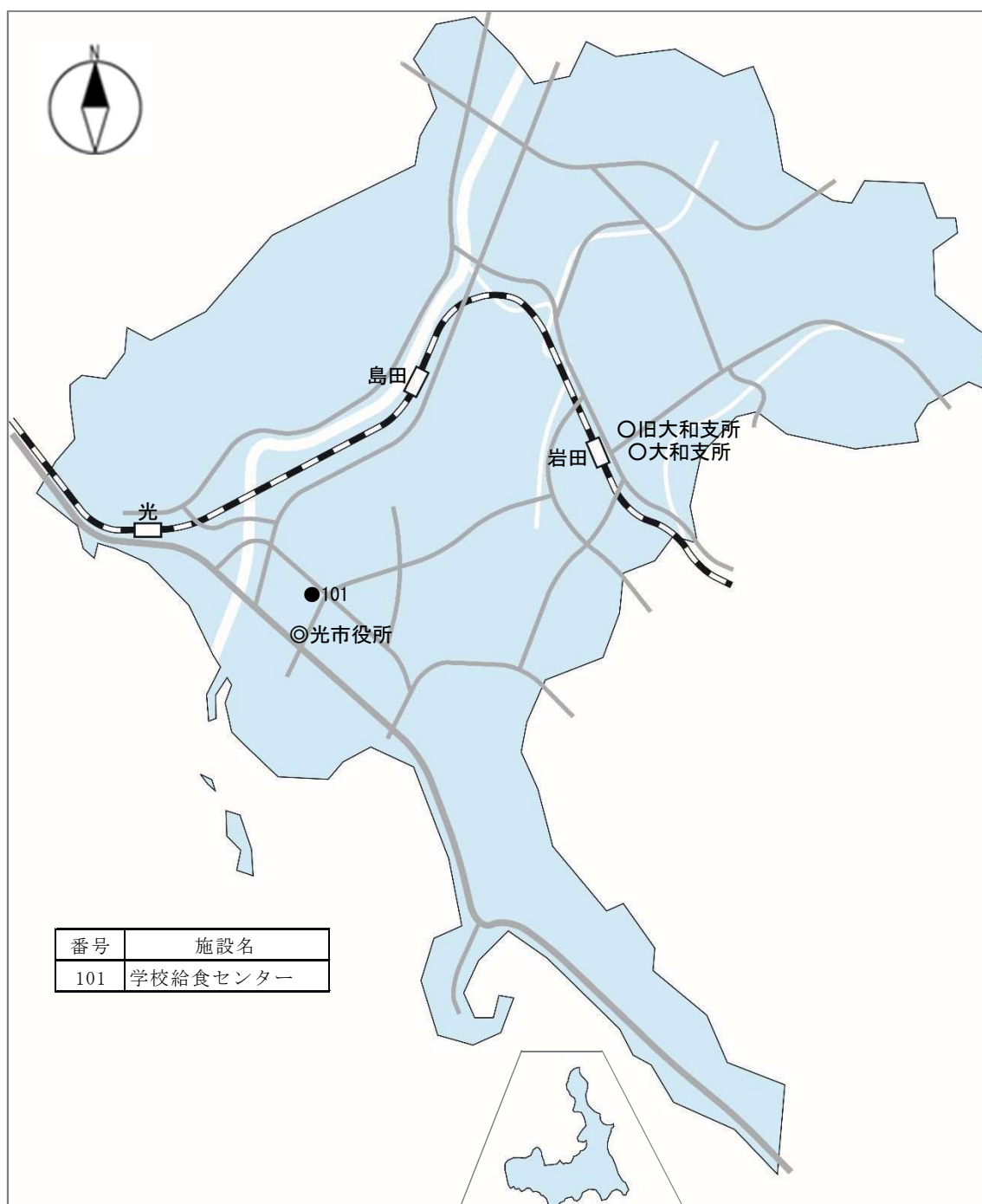
- 平成 26 年 9 月から、新たな学校給食センターが稼働し、市内全市立小・中学校へ学校給食を提供しています。
- 調理や配送業務は、民間委託しています。

■方向性

- 市立小・中学校の児童・生徒に対して、安全・安心な学校給食の提供や、栄養バランス・多様性に配慮した学校給食を長期的に安定して提供することができるよう、「光市学校施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）」に基づき、施設を良好な状態に維持するために費用対効果等にも留意した適切な維持管理を実施します。

■配置状況

【施設分布図：給食施設】



(11) 市営住宅

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
102	南汐浜住宅				
	□3～5 号室 (R4.3 解体)	91.58	CB 造	S40.2	100.0
	□6・7 号室	73.47	CB 造	S40.2	100.0
	□8～13 号室	220.42	CB 造	S40.2	100.0
	□16・17 号室(R4.3 解体)	61.05	CB 造	S40.12	100.0
103	汐浜2区住宅 □1 号棟	1,249.56	RC 造	S42.12	100.0
104	松中住宅				
	□1～4 号室	155.52	CB 造	S43.1	100.0
	□5・6・23～26 号室	233.28	CB 造	S43.1	100.0
	□7～10 号室	155.52	CB 造	S40.12	100.0
	□11～16 号室	233.28	CB 造	S40.12	100.0
	□17～22 号室	233.28	CB 造	S40.12	100.0
	□27～32 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□33～38 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□39～44 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□45～48・50～53 号室	311.04	CB 造	S42.12	100.0
	□54～57 号室	177.60	CB 造	S42.12	100.0
	□58～65 号室	311.04	CB 造	S42.12	100.0
	□66～73 号室	311.04	CB 造	S42.12	100.0
	□74～79 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□80～85 号室	266.40	CB 造	S40.12	100.0
	□86～91 号室	266.40	CB 造	S40.12	100.0
	□92～97 号室	266.40	CB 造	S41.10	100.0
	□98～101 号室	155.52	CB 造	S41.10	100.0
	□102～108 号室	272.16	CB 造	S41.10	100.0
	□109～114 号室	233.28	CB 造	S41.10	100.0
	□115～120 号室	266.40	CB 造	S41.10	100.0
	□121～124 号室	155.52	CB 造	S44.2	100.0
	□集会所	39.60	CB 造	S42.12	100.0
105	西之浜住宅				
	□1～6 号室	241.92	CB 造	S45.10	100.0
	□7～14 号室	322.56	CB 造	S46.3	100.0
106	みたらい住宅				
	□1 号棟	1,109.76	RC 造	S43.3	100.0
	□2 号棟	1,116.00	RC 造	S44.3	100.0
	□3 号棟	745.60	RC 造	S45.2	99.1
107	中央住宅				
	□1～8 号室	559.72	RC 造	H2.3	66.0
	□9～12 号	280.82	RC 造	H2.3	67.7
108	東戸仲住宅 (R4.3 解体)				
	□1～3 号室	91.58	CB 造	S40.2	100.0
	□4・5 号室	61.05	CB 造	S40.2	100.0
	□6～8 号室	91.58	CB 造	S40.2	100.0

109	森ヶ峠住宅				
	□1号棟	991.84	RC造	S48.3	100.0
	□2号棟	1,485.35	RC造	S48.3	100.0
110	東領家住宅				
	□1・2号室	77.76	CB造	S41.3	100.0
	□3～10号室	311.04	CB造	S41.3	100.0
	□11・12号室	72.16	CB造	S41.3	100.0
	□13～19号室	310.80	CB造	S41.3	100.0
	□20～25号室	216.48	CB造	S41.3	100.0
	□26・27号室	61.05	CB造	S41.10	100.0
	□28～31号室	122.10	CB造	S41.10	100.0
111	領家台住宅				
	□1号棟	890.38	RC造	H6.3	57.7
	□2号棟	904.06	RC造	H6.3	57.7
	□3号棟	609.22	RC造	H6.3	57.9
	□4号棟	609.22	RC造	H6.3	57.9
	□5号棟	904.06	RC造	H7.2	55.5
	□6号棟	904.06	RC造	H7.2	55.5
	□7号棟	1,352.71	RC造	H7.2	55.4
	□集会所	68.40	S造	H8.1	64.8
112	領家台住宅（特公賃）	1,140.28	RC造	H8.1	53.7
113	相生住宅				
	□1号棟	812.74	RC造	S49.7	99.0
	□2号棟	1,339.40	RC造	S50.8	96.8
	□3号棟	944.14	RC造	S51.8	94.7
	□4号棟	1,000.11	RC造	S53.8	90.4
	□集会所	55.25	CB造	S51.8	100.0
114	花園住宅	1,408.85	RC造	H9.2	51.4
115	平岡台住宅				
	□1号棟	2,876.62	RC造	H15.10	35.2
	□集会所	50.66	RC造	H15.10	52.7
116	高洲住宅	1,178.46	RC造	S49.7	99.0
117	高洲西住宅	683.19	RC造	S47.1	100.0
118	緑町住宅				
	□1号棟	1,665.27	RC造	S60.3	71.4
	□2号棟	1,665.27	RC造	S61.3	46.9
	□3号棟	3,736.44	RC造	H16.11	33.4
	□4号棟	1,458.24	RC造	H19.10	27.5
	□5号棟	1,394.30	RC造	H21.10	23.1
	□集会所	93.58	S造	H18.3	37.8
119	緑町西住宅	923.47	RC造	S52.7	92.6
120	幸町住宅				
	□1～4号室	155.52	CB造	S41.2	100.0
	□5～10号室	233.28	CB造	S41.2	100.0
	□11～18号室	311.04	CB造	S41.12	100.0
	□19～22号室	155.52	CB造	S41.2	100.0
	□23～28号室	266.40	CB造	S41.12	100.0
	□29～36号室	355.20	CB造	S43.1	100.0

	□37～42 号室	233.28	CB 造	S41.2	100.0
121	虹ヶ浜西住宅 □1・2 号室 □3・4 号室 □5・6 号室 □7・8 号室	127.59 127.59 127.59 127.59	CB 造 CB 造 CB 造 CB 造	S63.3 S63.3 S63.3 S63.3	86.4 86.4 86.4 88.2
122	山田住宅 □1・2 号室 □3～6 号室 □7～12 号室 □13・14 号室 □15～20 号室 □21～24 号室 □25・26・28 号室 □29～32 号室 □33～36 号室 □37～40 号室 □41～44 号室 □45～52 号室 □集会所	61.05 122.10 186.48 62.16 186.48 124.32 93.24 124.32 124.32 124.32 177.60 355.20 39.76	CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造	S43.3 S43.3 S44.3 S44.3 S44.3 S44.3 S44.3 S44.3 S44.12 S44.3 S44.3 S44.3 S44.12	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0
123	亀山住宅 □101～106 号室 □107～109 号室 □111～116 号室 □117～119 号室 □121～124 号室 □125～128 号室 □129～132 号室 □141～144 号室 □集会所	266.40 99.96 266.40 99.96 124.32 124.32 124.32 133.28 42.25	CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造	S45.3 S45.12 S45.3 S45.12 S45.3 S45.3 S45.3 S45.12 S45.12	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0
124	岩狩住宅 □1～4 号室 □5～8 号室 □9～12 号室 □13～18 号室 □19～24 号室 □25～30 号室 □31～36 号室 □37～44 号室 □51～54 号室 □55～60 号室 □65～70 号室 □71～76 号室 □77～80 号室 □81～88 号室 □89～96 号室 □97～104 号室 □105～112 号室 □集会所	177.60 177.60 177.60 266.40 266.40 266.40 266.40 355.20 171.00 251.85 251.85 265.68 184.50 354.24 354.24 354.24 354.24 46.13	CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造 CB 造	S46.3 S46.3 S46.3 S46.3 S46.3 S46.3 S46.3 S46.3 S49.2 S47.1 S47.1 S46.12 S47.12 S46.12 S46.12 S46.12 S46.12 S47.12	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0

125	虹川住宅				
	□1・2 号室	69.66	CB 造	S47.12	100.0
	□3～6 号室	139.32	CB 造	S47.12	100.0
	□7～10 号室 (R3.3 解体)	139.32	CB 造	S47.12	100.0
126	三輪中央住宅				
	□1 号室	38.88	木造	S46.3	100.0
	□2 号室	38.88	木造	S46.3	100.0
	□4 号室	38.88	木造	S46.3	100.0
127	溝呂井住宅				
	□1～4 号室	150.08	CB 造	S47.3	100.0
	□5・6 号室	75.04	CB 造	S47.3	100.0
	□7・8 号室	75.04	CB 造	S47.3	100.0
	□9・10 号室	75.04	CB 造	S47.3	100.0
	□11・12 号室	75.04	CB 造	S48.3	100.0
	□13・14 号室	75.04	CB 造	S48.3	100.0
	□15・16 号室	75.04	CB 造	S48.3	100.0
	□17・18 号室	78.75	CB 造	S48.3	100.0
	□19・20 号室	78.75	CB 造	S48.3	100.0
	□21・22 号室	78.75	CB 造	S48.3	100.0
	□23・24 号室	78.75	CB 造	S48.3	100.0
128	小豆尻住宅				
	□1・2 号室	92.25	CB 造	S49.3	100.0
	□3～8 号室	276.75	CB 造	S49.3	100.0
	□9～14 号室	256.50	CB 造	S49.3	100.0
	□15～20 号室	256.50	CB 造	S49.3	100.0
	□21～24 号室	205.92	CB 造	S51.11	100.0
	□25～28 号室	202.50	CB 造	S50.5	100.0
	□29～32 号室	202.50	CB 造	S50.5	100.0
	□33～38 号室	328.05	CB 造	S51.11	100.0
	□39～44 号室	315.90	CB 造	S51.3	100.0
	□45～50 号室	283.50	CB 造	S50.5	100.0
	□集会所	59.40	CB 造	S51.3	100.0
129	儀山住宅				
	□1 号棟	1,665.27	RC 造	S61.8	73.2
130	中岩田住宅				
	□1 号棟	836.86	RC 造	H2.9	65.2
	□2 号棟	836.86	RC 造	H2.9	65.5
	□3 号棟	798.70	RC 造	H4.3	62.9
	□4 号棟	836.86	RC 造	H4.3	62.9
	□集会所	69.85	S 造	H2.10	78.3
131	高洲住宅 (改良)	381.55	RC 造	S49.7	99.0
132	三輪中央住宅 (改良)				
	□6・7 号室	100.46	CB 造	S48.12	100.0
	□8・9 号室	100.46	CB 造	S48.12	100.0
	□10・11 号室	100.46	CB 造	S48.12	100.0
	□12・13 号室	100.46	CB 造	S50.6	100.0
	□14・15 号室	100.46	CB 造	S50.6	100.0

	□16・17 号室	100.46	CB 造	S50.6	100.0
	□18・19 号室	100.46	CB 造	S50.3	100.0
	□20・21 号室	100.46	CB 造	S51.3	100.0
	□22・23 号室	111.98	CB 造	S51.12	100.0
	□24・25 号室	111.98	CB 造	S51.12	100.0
	□26・27 号室	112.66	CB 造	S53.12	100.0
	□28・29 号室	112.66	CB 造	S53.12	100.0
	□30・31 号室	118.69	CB 造	S54.3	100.0
	□32・33 号室	118.69	CB 造	S54.3	100.0
	□34・35 号室	118.69	CB 造	S56.3	100.0
	□36・37 号室	114.89	CB 造	S56.3	100.0
133	潮浜住宅 □57 号室	30.25	木造	S36.12	100.0
	□62 号室 (R2.12 解体)	30.25	木造	S36.12	100.0
134	古川住宅	61.04	CB 造	S41.3	100.0
135	小倉住宅	92.75	木造	H4.3	100.0
計		65,757.27			

■過去に行った対策の実績

- 「光市営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化により用途廃止とした住宅等（亀山住宅（一部）、南汐浜住宅（一部）、汐浜2区住宅（一部）、上島田住宅、三輪中央住宅（一部）、潮浜住宅（一部）、虹川住宅（一部））39戸を除却
- 用途廃止とした住宅の入居者の耐用年数の長い住宅に移転集約を実施

■現状と課題

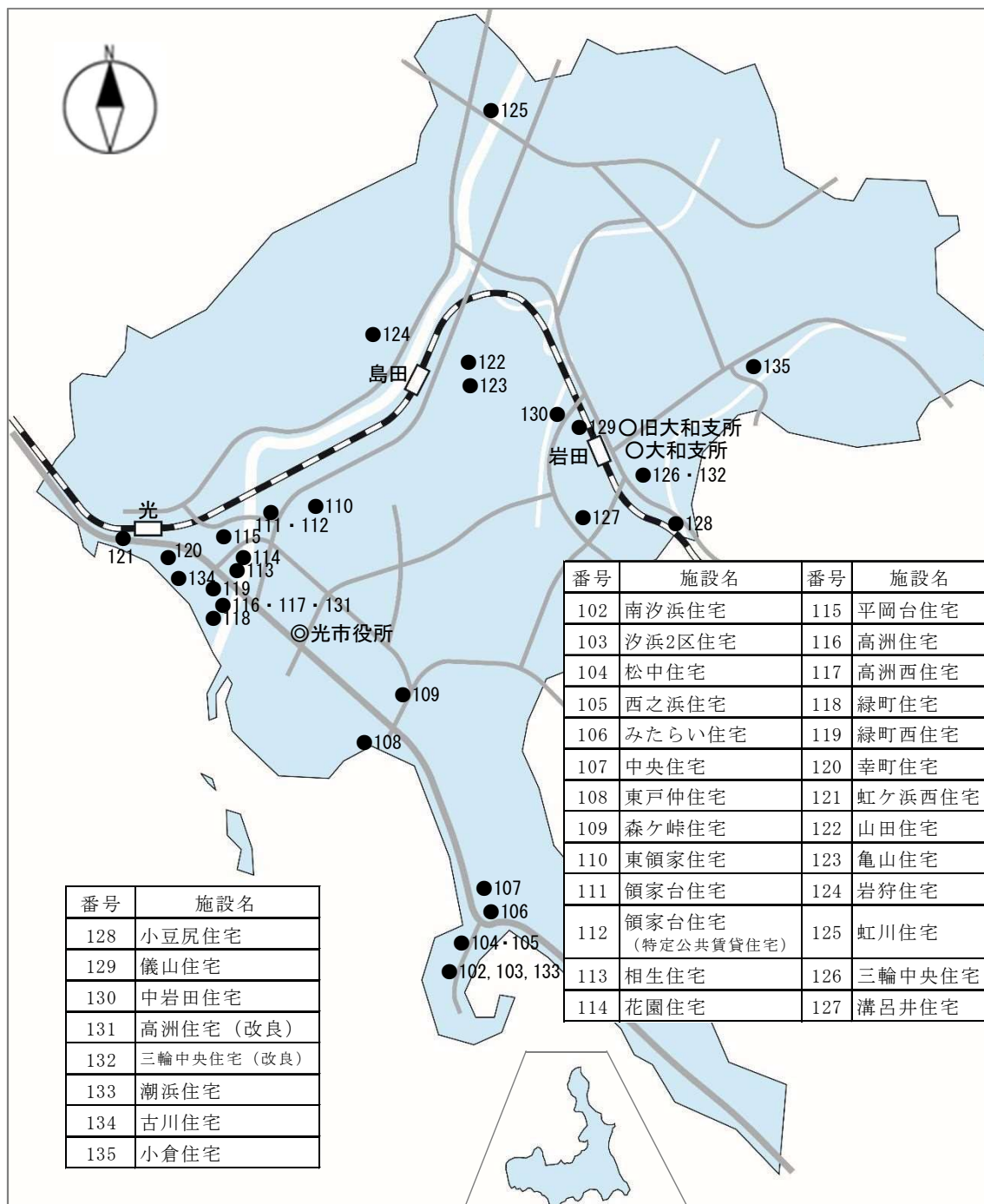
- 市営住宅の多くが、昭和30年代後半から昭和50年代に建築され、老朽化が進んでいます。
- 市営住宅の空家戸数は、令和2年度末で、287戸程度（全体の約24%）となっており、年々増加傾向にあります。

■方向性

- 経済情勢による需要の変化や、住宅セーフティネットとしての必要量等から必要戸数を長期的な視点で精査しながら、「光市営住宅等長寿命化計画（令和3年度策定）」に基づき、供給戸数の約2割削減を目指します。
- 市営住宅の更新に係る供給方法については、イニシャルコスト及びライフサイクルコストの縮減、省エネルギー化の推進、二酸化炭素排出抑制等に留意するとともに、PFI等の民間活力の導入を視野に入れた整備を検討します。
- 市営住宅の管理について、住み替えや周辺の市営住宅の集約化等による長期間の空き家の縮減を進め、防犯上の安全対策に努めます。

■配置状況

【施設分布図：市営住宅】



(12) 産業施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
136	農業振興拠点施設「里の厨」	802.07	木造	H23.3	37.8
137	テクノキャンパス研修センター	777.00	S造	H3.3	92.4
138	シルバーワークプラザ	1,136.68	RC造	S48.3	88.9
139	農産物加工センター	211.04	S造	S57.3	86.1
140	虹川ライスセンター	188.25	S造	S52.3	100.0
計		3,115.04			

■過去に行った対策の実績

農業振興拠点施設「里の厨」
 ○指定管理者による民間能力を活用したサービスの向上と効率的な管理運営を実施 ※指定管理の更新：令和2年度から5年間

テクノキャンパス研修センター
 ○指定管理者（学校法人Y I C学院）が開校していた隣地の専門学校の閉校に伴い、令和3年4月1日から、市直営で管理・運営

シルバーワークプラザ
 ○屋上修繕や階段手摺補強など

農産物加工センター
 ○施設の修繕を実施

虹川ライスセンター
 ○施設廃止に向け施設内の備品を処分（令和2・3年度）

■現状と課題

○農業振興拠点施設「里の厨」は、平成23年の開設以降、地場産農林水産物及び加工品等の販売による地産地消を推進し、令和元年度には累計来客数200万人を達成しました。

○農業振興拠点施設「里の厨」は、開設後10年経過し、老朽化に伴う設備や備品の故障や修繕等が増加傾向にあります。

○テクノキャンパス研修センターは、災害発生時の避難所に指定しています。

○テクノキャンパス研修センターは、建築後30年経過し老朽化が進み、修繕等の対応が必要となっています。

○シルバーワークプラザは、シルバー人材センターと森林組合が使用しています。

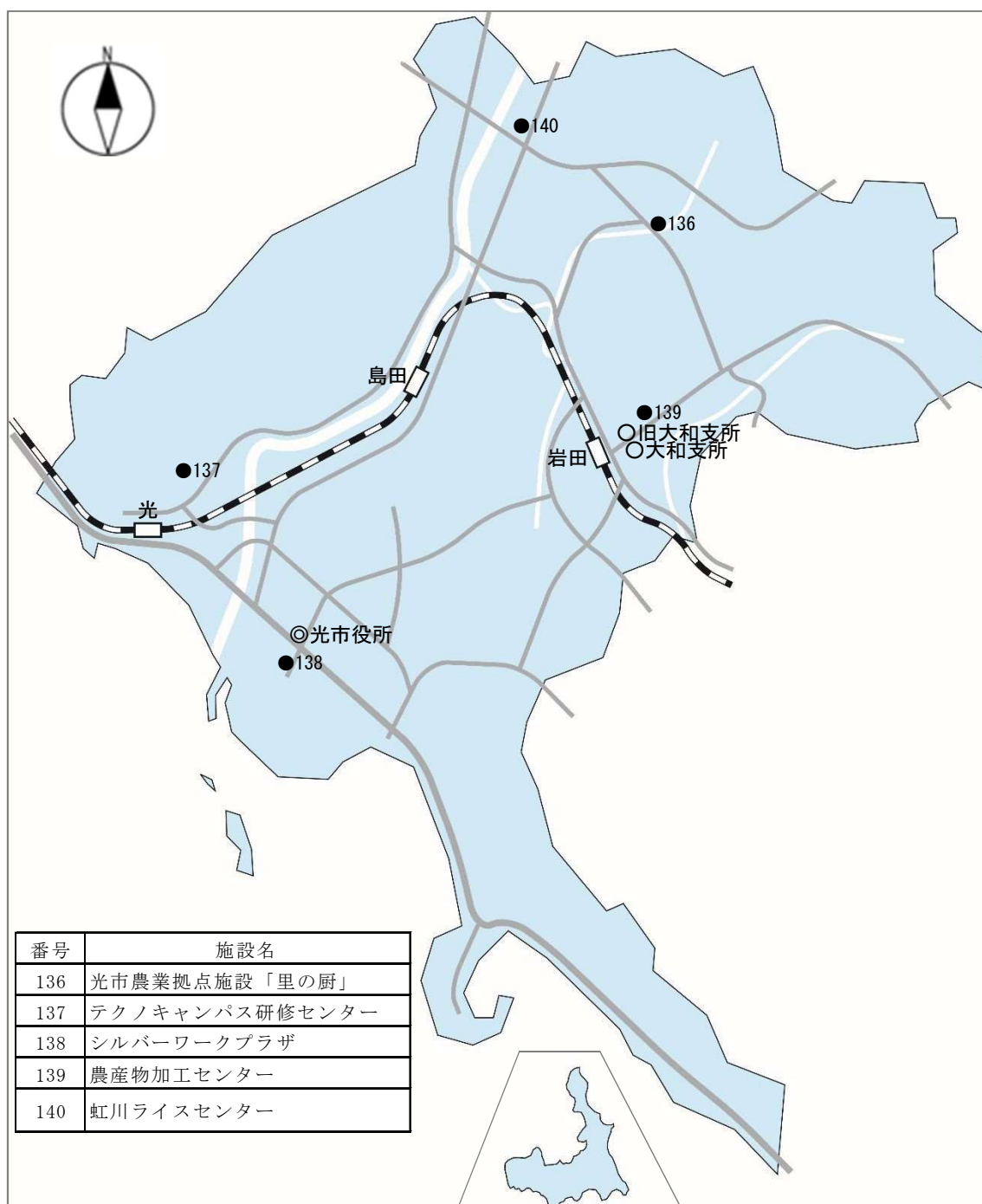
- シルバーワークプラザは、建築後 40 年以上経過し老朽化が進み、修繕等の対応が必要となっています。
- 農産物加工センターは、建築後 35 年以上経過し、老朽化が進んでいる状況です。今後、施設の大規模修繕等が必要になりますが、主に特定団体の利用に限られているため、優先度は低い状況です。
- 虹川ライスセンターは、施設廃止に向けて備品の処分を進めています。

■方向性

- 農業振興拠点施設「里の厨」は、効果的な管理運営や適切な維持管理に努めます。
- テクノキャンパス研修センターは、直営又は指定管理などの当面の管理方法を検討するとともに、利用実態や指定避難所としての機能などを踏まえた将来のあり方を検討します。
- シルバーワークプラザは、施設及び設備の状況や現使用者（シルバー人材センターと森林組合）の状況を踏まえながら、当面適切な維持管理に努めます。
- 農産物加工センターは、利用状況等を踏まえ、施設の廃止・機能集約・統廃合を検討します。
- 虹川ライスセンターは、施設廃止に向けて施設の売却・処分方法を検討します。

■配置状況

【施設分布図：産業施設】



(13) その他施設

■基礎データ

番号	施設名	延床面積 m ²	構造	築年月	減価償却率 %
141	旧周南コンピュータ・カレッジ	2,064.52	RC 造	H3.6	61.6

■過去に行った対策の実績

○学校法人Y I C学院が令和3年3月末で閉校になったことから、切れ目なく本施設を利活用するため、令和2年度に公募型プロポーザルで利用者を公募

■現状と課題

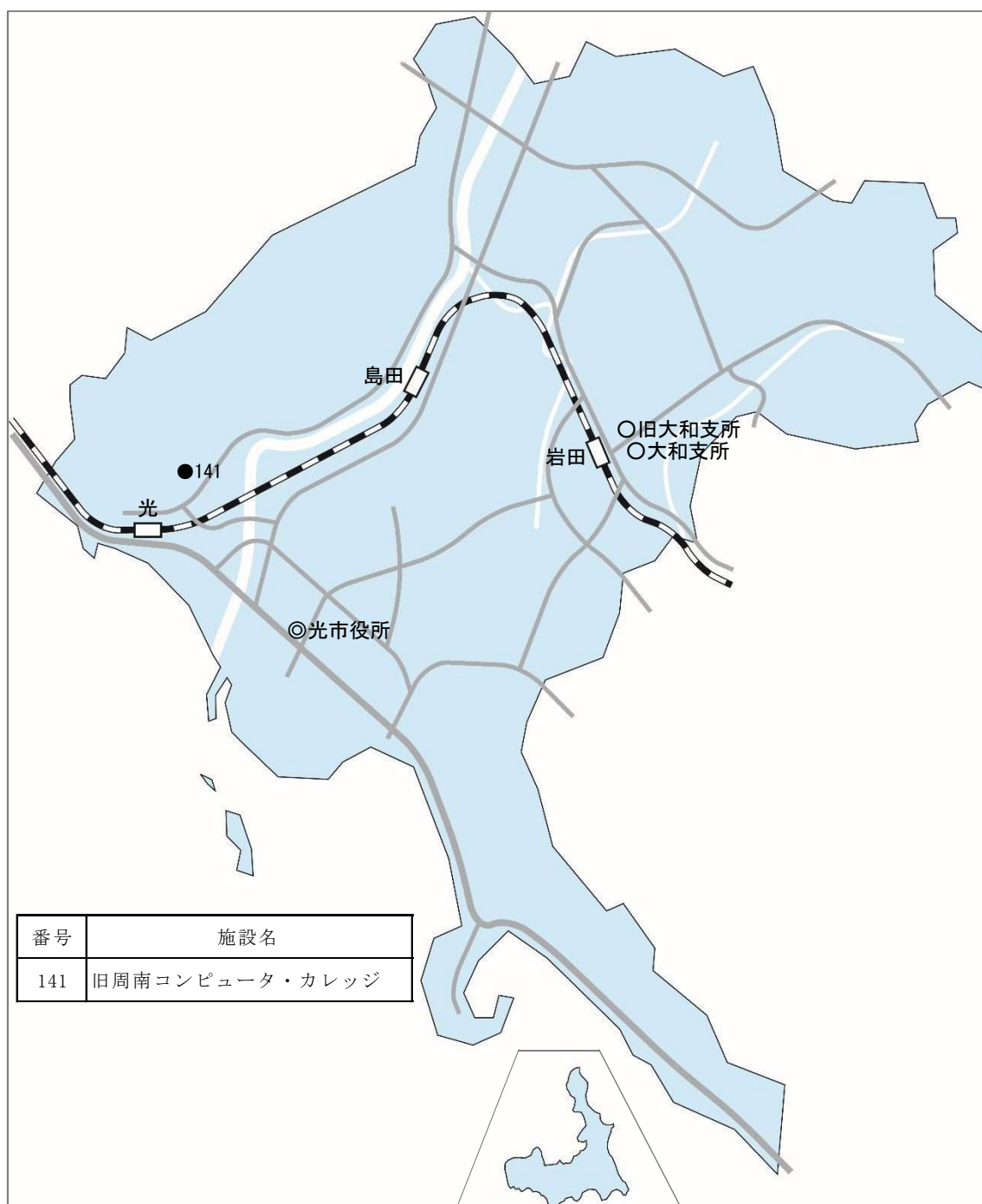
○令和3年4月1日から民間事業者（第1種社会福祉事業者）に、貸し付け、公用・公共的な目的のために利用されています。

■方向性

○民間事業者（第1種社会福祉事業者）と令和13年3月31日までの長期賃貸借契約を締結しており、賃料収入の確保も図られていることから、契約期間中は現状のまま維持します。

■配置状況

【施設分布図：その他施設】



2 インフラ・プラント系施設

(1) 市道・橋りょう

■基礎データ

番号	施設名	数量
1	市道	347,288m
2	橋りょう	208 橋

■過去に行った対策の実績

市道

- 掲示板を活用した市職員による危険箇所の通報システム導入
- 既存施設の適切な補修などの維持管理を軸に、人口減少等の社会情勢の変化に対応した施設整備を計画的に実施
- 補修班による日常のパトロールに加え、月に一度のパトロール強化日を設定し、職員による点検を実施

橋りょう

- 平成 26 年度より道路法施行規則に基づく 5 年ごとの定期点検を実施
- 「光市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、補修工事等の対策工事实施
※補修工事：9 橋、架替え工事：3 橋

■現状と課題

- 市道の維持管理は、日常点検や市民等からの通報により現状を把握し、可能な限りの対応に努めていますが、近年は高度成長期に整備されたインフラの劣化が加速しており、緊急の補修箇所が急増しています。
- 橋りょうは、「光市橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月改訂）」に基づき、長寿命化と維持管理の効率化に努めています。

■方向性

- 市道は、既存施設の適切な補修などの維持管理を軸に、人口減少やそれに伴う市民ニーズの変化といった社会情勢の変化に対応した施設の整備を計画的に実施します。
- 市道は、急速に進むインフラの老朽化に伴い、日常のパトロールに加え、月に一度のパトロール強化日を設定し、職員による点検を実施するなど適切な補修等を行います。
- 橋りょうは、「光市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた適切な補修や更新を行うとともに、道路法施行規則に基づく 5 年を 1 サイクルとした定期点検等により適切な維持管理に努めます。

(2) 農道・林道

■基礎データ

番号	施設名	数量
3	農道（舗装延長）	83,796m
4	林道（舗装延長）	607m

■過去に行った対策の実績

○農道・林道・作業道に係る原材料支給

■現状と課題

- 農道は、周南広域農道をはじめ、舗装されているものが83,796m、林道は607mとなっています。いずれも、定期的なパトロールや利用者からの通報等により危険箇所の把握に努め、適切な補修を行っています。
- 農道・林道の日常的な維持管理や定期的なパトロールは、地元関係者が行うとともに、緊急度や規模等に応じ、可能な限りの対応に努めています。

■方向性

- 大規模農道は、定期的なパトロールや適切な維持補修により、効率的な維持管理に努めます。
- また、重要施設（橋梁・トンネル等）について、維持管理費の縮減を目指し、適切な維持補修を行い、長寿命化を図ります。
- 大規模農道以外の農道は、受益者に対し定期的なパトロールや適切な維持管理を指導するとともに、維持補修に必要な資材を支援するなど、地域との協働による維持管理に努めます。
- 林道は、森林組合や森林所有者等と連携を図りながら、パトロールや補修等、適切な維持管理に努めます。

(3) 公園

■基礎データ

番号	施設名	数量
5	都市公園	39 箇所
6	その他公園等	119 箇所

■過去に行った対策の実績

- 都市公園について、ファミリー公園、虹ヶ丘西公園の供用を開始、中央公園は、大和支所・コミュニティセンター整備のため廃止
- 冠山総合公園について、非常用放送機器の取替修繕
- 平成 30 年 7 月豪雨により虹ヶ丘公園南側法面の一部が崩壊したため、災害復旧事業を実施。
※その他の範囲も崩落の危険性があるため、防災・安全対策を実施中。
- 地元自治会の意向や利用状況を踏まえ、亀山児童遊園地と木園製鉄児童遊園地を廃止

■現状と課題

- 公園は、都市公園 39 箇所、その他公園 13 箇所、児童遊園地 92 箇所、ポケットパーク 14 箇所を設置しています。
- 都市公園は、街区公園や運動公園等、様々な種類に区分され、いずれも安全に利用できるよう適切な維持管理に努めています。
- その他公園等は、利用状況や地域住民の意向等を踏まえ、公園自体や遊具設置の必要性を勘案しながら、安全に利用できるよう努めています。

■方向性

- 都市公園は、災害時に避難場所としても活用されることから、適切な設置及び維持管理を行います。
- 都市公園は、公園施設長寿命化計画に基づき、長寿命化対策に取り組めます。
- その他公園等は、地域住民の意向や利用状況を踏まえつつ、廃止も含め適切な配置を検討します。

(4) 漁港

■基礎データ

番号	施設名	数量
7	外郭施設	63 施設
8	係留施設	28 施設
9	輸送施設	7 施設

■過去に行った対策の実績

- 「機能保全計画（平成 24 年度策定）」に基づき、老朽化が著しい漁港施設(10 箇所)について、測量設計業務(平成 27 年度：7 箇所、令和 2 年度：3 箇所)を実施
- 機能保全計画に基づき、戸仲物揚場の保全工事を実施（令和 3 年度）

■現状と課題

- 漁港施設の設置状況
 - ・波、高潮、漂砂等を防護する外郭施設：63 施設
 - ・漁獲物の陸揚げ、漁業生産資材の積卸し等の作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保等を行う係留施設：28 施設
 - ・水産物や漁業用資材等の円滑な搬入・搬出、漁港区域内での移動・作業を行う輸送施設：7 施設
- 漁港施設の日常的な維持管理は、定期的な点検等による現状把握を基に緊急度や優先度に応じ、適切な維持管理に努めています。

■方向性

- 漁港施設は、老朽化による補修箇所が増加しており、今後も引き続き安全に利用できるよう、定期的な点検や計画的な修繕により、施設の長寿命化を図ります。
また、老朽化の著しい施設は、機能保全計画に基づき、保全工事の実施に向けた取組を進めます。

(5) し尿処理施設

■基礎データ

番号	施設名	数量
10	深山浄苑 □処理棟 □管理棟	1,847 m ² 257 m ²

■過去に行った対策の実績

○営繕計画に基づき、予算の平準化及び設備の計画的な更新に取り組み、安定的なし尿処理を実施

■現状と課題

○平成30年7月豪雨により、搬入経路が遮断され、し尿及び浄化槽汚泥の搬入が困難となり、施設の稼働を休止しています。
○将来にわたるし尿等の安定的な処理体制を確立する必要があります。

■方向性

○下水道施設によるし尿及び浄化槽汚泥と下水の共同処理の実現を目指し、計画的に取り組を進めます。
○休止中の施設の必要最低限の維持管理に努めながら、汚水処理共同化事業の進捗に合わせて、施設の今後について整理します。

(6) 下水道

■基礎データ

番号	施設名	数量
11	污水管	251, 582m

■過去に行った対策の実績

- 山口県と3市（光市、周南市、岩国市）で進める周南流域下水道事業との整合性を図りながら推進
- 下水道事業は令和2年4月1日に地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計に移行
- 「長寿命化計画」及び「ストックマネジメント計画」に基づく、計画的な管渠及びポンプ場等の施設の改築、更新、適切な維持管理を実施

■現状と課題

- 本市の下水道事業は、山口県と3市（光市、周南市、岩国市）で進める周南流域下水道事業との整合性を図りながら推進しています。
- 令和元年度末で管渠の総延長は251kmを超え、供用開始面積は981ha（ともに開発行為による事業者施工を含む。）と、着実な整備が進む一方で、今後、耐用年数を経過する管渠等が一定期間に集中することとなります。

■方向性

- 経営状況や資産状況を的確にとらえ、中長期的な視点に立った財政運営により経営基盤の強化に努めます。
- 管渠やポンプ場等の施設は、「ストックマネジメント計画」に基づき、引き続き、調査、点検を行いながら、計画的な施設の改築、改修、更新を図るなど、適切な維持管理を行います。

3 公営企業保有施設

(1) 水道局

■基礎データ

番号	施設名	数量
1	浄水施設	1 施設
2	水道管（導水・送水・配水）	362,095m

■過去に行った対策の実績

○更新対象管路を経年数、修繕履歴、事故時の影響等に基づいた優先順位により抽出し、効率的な布設替えを実施

■現状と課題

○令和元年度末における管路の総延長は、362,095m（導水管 844m、送水管 18,801m、配水管 342,450m）となり、配水管網は約 340 k mにわたっていますが、安定した給水を確保するため、計画的かつ効率的な布設替えを行っています。

■方向性

○「光市水道事業ビジョン（展望編・実現編）」に基づき、将来にわたり安心・安全な水道水の安定給水を維持できるよう、計画的な施設・設備の更新や財政の健全化等に取り組み、効率的で健全な事業運営に努めます。

(2) 病院局

■基礎データ

番号	施設名	数量
3	光総合病院	17,909.88 m ² ・210 床
4	大和総合病院	16,463.73 m ² ・243 床
5	ナイスケアまほろば	4,491.49 m ² ・70 床

■過去に行った対策の実績

光総合病院

○令和元年5月に新病院を開院

○旧病院跡地について、売却処分の方針を決定

ナイスケアまほろば

○空調改修工事を実施

※第1期工事：令和2年7～12月、第2期工事：令和3年4～7月

■現状と課題

○光総合病院は、旧病院跡地で建物のない駐車場用地等について、先行して売却処分を進めています。

○大和総合病院は、耐震化について検討中です。

○大和総合病院の中央棟・厨房棟・管理研究棟は、旧耐震基準下の建築で、耐震診断の結果、中央棟は耐震性能を表すI_s値の基準値(0.6)を満たしていませんが、厨房棟・管理研究棟はI_s値の基準値(0.48)を満たしています。

○ナイスケアまほろばは、平成11年に建設し、建築後20年経過し、施設・設備の老朽化が顕著となっています。定期的な点検等による現状把握を基に、計画的な設備の更新に努めています。

○ナイスケアまほろばは、令和2年度から3年間かけて、空調改修工事を実施しています。

■方向性

○光総合病院の旧病院跡地は、今後売却処分を進めます。

○大和総合病院は、耐震化への対応として、整備の方向性や工事の技術的な手法などを検討します。

○ナイスケアまほろばは、建物の適切な維持管理に努めるとともに、運営形態のあり方を検討します。

第6章 計画の推進にあたって

1 推進体制

(1) 庁内体制

これまでの公共施設は、縦割り行政の中、各施設所管課による管理等が行われてきました。具体的な取組を進めるにあたっては、今後も各施設所管課における管理運営を基本としますが、施設の複合化等を検討する場合には、組織を横断した横の連携が重要となることから、公共施設の一体的なマネジメントを推進するための担当部署を定め、公共施設に関する情報の一元化や施設所管部局間の取りまとめ等を行うこととします。

なお、公共施設マネジメントを推進していく中で、必要があれば専門部署の設置についても検討します。

(2) 市民との協働体制

本計画の策定にあたり、市民アンケートや出前講座、行政改革市民会議等を通じて市民意見をいただきました。今後、本計画に基づき、公共施設の再編等を進めますが、その過程においては、市民や議会と情報を共有し、理解を求めていくことが必要不可欠となります。

このため、具体的に個別施設の複合化や統廃合といった取組を進める場合には、市民（施設利用者、地域住民等）への丁寧な説明に努めるとともに、必要に応じてワークショップ等の手法を用いながら、市民参画の機会の確保等による合意形成を図ります。

2 着実な推進に向けて

(1) 基金の創設

公共施設の計画的な改修・更新等に必要な経費については、国の補助金等の活用や地方債の発行等により、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、基金の創設により、必要財源の確保に努めます。

なお、公共施設の再編等により余剰となった土地や建物を売却した収入については、原則、当該基金に積み立てることとします。

(2) 研修等の実施

公共施設の再編等を円滑に推進するためには、職員一人ひとりが問題意識を持ち、理解して取り組むとともに、適切な人員配置と役割に応じた能力の向上が必要となります。

このため、公共施設マネジメントに関する職員への意識啓発や研修を

実施するとともに、公共施設の保全を適切に行うため、建築物・構造物の維持管理に係る知識・技能や事業者等による公共施設の維持管理活動をマネジメント（指導、助言、モニタリング等）する技能を持つ職員の育成に努めます。

（３）本計画の進行管理及び着実な推進

本計画の進行管理については、計画期間の中でPDCAサイクルに基づく管理を行うとともに、前期・後期に分割した各期間の中間年において進行状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

また、本計画は、20年という長期にわたる取組であり、施設の適正配置、施設総量の縮減等のほか、各種の取組を行っていくことは容易ではないことから、行財政構造改革推進プランに具体的な取組を掲げることや、施設所管課において、必要に応じて国のインフラ長寿命化計画に基づく個別施設計画を策定すること等により、計画の着実な推進を図ります。

資 料

1 策定経過

(1) 光市行政改革市民会議

光市公共施設等総合管理計画の策定に向け、本市の行政改革に対する意見や提言を求めるために設置している光市行政改革市民会議において、計画の策定等に関する意見等を求めるため会議を開催しました。

開催日	内容
平成 26 年 7 月 16 日	公共施設白書について
平成 27 年 11 月 4 日	公共施設の現状、基本的な方針の策定について
平成 28 年 4 月 19 日	アンケート調査結果の報告、光市公共施設等総合管理計画の概要について
平成 28 年 8 月 24 日	光市公共施設等総合管理計画（素案）について
平成 28 年 11 月 2 日	光市公共施設等総合管理計画（案）について
令和 3 年 7 月 2 日	光市公共施設等総合管理計画の改訂方針について
令和 3 年 10 月 4 日	光市公共施設等総合管理計画の改訂の経過について
令和 3 年 12 月 14 日	光市公共施設等総合管理計画（改訂案）について 中間報告
令和 4 年 3 月 22 日	光市公共施設等総合管理計画（改訂案）について

(2) 光市行政改革推進本部

本市の行政改革の推進を図るために設置している、市長を本部長、部長等を本部員とする光市行政改革推進本部において、計画の策定等について審議を行いました。

開催日	内容
平成 28 年 3 月 17 日	光市公共施設等総合管理計画の策定方針、アンケート調査結果の報告について
平成 28 年 8 月 9 日	光市公共施設等総合管理計画（素案）について

平成 28 年 10 月 7 日	光市公共施設等総合管理計画（中間案）について
平成 29 年 1 月 31 日	光市公共施設等総合管理計画（最終案）について
令和 3 年 5 月 26 日	光市公共施設等総合管理計画の改訂方針について
令和 3 年 8 月 18 日	光市公共施設等総合管理計画の改訂の経過について
令和 3 年 11 月 15 日	光市公共施設等総合管理計画（改訂案）について 中間報告
令和 4 年 2 月 4 日	光市公共施設等総合管理計画（改訂案）について

（３）光市公共施設白書

公共施設の現状について、一元的に「見える化」を図り、施設の実態を市民へ情報提供するため、平成 26 年 7 月に「光市公共施設白書」を作成しました。

（４）公共施設に関する市民アンケート調査

公共施設に対するニーズ、見直しに対する考え方などについて市民意識を把握し、公共施設のあり方を検討するための基本方針となる公共施設等総合管理計画の策定や、公共施設マネジメントの推進にあたっての基礎資料とすることを目的とし、「光市の公共施設に関するアンケート」調査を平成 27 年度に実施しました。

■調査対象：光市に住む 18 歳以上の市民から 2,000 人を抽出

■調査方法：郵送による配布・回収（無記名回答方式）

■調査期間：平成 27 年 10 月 23 日～平成 27 年 11 月 6 日

■回収状況

配布数	有効配布数 A	回収数 B	回収率 B/A
2,000 票	1,991 票	877 票	44.0%

（５）光市公共施設等総合管理計画（案）に対するパブリックコメント

計画立案過程における市民参画を進め、市民の意見・提言をより反映させた計画とするため、広く計画（案）を公表してパブリックコメントを行いました。

ア 策定時

■募集期間：平成 28 年 12 月 16 日～平成 29 年 1 月 16 日

■公表場所：窓口 16 か所及び市ホームページ

本庁（行政改革・情報推進課、情報公開総合窓口）、大和支所、総合福祉センター「あいぱーく光」、地域づくり支援センター、出張所及び出張所を併設しないコミュニティセンター（島田コミュニティセンターを除く）

■応募件数：7 件（2 名）

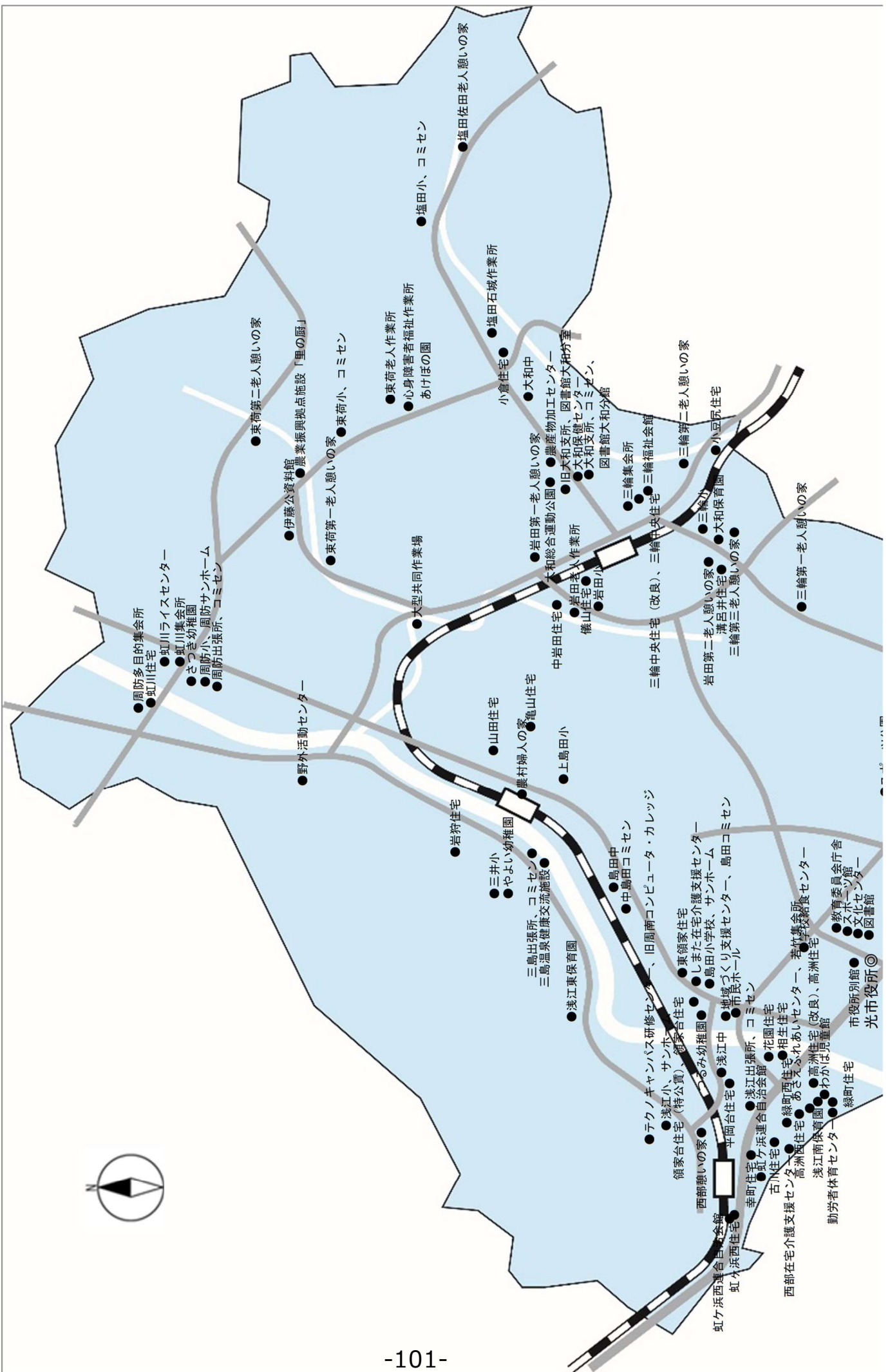
イ 改訂時

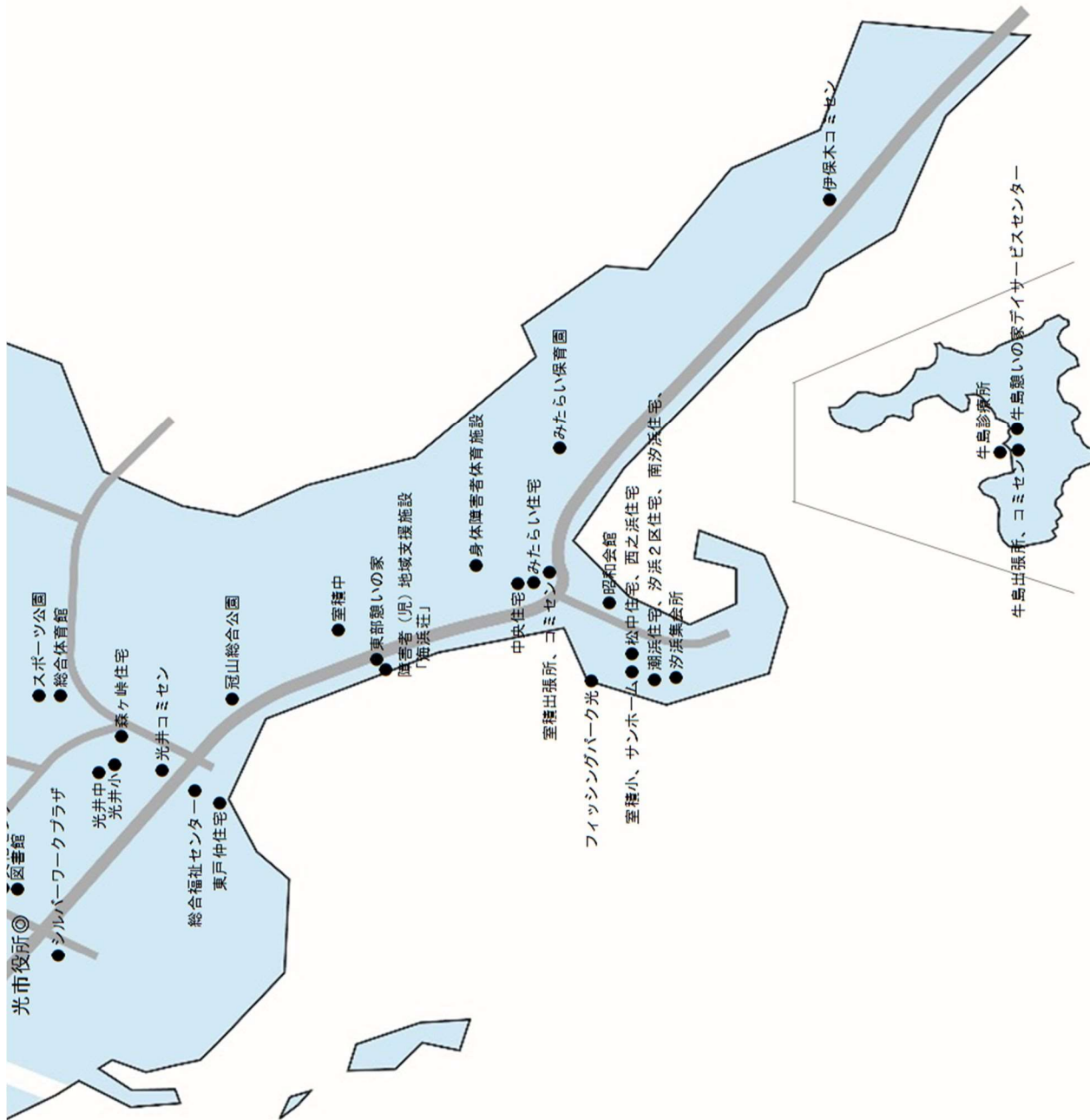
■募集期間：令和 3 年 12 月 20 日～令和 4 年 1 月 19 日

■公表場所：窓口 15 か所及び市ホームページ

本庁（行政経営室、情報公開総合窓口）、大和支所、総合福祉センター「あいぱーく光」、地域づくり支援センター、出張所及び出張所を併設しないコミュニティセンター（島田コミュニティセンターを除く）

■応募件数：6 件（2 名）





光市公共施設等総合管理計画

発 行：山口県光市

編 集：光市政策企画部行政経営室

〒743 - 8501

光市中央六丁目 1 - 1

TEL 0833 - 72 - 1415

FAX 0833 - 72 - 1436

[http : //www.city.hikari.lg.jp](http://www.city.hikari.lg.jp)